



第五次 御殿場市総合計画

GOTEMBA CITY



令和8年3月策定
御殿場市



はじめに

本市では、令和7年度までを計画期間とする第四次御殿場市総合計画のもと、「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けたまちづくりを進めてまいりました。

この間、新東名高速道路の新御殿場インターチェンジ～御殿場ジャンクション間の開通や、東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技ロードレース開催、SDGs未来都市への選定など本市を活性化する変化がもたらされました。

時を同じくして世界的な感染拡大となった新型コロナウイルス感染症は市民生活にも大きな影響を及ぼしましたが、官民一体の取組により状況は回復し、現在ではコロナ禍以前の観光交流客数まで回復し、にぎわいを取り戻しています。

私たちは今、大きな時代の変化の中にいます。

国内においては想定を上回る少子高齢化による人口減少、長引く物価高騰、激甚化する自然災害の頻発、世界に目を向ければ温暖化の懸念が続く一方で争いは絶えません。またデジタル技術の進歩は日々めざましく、AIなどの活用は我々の生活にこれからも広く浸透していくことが予想されます。こうした新たな時代に対応した視点や判断力、根拠に基づく実効性のある政策立案が求められています。

今般、新たな市の羅針盤となる御殿場市総合計画を策定するにあたって、このような時代の変化をふまえつつ、市民のウェルビーイング（幸福度・満足度）の向上と、ふるさと御殿場を次の世代やさらにその先の「未来へつなぐ」ことを強く意識いたしました。

次の10年に向けて、新図書館の開館、(仮称)富士山の恵み産業パークのオープン、新東名高速道路の全線開通などさらなる発展の契機が控える中、雄大な富士山や箱根外輪山に囲まれた豊かな自然環境を守り育て、未来の担い手である若者をはじめとしたすべての市民が郷土に愛着と誇りを持ちながら住み続けられる「御殿場らしいぬくもりのある人づくり・まちづくり」に取り組んでいくことで、この地に住んで良かったと誰もが思えるまちを目指し、持続可能な地域社会の実現を推進するため本計画は策定されました。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ建設的なご審議をいただいた御殿場市総合計画審議会委員の皆様、地区別懇談会において熱心に議論いただいた皆様や市議会議員の皆様、市民意識調査や企業・団体・地区アンケート、パブリックコメント等において貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

御殿場市長 勝又正美

第五次御殿場市総合計画

前期基本計画

第3期 御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略 御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改訂版）

目次

第五次御殿場市総合計画

第1章 総合計画策定の趣旨	2
第2章 総合計画の概要	3

基本構想

第1章 将来都市像	6
第2章 土地利用の基本方針	6
第3章 政策の方針	6

前期基本計画

【総論】

第1章 前期基本計画の構成	16
第2章 時代の潮流	17
第3章 御殿場市の主要課題と施策の方向性	20
第4章 目標人口	23
第5章 土地利用方針	24
1. 土地利用構想	24
2. 地域別まちづくりの方針	25
第6章 前期基本計画の概要	27
1. 前期基本計画の政策体系とSDGsの関係	27
2. 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略と前期基本計画の関係	35
3. 御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改訂版）	40
第7章 SDGs 未来都市 御殿場の“みらい”に向けて	63
1. 全国モデルとなる本市の取組	63
2. 未来に投資する4大プロジェクト	68
3. 御殿場の未来に向けて	72

【分野別計画】

●政策方針1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり（産業分野）	75
●政策方針2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり（健康福祉分野）	91
●政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり（防災・市民生活分野）	117
●政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり（教育文化分野）	133
●政策方針5 富士山の恵みを守り育てるまちづくり（環境分野）	151
●政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり（都市基盤分野）	165
●政策方針7 富士山と共に歩む協働のまちづくり（協働・計画推進分野）	183

資料

第1章 総合計画策定の趣旨

本市では、令和7年度までを計画期間とする第四次御殿場市総合計画のもと、「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けたまちづくりを進めてきました。

この間、新東名高速道路新御殿場インターチェンジ～御殿場ジャンクション間の開通や、東京2020オリンピック・パラリンピック大会自転車競技ロードレースの開催地となる等、本市に新たな歴史が加わりました。

観光交流客数は新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、令和5年度には年間1,500万人を超えるまで回復しました。市民生活においては、本市オリジナルのデジタル地域通貨である富士山Gコインが普及・浸透する等、地域経済の活性化と住みよいまちづくりに努めてきました。

一方、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少や、激甚化・頻発化する自然災害、長引く物価高騰による市民生活への影響、デジタル技術の進展など、大きな変化の中にあります。

不透明な社会・経済情勢や複雑化する社会課題、多様化する市民のライフスタイルや価値観の変化の中、地方自治体は地方創生のもと、健全な財政を維持しつつ、これまで以上に自主性や創意工夫を持って、地域独自の取組を推進していくことが求められています。

本市の豊かな自然環境と、これにより生み出されたあらゆる地域資源を守り、育て、未来へつなげていくとともに、市民のウェルビーイング（幸福度・満足度）を向上させ、郷土愛と誇りを持ちつつ安全・安心に住み続けられる、新たなまちづくりの指針として「第五次御殿場市総合計画」を策定するものです。





第2章 総合計画の概要

<総合計画の構成と期間>

総合計画は本市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。

◆基本構想◆

基本構想は、10年後（令和17年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、企業等、行政など、本市に関わる全ての人々が取り組むまちづくりの基本的な理念として、7つの政策方針を示すものです。

期間は、令和8年度から令和17年度までです。

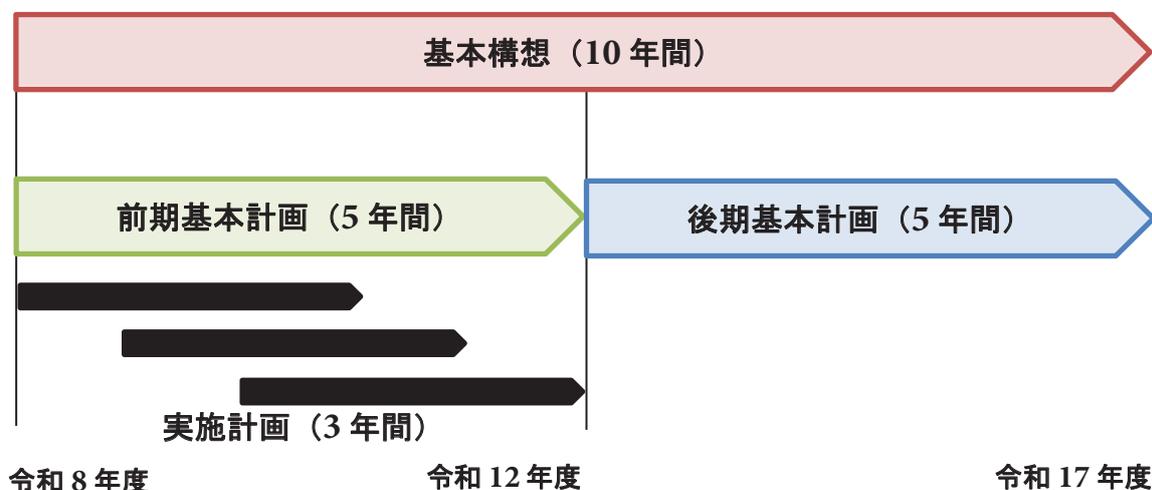
◆基本計画◆

基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、中長期的な政策・施策を体系的に整理したものです。総合的かつ計画的な市政運営となるよう、基本構想で示された7つの政策方針を、それぞれ前期（5年間）、後期（5年間）に分け、実効性を高める役割を担います。

- 前期基本計画：令和8年度～令和12年度の5年間
- 後期基本計画：令和13年度～令和17年度の5年間

◆実施計画◆

実施計画は、基本計画に示した施策を効率的かつ効果的に実施するための事業計画書としての役割を果たします。実施計画は、社会・経済情勢の変化や財政状況に柔軟に対応するため、ローリング方式により毎年見直しを行います。





基本構想

基本構想は、10年後（令和17年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民・企業等・行政など、本市に関わる全ての人に取り組むまちづくりの基本的理念として、7つの政策方針を示すものです。（期間：令和8年度～令和17年度）

第1章 将来都市像

第五次御殿場市総合計画期間（令和8年度～令和17年度）における市のまちづくりの基本的理念であり、市の目指す将来都市像を以下のとおり定めます。

「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」

雄大な富士山の恵みである豊かな自然環境を守り育て、郷土に愛着と誇りを持ちながら住み続けられる「御殿場らしいぬくもりのある人づくり・まちづくり」を進め、多様な考え方を受け入れながら、未来へ向けて持続的に発展していくまちを将来都市像として表します。

第2章 土地利用の基本方針

新東名高速道路の開通により、一層向上する交通ネットワーク上の優位性を生かしつつ、富士山と箱根外輪山に抱かれた豊かな自然環境、農林業、都市機能等が調和した、秩序ある土地利用を図ります。

第3章 政策の方針

市の目指す将来都市像を実現するため、基本目標を政策方針1～政策方針7として定めます。



政策方針1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり 《産業》

世界遺産富士山の恵みや様々な観光資源を生かしつつ、新東名高速道路新御殿場インターチェンジ以東の開通等により国内外からの交流人口の増加や物流等が大きく変わることを視野に入れ、新たな産業の振興や観光戦略により、活力あるまちづくりを進めます。

- 富士山や箱根外輪山とその周辺の豊かな自然環境や景観を生かし、周辺自治体と連携した周遊、滞留型の観光を促進します。
観光交流都市として発展するため、御殿場らしい新たな魅力の発掘や地域資源の活用、各種ツーリズムの推進により、観光交流客数の一層の増加を図ります。
- 新たな工業用地の創出を図ることにより、企業が進出しやすい環境の整備に取り組みます。
また、起業者への支援を図るとともに、農林業や商業等との連携による6次産業化や新たな産業の振興に努めます。
- 特色ある農林業の振興を図るため、豊かな自然環境の中で生産される農畜産物や木材等の魅力を最大限に活かし、販路の拡大や更なるブランド化を推進します。
- スマート農業機械等を取り入れ、次世代に向けた地球環境負荷の低減と持続可能で安全・安心な農産物の生産を促進します。
- 商店街や企業等が行う活気ある活動を支援し、地域経済の更なる活性化と賑わい創出を推進します。
また、本市の魅力ある地域資源を生かした御殿場ブランド商品の開発を促進します。
- 中小企業の経営基盤の安定化や経営の改善及び事業のイノベーションを支援することにより、企業の一層の発展に努めます。
- 誰もが働きやすい就業環境を整備するため、国や県等と連携し、労働者の福利厚生充実と労働教育の提供に努めます。

誰もが希望を持って明るく健康に暮らすことができるように、社会福祉の充実を図り、地域で支え合う健やかな福祉のまちづくりを進めます。

- 真の子育て支援日本一を目指して、地域で子どもを見守る仕組みや子どもを預けやすい環境の確立など、子育て環境の向上を図ります。
- 市民がいつでも安心して医療サービスを受けることができるように、地域の医療機関との連携強化を図るとともに、広域を含む地域医療体制づくりを進めます。
- 健康寿命の延伸のため、食育の推進や健康づくりの啓発など、市民自ら健康づくり活動を実践できる体制づくりを進めます。
- ライフステージや一人ひとりの状況に応じた健康診査や検診、教育、相談等の実施による健康管理支援体制を強化します。
- 誰もが安心して暮らすことのできるよう、地域と行政の連携により、適切に福祉サービスを提供するとともに、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域社会を築きます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる環境づくりを推進します。
- 障がいのある方が住み慣れた地域で生活を送ることができるように、自立支援や社会参加を促進します。
- 保険・年金制度の周知に努めるとともに、市民の健康増進に一層取り組むことにより、医療費の適正化を図ります。



政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり

《防災・市民生活》

市民の生命と財産を守るため、激甚化する自然災害をはじめ、富士山の噴火、犯罪、事故、火災などに対し、常に危機管理意識を持つて的確な対応ができる安全で安心なまちづくりを進めます。

- 自然災害や国民保護事案、新興感染症などのあらゆるリスクを想定した危機管理体制を構築し、的確な対応を図ります。
また、防災士の育成や自主防災会の能力向上など、地域の防災力の強化及び大規模災害に対応した広域避難体制の確立に努めます。
- 平時における防火や救命救急などの対策を進めるほか、火災など緊急時に迅速かつ的確に対応できる消防、救急・救助体制の強化を図ります。
- 大規模地震や集中豪雨に備えて、森林機能の保全や河川改修などを進め、治山・治水に努めます。
- 身近な地域で発生する犯罪を防止し、安全で安心な暮らしを実現するため、地域ぐるみの防犯活動や防犯設備の充実を図ります。
- 消費者の権利の尊重と自立の支援を図るため、相談体制の強化や幅広い層への消費者教育を推進します。
- 交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守とマナーの向上を働きかけるとともに、交通安全施設や設備の保全と拡充に努めます。
- 災害からの復旧・復興事業に備え、地籍・地理的空間情報の整備を進めます。

政策方針 4 富士山のように大きな心を持った人づくり

《教育文化》

地域や市民・企業等・行政が一体となり、こどもから大人まであらゆる世代がお互いに学び合うことで、豊かな心を持ち、いきいきと暮らすことのできる御殿場らしい人づくりを進めます。

- 確かな人間力、社会力を身につけ、郷土愛を育むために、家庭、地域、保育所、こども園、幼稚園、学校等が連携し、より良い教育環境を整え、次世代を担う人づくりに努めます。
- 市民が自ら学びあい、実りある毎日を送り、地域活動が活発化するように、いつでも気軽に集まれる居場所づくりや温かい地域づくりを推進します。
- 市民が芸術文化に身近に接する環境の充実に努めるとともに、世代間の交流を通じて、担い手の育成と主体的な活動の支援を図ります。
- 市民が様々なスポーツを通じてつながり、生涯にわたってスポーツに親しめる環境の整備を図ります。
- 地域文化継承のため、歴史・文化資源の調査と保全を進めます。また、地域文化の理解を深めるため、歴史・文化の学びの場の提供を図ります。
- 国籍等に関わらず、お互いの文化の違い等を理解できるよう意識啓発に取り組み、多文化共生社会のまちづくりを推進します。
また、様々な分野での国際交流を通して、国際化の推進に努めます。



政策方針5 富士山の恵みを守り育てるまちづくり

《環境》

富士山や箱根外輪山の恵みである豊かな水資源や森林など自然環境を守り育て、市民・企業等・行政が、ともに地球の環境問題を意識した環境保全活動や事業活動等の推進を図ります。

また、脱炭素社会や資源循環型社会の形成に向けた取組を推進し、持続可能な、環境にやさしいまちづくり、経済との好循環を進めます。

- 地球温暖化を防止するため、省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの導入を図るほか、市民・企業等・行政の協働による脱炭素の取組を推進します。
- 富士山や箱根外輪山の自然環境の保全を図り、その恩恵を将来にわたって享受できるような取組を推進します。
- 市民・企業等・行政が連携し、誰もが安心して暮らせるよう、清潔で安全な生活環境の保全に努めます。
- 資源循環型社会を形成するため、ごみの減量や再資源化を推進するほか、廃棄物等の適正な処理を図ります。
- 豊かな水環境を後世に引き継ぎ、保全するため、水資源の有効利用に努めるほか、生活排水処理施設等の整備と適正な管理を推進します。

政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり 《都市基盤》

秩序ある土地利用、効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の形成に努めることにより、快適で自然と調和した御殿場らしいまちづくりを進めます。

- 富士山をはじめとした景観資源の保全と、これらを活かした魅力ある景観形成に努めます。
- 優れた自然環境と市民が暮らしやすい生活環境の調和を図りながら、新東名高速道路新御殿場インターチェンジや主要幹線道路など利便性が高い交通拠点を生かした土地利用の誘導を図ります。
- 中心市街地における基盤の整備や、新たな工業用地の創出等により、拠点的・面的なまちづくりを推進します。
- 公園を計画的に整備し、適正な維持管理を行うほか、市民・企業等・行政の協働による緑化活動に努めます。
- 誰もが安心して快適な生活を営むことができるよう、ゆとりある住宅の建築を進めるなど、住環境の整備に努めます。
- 幹線道路や生活道路の整備を図るとともに、安全で安心な道づくりの推進と道路網の充実を図ります。
- 交通弱者をはじめ、市民や来訪者の足として、バス・電車等の公共交通の充実と交通拠点の利便性向上を図ります。
- 北駿地区の県立高校再編を見据え、社会状況の変化に対応しながらまちづくりを進めます。



政策方針7 富士山と共に歩む協働のまちづくり

《協働・計画推進》

市民・企業等・行政が協働して地域課題に取り組み、地域の魅力向上、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、時代の変化に対応したDX（デジタル＝トランスフォーメーション）を推進し、効果的な行財政運営に努め、明るく元気の出る未来への発展につなげていきます。

- 市民の郷土愛を育み、本市のブランド力を向上させるため、地域の資源や魅力を磨き上げ、戦略的な魅力発信に努めます。
- 行政の透明性を確保し、市政に対する市民の理解を高めるため、行政情報の積極的な発信と市民ニーズの把握に努めます。
- 公共的な課題に対し、市民・企業等・行政が協働して取り組むため、市民活動団体の育成を図り、市民協働型まちづくりを推進します。
- 誰もが個性や能力を発揮することができる社会を実現するため、様々な分野へ多様な人材の参画を促進します。
- 健全で安定した財政を継続するため、多様な手段で資金調達を行うことにより財源を確保し、効率的・効果的な財政運営を図ります。
- デジタル技術の活用を図りながら、行政需要や社会経済情勢の変化に的確に対応し、経営的感覚を持って、効率的な行政運営を実行します。
- 多様化する社会課題等に対し、周辺自治体と連携した広域的な取組を推進します。
- 財産区と連携し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
- 自衛隊の演習場使用と地元民生の安定や地域開発などが両立するまちづくりを推進します。

前期基本計画

総

論

第1章 前期基本計画の構成

第五次総合計画前期基本計画は、第五次総合計画基本構想に示す将来都市像「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」の実現に向け、令和8～12年度を計画期間とした、市政全般にわたる中長期的な政策・施策を、体系的に整理したものです。

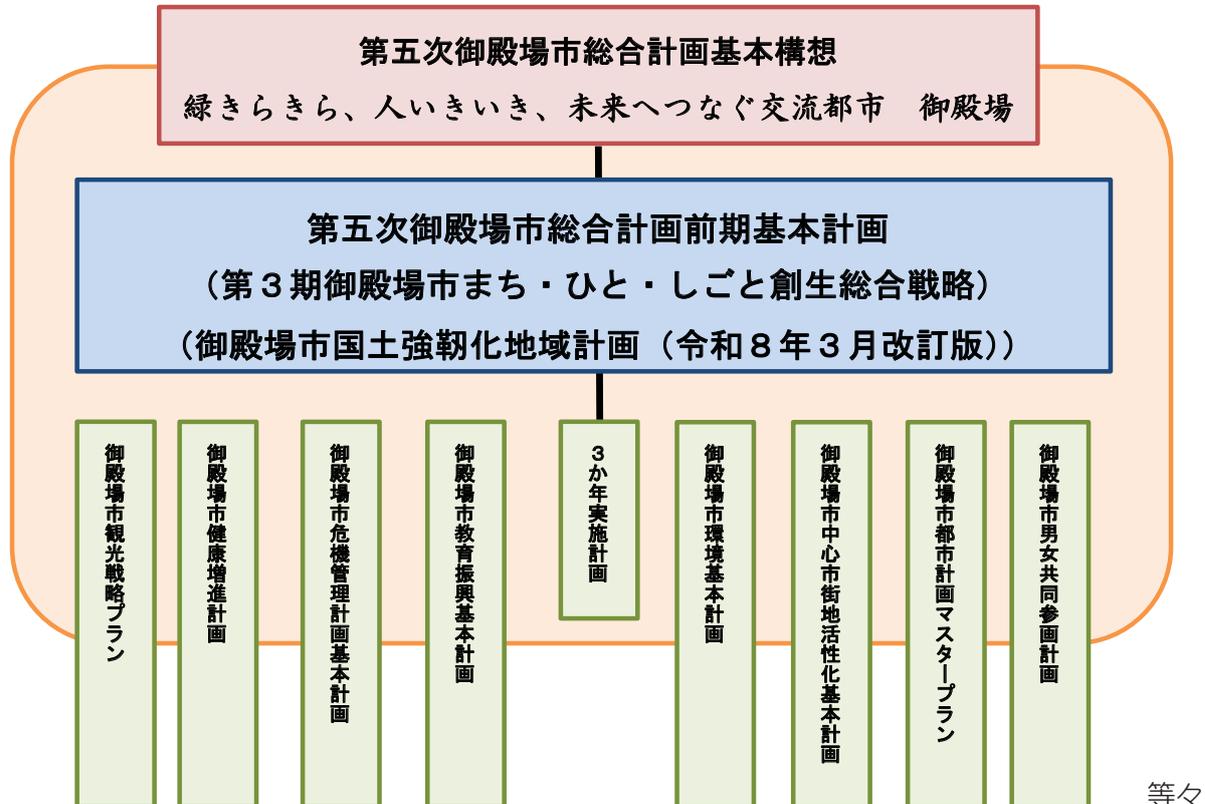
併せて、市の施策全般にわたる取組が必要な、次の2つの計画と一体的に策定しています。
第五次総合計画前期基本計画の全編が、これらの計画を兼ねています。

◎第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成26年（2014年）法律第136号）第10条第1項に基づく、人口減少対策と地方創生を目的とした計画です。

◎御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改訂版）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年（2013年）法律第95号）第13条に基づく、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。





第2章 時代の潮流

(1) 不透明な国際情勢

ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化など、国際情勢は依然として不透明な状況が続いています。このことは、世界経済や安全保障に大きな影響を与え、予測できない動きや変化を引き起こす可能性があります。

こうした不透明な国際情勢は、原油価格の上昇等を背景とした長引く物価高騰や貿易摩擦など日本経済にも多大な影響を与えており、「国民保護」^{※1}を含め、行政機関、また産業界等を通じた国際情勢を反映した柔軟な対応が求められています。

※1国民保護：外敵から我が国に対する武力攻撃や大規模テロなどの緊急事態があったときに、国民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小に抑えるために、国、都道府県、市町村等が相互に連携協力し、住民の避難や救援措置等を行うこと。

(2) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた子ども・子育て支援の加速と時代に対応した教育の展開

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、令和6（2024）年の出生者数は68万6,061人で、これは統計開始以降最少となりました。また、同年の合計特殊出生率は1.15で、人口維持に必要な2.07を大きく下回る状態が続いています。総人口に占める15歳未満人口の割合は世界で最も低い水準にあり、こどもを産み育てやすい環境づくりが急務となっています。

国は「こどもまんなか社会」の実現を掲げ、令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を設置し、こどもと家庭の福祉や健康の向上、こどもの権利の擁護など、こどもをめぐる政策を推進しています。

教育に関しては、ICTを活用したGIGAスクール構想に基づく取組が令和元（2019）年から進められています。令和2年度（小学生）、令和3年度（中学生）より全面実施された新しい学習指導要領では、「生きる力」の育成とこども一人ひとりに寄り添った教育の重要性をうたっています。

少子高齢化が急速に進む中で、新しいICT技術を適切に取り入れながら、個別最適な学びを含め、こどもを真ん中に置いた、未来を担う人材の育成が求められています。

(3) 人口減少に対応した社会の構築

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会経済活動の担い手が減少しています。産業分野では限られた労働力で持続可能な成長を実現するため、イノベーションの促進やICTの利活用などによる生産性の向上、リスクリングによる人材育成、新たな産業の創出を含めた産業構造の転換が求められています。

また、地域においてもコミュニティを担う人材の不足が大きな課題となっています。ライフスタイルや価値観が多様化する中、人間関係の希薄化や核家族・単身世帯の増加などが進み、孤独・孤立、虐待やひきこもり、自殺などの社会問題が懸念される中、地域社会を担う人材の育成が求められています。

周辺都市との連携やコンパクト・プラス・ネットワーク^{※2}のまちづくりの推進など、医療・福

社・商業等の生活機能の維持・確保に加え、地域活性化と経済成長、災害対応や人材育成等に取り組むことが必要です。

※2コンパクト・プラス・ネットワーク：地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進める。（国土交通省の重点的施策）

（4）危機管理の重要性の高まり

近年、激甚化する自然災害、南海トラフ・相模トラフを震源とする大規模地震や富士山噴火、また、新興感染症発生など、様々な危機事案の発生が懸念されています。

これらに対して適切に備え、市民の生命と財産を守り、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

（5）環境・エネルギー問題に対する意識の高まり

地球温暖化の急速な進行に伴い、極端な高温や大雨などの気象現象が増加し、食糧生産、生物多様性、水資源など様々な分野への影響が問題となっています。

こうした中、国では新たな温室効果ガスの排出を「2035年度に2013年度比60%減、2040年度に同73%減」とする削減目標を示し、地球温暖化対策を一層進めていくこととしました。

また、東日本大震災における原子力発電所事故を背景に、原子力や化石燃料に依存しない自然エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制への転換が求められています。

気候変動や資源の枯渇への対応、再生可能エネルギーの利用促進などが社会的・経済的な課題として注目されています。持続可能な社会の実現を目指し、社会経済システム全般を持続可能な形へと転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の取り組みも広がっています。この流れは今後も強まっていくと予測され、脱炭素社会の構築に向け環境意識を高め、エネルギー問題に取り組むことが求められています。

（6）地方創生2.0の起動

人口減少が進む中、これまでの人口増加期に作られた経済社会システムを検証し、持続可能なシステムへ転換することが求められています。国は、今後も生産年齢人口をはじめとする人口が減少していく事態を受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じ、地方を元気にする必要性を示しました。これまでの地方創生の成果を継承・発展させつつ、地域に生きる全ての主体の力を結集し、強く豊かで新しい・楽しい地方を創っていくことが、「地方創生2.0」により進められていきます。

単なる地域活性化策ではなく、活力を取り戻す経済対策や多様な幸せを実現する社会政策、地域が持つ本来の価値や楽しさの再発見が求められています。



(7) DX・デジタル化の加速とそれに伴う課題

コロナ禍を経てこれまでの社会のあり方、生活様式が大きく変化する中で、急速に普及が拡大する生成AIをはじめ情報通信技術（ICT）の進歩により、私たちの社会・経済活動を更に変革していくDX（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいます。

一方で、プライバシーの侵害やデータの流出、偽・誤情報の拡散といったリスクに対し、世界的にも規制やルールの議論が進められています。また、インターネット等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差である「デジタルデバイド」を解消し、デジタル化の利便性を最大限に活用するために、社会全体が一体となってこれらの課題の克服に取り組むことが求められています。

(8) ウェルビーイング（幸福度、市民満足）の向上

不透明な経済や社会情勢の中で、人々の安心・幸福感を表すウェルビーイングの重要性が一層認識されるようになりました。我が国においても、高齢化や人口減少といった社会構造の変化、大規模災害や新興感染症の経験などを踏まえ、市民一人ひとりの持続的な生活の質の向上を図る施策が求められています。

ウェルビーイングは、福祉だけでなく、雇用・教育・地域コミュニティ・社会参加など、様々な分野でのまちづくりを進めることで実現が期待されます。また、デジタル技術を活用し、情報格差を解消しながら、多様なニーズに柔軟に応えることも重要です。さらに、環境保全や文化振興など、地域の特性を生かしつつ持続可能で包摂的な社会を実現することで、総合的なウェルビーイングを高めることができます。多様なステークホルダーとの協働によって、全ての市民が心身ともに健康で豊かな生活を送るため、ウェルビーイングの視点を持ち、それぞれの施策を着実に推進していく必要があります。



第3章 御殿場市の主要課題と施策の方向性

(1) 少子高齢化、人口減少への対策

全国的に少子高齢化、人口減少が予想を上回る速さで進んでいます。本市においても平成22年に89,000人あった人口が、現在83,000人前後で推移しています。特に出生数の低下や若い世代の流出の増加、高齢化率の上昇は、今後も続くものと考えられます。

これらの課題に対して、希望する誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の整備、高齢者支援の充実、移住・定住の促進、地域経済の活性化など、対策に取り組むことが必要です。

(2) 未来を担う人材の育成

産業、福祉、地域など様々な分野における人材の不足が懸念される中、本市が持続的な発展をしていくためには未来を担う人材の育成が不可欠です。

故郷の歴史、文化、風土を知ることによって郷土愛を育み、地域と学校・企業等との連携、起業支援、デジタル・グローバル教育などを通じて未来を担う人材の育成が求められています。

(3) 都市構造の再構築

今後続くことが予想される人口減少下でも、持続可能な行政運営を行うため、インフラ施設の長寿命化対策や、防災・減災、脱炭素などの環境保全、駅周辺の活性化、デジタル技術の活用、経済活性化など、多面的な課題を解決すべく、都市構造の再構築が求められています。

コンパクト・プラス・ネットワークの推進、空き家等既存ストックの活用、市街化調整区域の活用、デジタル・スマートシティ化の視点が重要です。

(4) 子育て支援の一層の充実

人口減少が進む中、安心して子育てができる環境を充実させ、幸福感や満足感を高めていくことが重要です。経済的支援、保育・教育支援、育児と仕事の両立支援、地域支援、コミュニティ形成、医療・健康づくりなど、このまちで子育てをして良かったと思えるまちづくりが求められています。

(5) 観光交流人口・関係人口^{*}の更なる拡大

本市は、富士山という最大の資源や交通の要衝であるという立地の優位性、大きな集客力を持つ観光・商業施設などの地域資源といった大きな強みを有しています。こうした本市の強み、特徴を生かし、新たな交流拠点と連携し、年間1,500万人を超える観光客の周遊促進や、さらなる交流人口・関係人口の拡大を図っていくことが求められます。

※ 関係人口：特定の地域に継続的に多様な形で関わる人のこと。

(6) 産業振興と経済活性化

地域の持続的な発展とUターンを促進するため、産業振興と経済活性化は必要不可欠です。

地域経済の安定と発展、雇用機会の創出等による持続可能な産業基盤の構築のため、県など関係機関と連携した継続的な企業誘致、市内中小企業の活性化対策、起業へのサポート、スタートアップ支援など多角的な視点からの政策が求められています。



(7) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化などの社会情勢の変化を背景として、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者支援等の幅広い分野において、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。

地域や団体、企業などと幅広く連携を図りながら、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指して、ニーズに応じた施策を展開することが求められています。

(8) 教育の充実と環境の整備

地域の将来を担う子どもたちが、個別最適な教育を受け、成長できる環境を整えることは、個人だけでなく地域全体の発展にもつながります。

ICT教育や外国語教育等の充実、教職員への支援・研修強化、教育施設・設備の充実、防災・安全対策、キャリア教育の推進、子どもに優しい学習環境の整備など、子どもたちの生きる力を育み、学びの質を向上させる取組が重要です。

(9) 富士山を活かした魅力発信とブランド力の構築

本市は富士山の麓に位置し、壮大な景観と豊かな森林・伏流水など多様な自然に恵まれています。その恵みを活かした魅力発信とブランド力の構築が重要です。

企業や地域と連携し、地域資源を発掘して磨き上げることで、地域の魅力を最大限に引き出すと同時に戦略的・効果的な発信を継続していくことが重要です。

(10) 広域連携

環境、観光、防災など広域的視点に立って取り組むべきテーマや、時代の変化に伴って生じる様々な課題等について、富士山周辺自治体をはじめ広域的に連携し課題解決を図っていく視点が重要です。

(11) 危機管理体制の整備

激甚化する自然災害や富士山噴火・南海トラフ巨大地震等へ備え、新興感染症の脅威、サイバー攻撃など複雑化するリスクに迅速かつ適切に対応し、市民の生命と暮らしを守り、安全安心な生活環境を提供することが求められています。

情報管理、インフラ整備、デジタル活用を含め、様々なリスクに対応できる強靱でしなやかな危機管理体制の構築が必要です。

(12) 地域コミュニティの在り方と変化への対応

時代や社会のニーズの変化、価値観の多様化により、近年、地域コミュニティの在り方が変化しています。持続可能な地域コミュニティの形成のため、新たな価値観に対応し、多様な世代が活躍できる仕組みづくりや担い手の育成、デジタル技術を活用した新しいアプローチなどが求められています。

(13) 多文化共生、国際化社会への対応

国際化の進展により、異なる国籍・言語・文化等をルーツに持つ人々と共に暮らしていくことは特別なことではなくなりました。こうした中、互いの文化や生活習慣を理解しあい、尊重しながら、全ての市民が暮らしやすい、多文化が共生するまちづくりを進めていくことが求められています。

(14) ジェンダー平等、価値観の多様化への対応

ジェンダーの平等をはじめ、多様化する価値観を互いに尊重しあう社会の実現が求められています。

性別や固定観念等にとらわれず、平等に機会が与えられ、個性や能力を発揮することができる社会づくりが求められています。





第4章 目標人口

第五次総合計画では、これまでの人口動向を踏まえ、これからの施策効果を含む社会動態を加味した将来人口推計を行った結果に基づき、将来の目標人口・世帯数を設定します（図1）。

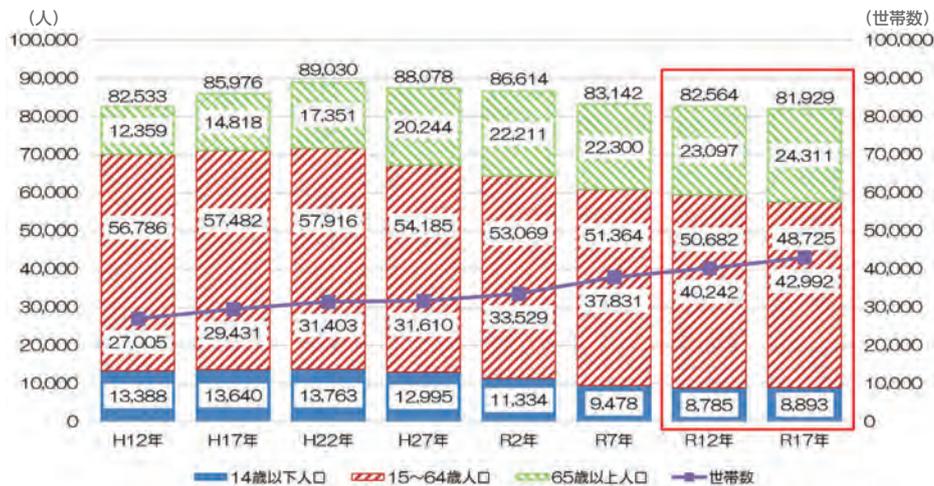
本市の人口は、徐々に減少しておりますが（図2）、今後、企業誘致の推進や人口戦略などの政策・施策の効果を見込み、前期基本計画においては令和12年度における目標人口を82,000人と設定します。

なお、本目標人口は、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン*（令和8年3月改訂版）と整合し、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略における目標人口となります。

※まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和8年3月改訂版）：本市における人口動向に関する分析を様々な視点から行うことにより、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。対象期間は2070年度まで。

前期基本計画
【総論】

図1 目標人口・世帯数

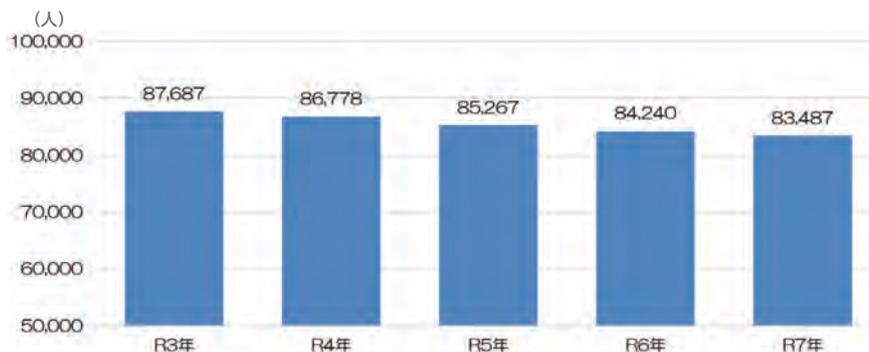


※ 令和2年までは国勢調査実績値、令和7年は住民基本台帳（令和7年6月1日現在）

※ 総人口には年齢不詳人口を含む

（出典）総務省「国勢調査」（各年10月1日現在人口）

図2 過去5年間の人口推移【住民基本台帳ベース】



（出典）住民基本台帳（各年1月1日現在人口）

第5章 土地利用方針

1. 土地利用構想

本市は、東の箱根外輪山と、西の東富士演習場及びその外縁部の樹林地によって囲まれた豊かな自然環境の中で人々の生活が営まれ、東西方向の国道138号、南北方向の国道246号などの道路網が広域交通の軸として機能しています。

こうした都市の骨格に加えて、住宅用地や商工業用地などの都市的土地利用と、農地（田・畑）や森林などの自然的土地利用の調和、円滑な広域交通と域内交通を図る交通網の整備を念頭に置き、将来の国土利用の基本構造を次のように考えます。

〔都市的土地利用地域〕

市の南北に位置する市街化区域は、住居系の土地利用を中心に、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域とします。市街化調整区域は市街化を抑制すべき地域ですが、高速道路インターチェンジ周辺や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）等については、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、交通利便性を生かした土地利用を計画的に誘導します。また、国道138号、（都）御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図りつつ、沿道利用サービスの向上を目指します。

これまでも中心市街地の拠点として機能してきたJR御殿場駅周辺を都市拠点に位置付け、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共施設の誘致に努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。

国道246号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、ゆとりの暮らしゾーンに位置付け、緑豊かな生活地域として形成を図ります。

国道138号と国道246号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部を、豊かな暮らしゾーンに位置付け、ゆとりある居住環境の確保や景観に配慮した市街地の形成を目指します。

西部に広がる工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える地域として工業ゾーンに位置付け、産業振興を目的に周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図ります。

また、御殿場市役所及び各支所周辺（富士岡・原里・玉穂・印野・高根）を地域拠点に位置付け、周辺の自然環境との共生を図りながら、既存集落地内で安心して生活できる拠点の形成を目指します。

〔自然的土地利用地域〕

都市的土地利用地域を取り囲む樹林地は、自然環境保全ゾーンに位置付け、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

市内全域に広がる田園地帯は自然環境共生ゾーンに位置付け、優良農地を保全し、農地の集積・集約化を推進するとともに、自然環境にふれあうことのできる場や居住空間の形成を図ります。

景観構成上重要な富士山や箱根外輪山、優れた自然環境を有する高根地域西部の樹林地は、都市の骨格を構成する緑地として保全しながら、観光・交流・保養などの観点で有効活用を図る地域とします。広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（東富士パークウェイ）の沿道は、



観光・交流ゾーンに位置付け、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図ります。

2. 地域別まちづくりの方針

今後のまちづくりを進めていくためには、これまで培われてきたコミュニティを基本として、市内各地域の特性を生かしながら、その地域に住む市民・企業等・行政が互いに役割を担い合っ
て進めていくことが重要です。

このため、これまでに寄せられた各地域におけるまちづくりに関する意見を踏まえるとともに、歴史や地形、都市構造などの条件を考慮して、6つの地域を設定し、まちづくりの方針を定め
ました。

この方針は、地域における自主的な取組や地域整備などの今後のまちづくりに生かしていきま
す。

御殿場地域

御殿場地域は、東西及び南北方向の幹線道路が交差し、JR御殿場駅や東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジなどの交通拠点や、市役所や市民会館、高校などの公共・文教施設が集まる、本市の都市機能の中心
的な位置を占めています。

当地域では、御殿場駅や市役所を中心とする市街地に商業機能や居住機能、東山・二の岡など別荘も多く所在する箱根山麓地域に観光交流機能、北部・西部には田園居住機能など、多彩な機能が調和して
います。

良好な景観・居住環境の保全と、大型商業施設や新たに整備される経済活性化施設（仮称：富士山の恵み産業パーク）等との連携を図りながら、観光客の滞留・回遊とのバランスのとれたま
ちづくりを目指します。



富士岡地域

富士岡地域は、富士岡駅及び南御殿場駅を中心としたJR御殿場線沿線の市街地と、名勝「駒門風穴」や箱根山麓の観光・レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業用地により構成され、居住、
産業、観光交流など様々な機能があります。

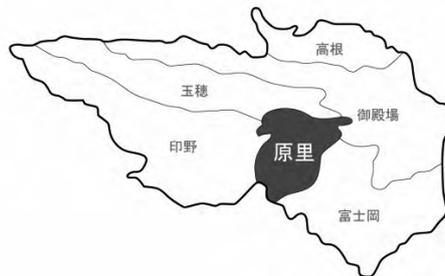
当地域では、南北方向に集積する市街地の居住性を更に高め、地域活力の活性化に努めます。また、地域東側の箱根山系の斜面緑地及び黄瀬川沿いの環境保全と観光・交流機能の向上等、地域資源を生かした
連携による観光客の滞留機能強化を目指します。



原里地域

原里地域は、隣接する御殿場地域から連なる市街地及び商業地、東名高速道路西側に集積する工業地、地域の中心部には公共施設や住宅地が立地しており、(都)神場板妻線等周辺道路の整備が進められています。

当地域では、新たな工業用地の整備を進めるとともに、自然環境や農地の保全に努めるほか、自然と文化を生かした交流・レクリエーション施設の整備を進め、農業・商業・工業等の各種産業と居住環境が調和した住みよいまちづくりを目指します。



玉穂地域

富士の裾野から市街地までを有する玉穂地域は、東部に市民活動と交流の拠点施設や陸上競技場、体育館、また新たに建設される図書館などの公共施設が集積しています。

当地域では、豊かな自然・生活環境を維持・保全しながら、定住人口の確保に努め、富士山麓の体験交流機能の向上を図っていきます。また、スポーツ・レクリエーション施設やコミュニティ施設の充実を図るとともに景観に配慮したまちづくりを目指します。



印野地域

広大な富士の裾野を有する印野地域は、自然豊かな地域資源を生かした観光施設が整備されています。

当地域では、自然環境と生活が調和したゆとりある居住環境の形成を図り、定住人口の確保や地域活力の維持・向上に努めていきます。

また、富士山の眺望や御胎内清宏園、御胎内温泉、富士山樹空の森や、新たに開館する富士山木のおもちゃ美術館などの観光交流資源の活用により、更なる滞留性の向上を図ります。



高根地域

豊かな水と自然環境に恵まれた高根地域は、田園地帯の中に集落が形成され、西部に新東名高速道路、国道138号及び関連アクセス道路の整備が進められています。

当地域では広域的な交通の利便性を生かした沿道利用サービスの向上を図りつつ地域産業の活性化を図るほか、水辺の環境保全と、自然と農業が調和した生活環境の形成を図り、地域活力の維持・向上を目指します。また、富士山麓の豊かな森林環境を保全しながら、地域資源として活用と充実を図ります。





第6章 前期基本計画の概要

1. 前期基本計画の政策体系とSDGsの関係

第五次御殿場市総合計画基本構想では、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、未来へつなぐ交流都市 御殿場」の実現に向けて、「産業」「健康福祉」「防災・市民生活」「教育文化」「環境」「都市基盤」「協働・計画推進」の7つの政策方針を掲げています。

前期基本計画はこれらの政策方針に基づき体系化を行い、令和12年度までの5か年に本市が取り組むものとして、47項目の政策と208項目の施策で構成しています。

それぞれの政策を7つの政策方針ごとに整理し、各政策は分野別計画において「現状と課題」「政策の目標」「施策」にとりまとめました。

また、47項目の政策をSDGsに掲げる17の目標と関連付け、体系的に目標達成に取り組むこととしています。

- **現状と課題** … 本市を取り巻く環境やこれまでの取組などを政策ごとに記載しています。こうした現在の状況を示すことで、今後取り組むべき課題を明らかにしています。
- **政策の目標** … 将来都市像の実現に向けて、政策ごとの中心的な目標を示しています。政策に位置付けられている各施策は、この政策の目標達成に向けて実施していくものです。
- **政策成果指標** … 政策の目標を可能な限り数値化して定めることで、計画の達成状況等を把握し、進捗管理を行うものです。
- **施策** … 政策の目標を達成するための具体的な活動方針を示しています。この施策に基づいて実際の事務事業が行われます。

■政策体系図

政策方針	政策	施策数
1. 人が集い活力あふれる 産業を育てるまちづくり 【産業】	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化	7
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進	3
	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開	7
	1-4 活気ある商業の振興	2
	1-5 活力ある工業の振興	3
	1-6 良好な雇用環境の創造	4
2. 笑顔あふれる 健やか・福祉のまちづくり 【健康福祉】	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進	8
	2-2 安心できる医療体制の確保	6
	2-3 健康づくりの促進	4
	2-4 保健衛生の充実	8
	2-5 支え合う地域福祉の構築	4
	2-6 安心できる高齢者福祉の充実	7
	2-7 自立に向けた障害者福祉の充実	5
	2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化	3
3. 安全で安心して暮らせる まちづくり 【防災・市民生活】	3-1 危機管理体制の構築	5
	3-2 消防・救急体制の強化	4
	3-3 治山・治水対策の充実	2
	3-4 身近な地域の防犯の充実	4
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	3
	3-6 交通安全の推進	3
4. 富士山のように 大きな心を持った人づくり 【教育文化】	4-1 人を育む環境の充実	9
	4-2 生涯学習と地域活動の推進	5
	4-3 文化・芸術活動の振興	3
	4-4 スポーツの振興	5
	4-5 歴史と文化の継承	4
	4-6 多文化共生と国際交流の推進	3
5. 富士山の恵みを守り育てる まちづくり 【環境】	5-1 地球温暖化防止活動の推進	4
	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承	4
	5-3 身近な生活環境の向上	4
	5-4 資源循環型社会の構築	5
	5-5 水資源の保全と活用	5
6. 富士山の麓にふさわしい 美しく快適なまちづくり 【都市基盤】	6-1 魅力ある景観の形成	4
	6-2 活力ある土地利用の推進	5
	6-3 持続可能なまちづくりの環境整備	3
	6-4 潤いのある都市環境の整備	4
	6-5 すみやすい住宅・環境の整備	5
	6-6 交通基盤の整備	7
	6-7 公共交通の利便性の向上	3
7. 富士山と共に歩む協働の まちづくり 【協働・計画推進】	7-1 魅力発信の強化	4
	7-2 開かれた行政の推進	3
	7-3 市民参画と協働の推進	3
	7-4 男女共同参画社会の推進	3
	7-5 健全な財政運営の推進	5
	7-6 効率的・効果的な行政運営の推進	8
	7-7 広域連携の推進	2
	7-8 財産区との連携強化	2
	7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	4
合 計	47政策	208施策

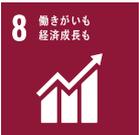


■SDGsにおける17の目標と対応する政策



※ SDGsのカラーホイールは、SDGsの17の目標を17色のリングで表現したものです。

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
 <p>【目標1】 貧困をなくすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築
 <p>【目標2】 飢餓をなくすこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 4-1 人を育む環境の充実
 <p>【目標3】 健康と福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 4-4 スポーツの振興 5-3 身近な生活環境の向上 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-8 財産区との連携強化

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
 <p>【目標4】 質の高い教育</p>	<p>1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 4-1 人を育む環境の充実 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-5 歴史と文化の継承 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上</p>
 <p>【目標5】 ジェンダーの平等</p>	<p>1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進</p>
 <p>【目標6】 清潔な水と衛生</p>	<p>3-3 治山・治水対策の充実 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標7】 再生可能エネルギー</p>	<p>1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標8】 働きがいと経済成長</p>	<p>1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進</p>



SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
<div data-bbox="199 600 336 734"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div data-bbox="363 611 536 719"> <p>【目標9】 新しい技術と インフラ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活気ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-2 活気ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化
<div data-bbox="199 1126 336 1261"> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> </div> <div data-bbox="363 1155 622 1227"> <p>【目標10】 不平等を減らすこと</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-6 多文化共生と国際交流の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 7-2 開かれた行政の推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-5 健全な財政運営の推進
<div data-bbox="199 1581 336 1715"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div data-bbox="363 1588 593 1695"> <p>【目標11】 持続可能なまちと 地域社会</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
	<ul style="list-style-type: none"> 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-1 魅力発信の強化 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #c85130; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>12</p> <p>つくる責任 つかう責任</p>  </div> <div> <p>【目標12】 責任を持って生産し、消費すること</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>13</p> <p>気候変動に 具体的な対策を</p>  </div> <div> <p>【目標13】 気候変動への対策</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-3 身近な生活環境の向上 6-5 すみやすい住宅・環境の整備



SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
 <p>【目標14】 海のいのちを守ること</p>	<p>5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用</p>
 <p>【目標15】 陸のいのちを守ること</p>	<p>1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 6-2 活力ある土地利用の推進 6-4 潤いのある都市環境の整備 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標16】 平和で公正な社会</p>	<p>2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-1 人を育む環境の充実 7-2 開かれた行政の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標17】 目標のために協力すること</p>	<p>1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-2 消防・救急体制の強化 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 文化・芸術活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進</p>

SDGsにおける個別目標	前期基本計画の政策
	5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進



御殿場の茅を使ったワークショップ





2. 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略と前期基本計画の関係

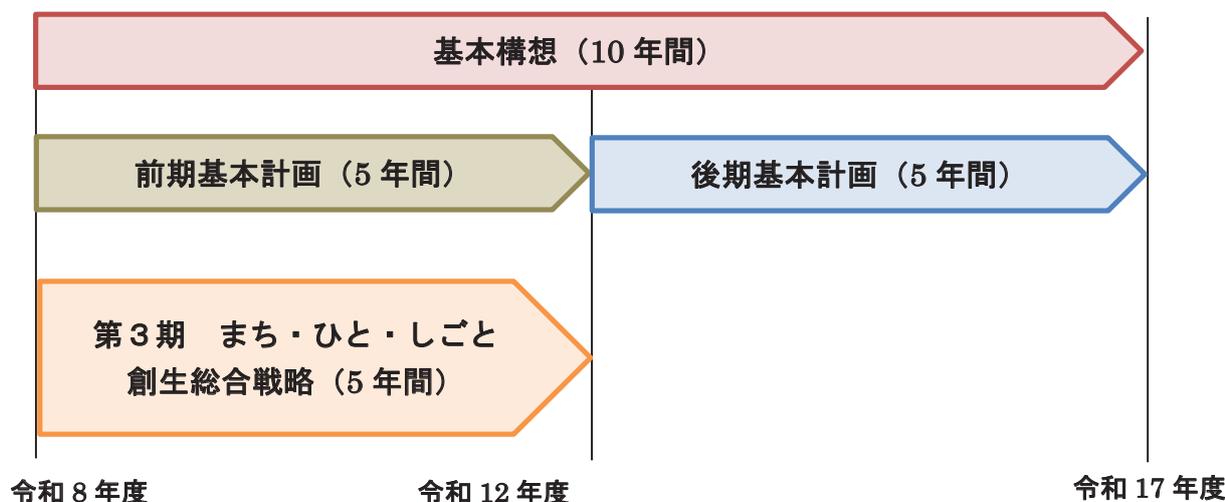
我が国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、国の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

これを受けて、地方自治体は、人口減少への対策と地方創生を目的とした地方版総合戦略の策定が求められ、本市では平成27年に「御殿場市人口ビジョン」を策定し、市の目指す姿やまちづくりの基本的な方向性、具体的な施策等をまとめた「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「御殿場市総合戦略」という。）を第四次総合計画（前期基本計画）と一体的に策定しました。

御殿場市総合戦略が目指す目標を達成するためには、市の施策全般にわたる取組や産官学金労言から成る地域のステークホルダーが連携した取組が必要であり、引き続き総合計画と一体的に推進することが必要です。そこで、第四次総合計画の計画期間が満了するのに際し、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2025改定）の内容を踏まえつつ、これまでの考え方を継承しながら、若者・女性にも選ばれる地方を目指し、御殿場市総合戦略と第五次御殿場市総合計画（前期基本計画）を一体として策定します。

<計画期間>

- 御殿場市総合計画（基本構想）……………令和8年度～令和17年度
- 御殿場市総合計画（前期基本計画）……………令和8年度～令和12年度
- 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略……………令和8年度～令和12年度



■国におけるまち・ひと・しごと総合戦略（地方創生に関する総合戦略）の政策目標と対応する第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策

国におけるまち・ひと・しごと総合戦略の政策目標	対応する第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策
<p>政策目標 1 強い経済</p>	<p>1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-2 安心できる医療体制の確保 4-1 人を育む環境の充実 4-3 文化・芸術活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-5 歴史と文化の継承 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全と継承 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-1 魅力発信の強化</p>
<p>政策目標 2 豊かな生活環境</p>	<p>1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実</p>



国におけるまち・ひと・しごと 総合戦略の政策目標	対応する 第五次御殿場市総合計画前期基本計画の政策
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水資源の保全と活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
政策目標 3 選ばれる地方	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 4-1 人を育む環境の充実 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-6 多文化共生と国際交流の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 7-1 魅力発信の強化 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進

目標設定と検証

御殿場市総合戦略では、政策方針ごとに数値目標を設定します。また政策については、効果を客観的に検証できる指標（業績評価指標（KPI^{*}））を第五次御殿場市総合計画前期基本計画と共通の指標として設定します。

御殿場市総合戦略に基づいて実施した事業の成果及び業績評価指標（KPI）等については、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部及び外部有識者からなる御殿場市総合計画審議会において評価検証等を行い、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行います。

※ KPI：Key Performance Indicatorsの略。各政策の効果を客観的に検証できる指標。

ウェルビーイングな社会を目指して

Well-being（ウェルビーイング）とは、精神的・身体的・社会的に満たされた状態を表す概念で、「こころ」「からだ」「社会的なつながり」などが健やかで満たされた状態を指す、一人ひとりの幸福度・満足度を表すものです。

第五次御殿場市総合計画では、市民一人ひとりのウェルビーイング（幸福度・満足度）をより高めることを視点に置き施策を推進する必要があることから、第3期御殿場市まち・ひと・しごと総合戦略の数値目標（指標）はウェルビーイングの考えを取り入れて設定するものです。

（参考：前期基本計画 第2章 時代の潮流（8）「ウェルビーイングの向上」（幸福度・市民満足））





■第五次総合計画・御殿場市総合戦略 数値目標一覧

《御殿場ウェルビーイング指標》

政策方針	指標等
全般	現在住んでいるまちの暮らしに満足している。
	このまちに愛着を持っている。
	若者が活躍しやすいまちだと思う。
	やりたい仕事を見つけやすいと思う。

《政策方針別指標》

政策方針	指標等	出典	過去値 (R1年)	現状値 (R6年)	目標値 (R12年)
1. 【産業】 人が集い 活力あふれる 産業を育てる まちづくり	観光客がたくさん訪れ、まちが活性化している。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.03	3.13	3.2
	経営者にとっても、消費者にとっても、魅力のある農林業が行われている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.77	2.89	3.0
	商業、工業に活力と競争力がある。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.70	2.73	3.0
2. 【健康福祉】 笑顔あふれる 健やか・福祉の まちづくり	合計特殊出生率	厚生労働省、 御殿場市人口 ビジョン	1.75 (H25-H29)	1.54 (H30-R4)	1.54 (R8-R12)
	安心して子どもを産み育てる環境が整っていると思う。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.99	3.03	3.1
	健康づくりの機会や、地域の医療は充実している。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.82	2.85	3.0
3. 【防災・市民生活】 安全で安心して 暮らせるまちづくり	地震などの自然災害や火災への備えができています。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.04	3.11	3.2
	交通事故や犯罪が少なく、環境も守られ、生活が安全である。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.31	3.40	3.5
4. 【教育文化】 富士山のように 大きな心を 持った人づくり	子どもからお年寄りまでが、進んでいるいろいろなことを学ぶことができる環境が整っている。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.01	3.02	3.2
	文化やスポーツ、レクリエーション、ボランティア活動など、仕事以外の時間も充実していて、生きがいを感じる。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.99	2.95	3.1
5. 【環境】 富士山の恵みを 守り育てる まちづくり	豊かな自然が保たれ、自然に親しむことができる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.73	3.71	3.8
	ゴミの減量化、リサイクル、省資源、省エネルギーが進んでいる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.49	3.44	3.6
6. 【都市基盤】 富士山の麓に ふさわしい美しく 快適なまちづくり	良好な景観が維持されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.32	3.45	3.5
	道路や公共交通が、歩行者と環境に配慮して整備されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.63	2.69	3.0
7. 【協働・計画推進】 富士山と共に 歩む協働の まちづくり	社会動態による増減（人）	静岡県統計年鑑、 御殿場市 人口ビジョン	-161 (H30年)	-809 (R4年)	+924
	市役所は最小の経費で最大の効果をあげるように努めている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.79	2.89	3.0

※ 満足度スコア計算方法…各回答者数に以下の得点を乗じ、回答者数で除す。
満足：5、まあ満足：4、どちらともいえない：3、やや不満：2、不満：1

3. 御殿場市国土強靱化地域計画（令和8年3月改訂版）

第五次御殿場市総合計画前期基本計画は、御殿場市国土強靱化地域計画と一体的に策定しており、全編が御殿場市国土強靱化地域計画を兼ねています。

（1）国土強靱化の趣旨

「国土強靱化」とは、大規模自然災害による様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土計画・産業政策をも含めた総合的な対応を、将来を見据えながら行っていくものです。

（2）国土強靱化の背景

我が国では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災をはじめ、能登半島地震や県内で発生した熱海市伊豆山土砂災害等の大規模自然災害等に直面するたびに、その甚大な被害から繰り返し復旧・復興を果たしてきました。

しかしながら、近年台風などの自然災害は激甚化の一途を辿り、また、南海トラフ・相模トラフを震源とする大地震や富士山噴火など大規模災害の発生も懸念されています。

これらを踏まえ、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（以下「基本法」という。）を制定し、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。同法第10条では取組の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、どのような災害に直面したとしても、被害が致命的なものにならず、迅速に回復することができる「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済・社会システムを構築するための取組を推進することとしています。

また、基本法では地方公共団体の役割について、国土強靱化に関して地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有するとされており、本市においても令和3年3月、「国土強靱化地域計画」を策定し、各分野における国土の強靱化に向けた取組を進めてきました。令和8年3月に本計画の計画期間が満了するため、令和5年6月の基本法改正の内容を踏まえ改定を行うものです。

（3）御殿場市国土強靱化地域計画の位置付け

御殿場市国土強靱化地域計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画であり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県が掲げる「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」との整合を図りつつ、本市における国土強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靱化を推し進めるためには、市の施策全般にわたる横断的な取組が必要です。

そこで、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である御殿場市総合計画と一体として策定することで、国土強靱化に向けた取組を推進していきます。



(4) 基本目標

いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
 2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小に抑えること
 4. 迅速な復旧・復興を目指すこと
- を基本目標とします。

なお、国土強靱化に関する施策の推進に当たっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を進める上での基本的な方針」に則って取り組むこととします。

(5) 対象とする災害・リスク

本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ」「相模トラフ」を震源とする大規模地震と、富士山噴火の2つの災害を中心とし、近年、激甚化の一途を辿る大型台風などに起因する風水害、土砂災害、豪雪など、本市独自の視点で対象とする災害・リスクを設定しました。

(6) 計画の見直し

御殿場市国土強靱化地域計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し、県、県内市町及び関係機関等の動向、社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況等を総合的に考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

なお、国土強靱化に向けた取組については、総合計画基本計画に示す各施策に係る実施計画を毎年度見直しすることで、効果的な取組の推進を図ります。

(7) 脆弱性評価

本計画では、4つの基本目標を達成するため、7つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして63の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次の通り設定しました。

また、事前に備えるべき目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態の発生が予測される時期を「発生直後」「応急対策」「復旧」「復興」の4期に分類し、時間軸により整理しました。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
a. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	a-1	大規模地震に伴う住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	a-2	密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	a-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	a-4	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
	a-5	暴風雪や豪雪による多数の死傷者の発生
	a-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	a-7	避難路における通行不能
	a-8	河川の大規模氾濫
	a-9	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
<p>b. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>	b-1	<p>自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
	b-2	<p>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺</p>
	b-3	<p>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</p>
	b-4	<p>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
	b-5	<p>観光客等を含めた想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱</p>
	b-6	<p>多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>
	b-7	<p>被災地における疫病・感染症の大規模発生</p>
	b-8	<p>多数の避難者への避難所・福祉避難所[*]の供与や避難所での避難が困難となる事態 [*] 福祉避難所：寝たきりの高齢者、障害のある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町が指定するもの。</p>



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-5 水資源の保全と活用	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
○	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-9	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	b-10	富士山噴火の影響により、火山灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
	b-11	孤立することによる隣接自治体からの救援救助を受けられない事態
	b-12	多数の災害関連死※の発生 ※ 災害関連死：災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後に死亡した者の死因について、災害との因果関係が認められるもの。
	b-13	救助・捜索活動が多数発生し、遅延する事態
	b-14	地域の共助※体制の機能不全により、死傷者が増大する事態 ※ 共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。
	b-15	消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
	b-16	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
	b-17	住宅供給困難状態が継続することによる長期にわたる避難生活
	b-18	避難所生活が続いた際の感染症のまん延



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 4-2 生涯学習と地域活動の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-19	消防力低下等により大規模火災に拡大する事態
	b-20	火山噴火による地域社会への甚大な影響
c. 必要不可欠な行政機能は確保する	c-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	c-2	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	c-3	災害時における病院拠点施設の倒壊等
	c-4	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
	c-5	甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺
	c-6	災害時の公助 [*] の絶対的不足 ※ 公助：市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
	c-7	新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなど感染症のまん延による各機関の業務停止
d. 経済活動を機能不全に陥らせない	d-1	サプライチェーン [*] の寸断等による地元企業の生産能力低下 ※ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。供給連鎖。



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	●	●		
○	3-1 危機管理体制の構築 7-5 健全な財政運営の推進	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
	2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	d-2	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	d-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
	d-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
	d-5	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	d-6	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と停滞
	d-7	物流機能等の大幅な低下
	e. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	e-1



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
○	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●	●	
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留に よる産業の活性化 1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
	3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	e-2	電力供給ネットワーク（送配電設備等）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	e-3	都市・天然ガス供給、石油、LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	e-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	e-5	基幹的交通から地域交通網までの各種交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	e-6	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
	e-7	コンピューターシステムの停止
	e-8	防災インフラ*の長期間にわたる機能不全 ※ 防災インフラ：地震、津波、台風、竜巻、噴火等の自然災害、戦争やテロ等の人的災害、またはウイルスや細菌等の感染症流行など、大規模災害発生の緊急時に必要となる社会基盤のこと。
	e-9	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス燃料の供給停止
	e-10	農工業用水の長期間にわたる機能停止



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 5-5 水資源の保全と活用 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●	●	●
	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 7-6 効率的・効果的な行政運営の推進	●	●		
	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
	1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした 農林畜産業の展開 1-5 活力ある工業の振興	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
f. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	f-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
	f-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興できなくなる事態
	f-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	f-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗、仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	f-5	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	f-6	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進		●	●	
○	1-6 良好な雇用環境の創造 2-5 支え合う地域福祉の構築 4-1 人を育む環境の充実 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進			●	●
○	3-1 危機管理体制の構築 5-4 資源循環型社会の構築			●	●
○	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興			●	●
○	4-3 文化・芸術活動の振興 4-5 歴史と文化の継承			●	●
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	f-7	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
	f-8	液状化*等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 ※ 液状化:ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液状化になる現象のこと。
g. 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	g-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下
	g-2	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態



国の基本計画 における プログラム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
		発生 直後	応急 対策	復旧	復興
	2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 5-3 身近な生活環境の向上 6-2 活力ある土地利用の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
	3-1 危機管理体制の構築 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 持続可能なまちづくりの環境整備 6-6 交通基盤の整備			●	●
	1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●
	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適 正化 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●

（８）施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定します。

- ① 【産業】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
- ② 【健康福祉】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
- ③ 【防災・市民生活】安全で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 【教育文化】富士山のように大きな心を持った人づくり
- ⑤ 【環境】富士山の恵みを守り育てるまちづくり
- ⑥ 【都市基盤】富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
- ⑦ 【協働・計画推進】富士山と共に歩む協働のまちづくり

（９）施策分野ごとの推進方法

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方法により国土強靱化に資する施策に取り組むこととします。

なお、具体的には前期基本計画をはじめ、防災など各分野の計画と整合性を図りながら推進していきます。

- ① 【産業】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
 - 観光地における防災対応力向上に向けた啓発と施設の整備
市、県、観光団体、自治会、警察、消防等の関係機関が連携し、観光施設をはじめ、観光地としての防災対応力を向上させるため、危機管理の重要性について、関係者の意識醸成を図ります。
また、新たな観光拠点として整備する施設には災害・緊急時の拠点機能などを整備し、施設の利活用を図ります。
 - 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信
災害発生時における誤認識やデマ、消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な情報を収集し、迅速かつ的確に発信を行います。
また、風評被害防止のため、平時から関係機関等との連携体制の構築を促進します。
 - 農業水利施設等の整備・補強
農地や農業用施設の防災対策や、機能の低下した農業水利施設等の整備・補強を推進します。
 - 災害時の迂回路となる農道の整備
避難路や代替輸送路としての機能をあわせ持つ農道の整備を推進します。
 - 事業所の事業継続計画（BCP）策定の促進
大規模災害時における事業所の被災や生産力低下を防ぎ、事業の継続及び早期再開を図るため、事業所における事業継続計画（BCP）策定の取組を促進します。
 - 雇用対策
被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携を強化します。



② 【健康福祉分野】 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

● 感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種や啓発等を促進します。

● 避難所における感染症対策

感染症の発生・まん延を防ぐため、被災者同士の密を避けるなど、避難所開設時の感染症防止対策を検討します。

● 要配慮者への支援体制の構築

災害時に自力での避難が困難なことが想定される高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者（要配慮者）の安否確認や避難の支援について、行政、自主防災組織、関係機関が連携した支援体制の構築を推進する。

③ 【防災・市民生活分野】 安全で安心して暮らせるまちづくり

● 防災拠点施設の耐震化、防災機能の強化

防災拠点となる庁舎等の施設については、耐震性の確保や行政機能を維持するために必要な物資の備蓄、重要データのバックアップ機能の確保等に努めます。

● 業務継続に必要な体制整備

業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備します。

● 公共施設における天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止

公共施設において、大空間を有する建築物の天井構造物の落下や、エレベーターの閉じ込めを防止するための対策を推進します。

● 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保

大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育・訓練に努めます。

● 各種実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、各種の実践的な訓練を計画的に行うことにより業務の習熟を図ります。

● 災害時応援協定を締結する企業・団体等との連携強化

支援物資の輸送等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する企業・団体等との情報交換や、連絡窓口を定期的に確認するとともに、必要に応じて協定の内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

また、緊急物資受入体制について、訓練等を通じて検証を行います。

● 避難所等の安全確保

避難者の安全確保を図るため、避難路の整備、避難所となる施設の耐震化の推進、屋内外落下物・ガラス飛散対策、感染症防止対策、非常用電源の確保、危険度判定の実施体制強化などに取り組みます。

また、避難生活によるストレスを軽減するため、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティや災害用備蓄品向上の検討を行います。

● 帰宅困難者対策

大規模災害発生時において、交通機関や観光施設、事業所等において、施設利用者や観光客及び従業員等を留めておく場合も想定されることから、避難場所の確保、飲料水や食料、緊急物資等の備蓄を促進します。

- 災害ボランティアの円滑な受け入れ
避難者等へきめ細かな支援を行う災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンター等との連携体制の強化のための訓練を行います。
- ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化
エネルギー供給の長期停止を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。
- 事業所の防災対策の促進
防災出前講座の実施等により、施設の耐震化、設備・備品等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など、事業所等の自主的な防災対策を促進します。
また、自主防災組織と事業所等との連携を促し、地域の防災訓練等へ積極的な参加を呼びかけるなど、事業所と地域の安全確保を促進します。
- 防災意識の向上
市民一人ひとりが、自らの住む地域の危険箇所を把握した上で、災害関係情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災マップの作成、出前講座の開催や、広報紙等を活用した啓発、学校等における防災学習の開催などを通して、防災意識の向上を図ります。
また、様々な機会を捉えて市民に対し、食料、飲料水、携帯トイレなどの災害用の備蓄を呼びかけ、日常生活の中で準備できる備蓄方法の周知などに取り組みます。
- 防災訓練の充実
防災資機材の整備を進めるとともに、防災体制の確立、防災力の向上、防災意識の高揚を図るため、富士山火山広域避難訓練、避難所運営訓練などの防災訓練を実施するとともに、防災リーダーの活用、学校・事業所などの地域防災訓練への参加を促進します。
また、各区で行われる防災訓練の実情を踏まえ、定期的な訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、行政、学校等が連携を図ります。
- 地区防災計画の策定促進
地域コミュニティにおける防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、市民や団体等が行う自発的な防災活動に関する、実効性のある地区防災計画の策定を促進します。
- 相談体制の整備
生活の復興再建に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関へ円滑に引き継ぐ体制を整備します。
- 外国人に対する危機管理への支援
言語や文化・習慣の違い等により、防災に関する知識や情報の伝達が円滑に行われず、適切な避難行動が困難となることが想定されます。このため、防災情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信、災害ボランティアによる通訳などにより、災害時のコミュニケーション支援を図ります。
- 山地災害防止施設の整備、避難体制の整備
森林の適切な整備と保全を図るため、保安林の適正な配置と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林管理の着実な実施と、荒廃した森林の再生を促進します。
また、県と連携し、山地災害危険地区からの避難体制の整備を推進します。



- 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施など、県と連携した対策を促進します。
 - 復興事前準備の取組の推進
被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりのビジョンを予め検討しておく復興事前準備の取組を推進します。
- ④ 【教育文化分野】 富士山のように大きな心を持った人づくり
- 学校施設の耐震化及び防災機能の強化
児童・生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源の導入など、防災上の機能強化を図ります。
また、被害状況により、児童・生徒の保護者への引き渡しが困難な場合に備え、飲料水、食料等の備蓄を推進します。
 - 学校における防災教育の推進
いつ、どこで災害に遭遇しても、自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加できる人材の育成を推進します。
 - 多彩なライフスタイルの実現と共助社会づくり
地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活用して生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、誰もが価値観やライフステージに応じて、望むライフスタイルを選択できる環境を創出するとともに、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進します。
 - 文化財の耐震化・防火対策
文化財への被害を最小限に留めるため、文化財管理者による耐震、防火対策を促進します。
また、国（文化庁、国立文化財機構）、県、民間の文化財関係団体、ボランティア等による文化財救済体制の構築を検討します。
- ⑤ 【環境分野】 富士山の恵みを守り育てるまちづくり
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進
災害時のエネルギー確保も含め、太陽光、小水力、木質バイオマス等のエネルギーの地産地消を促進するとともに、これらのエネルギーの活用が可能な省エネ性能の高い機器の導入を促進します。また、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用を促進します。
 - 災害廃棄物の処理体制の見直し
災害への対応力を高めるため、必要に応じて災害廃棄物処理計画を随時見直します。
 - 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保
上水道の安定的な供給のため、浄水施設、配水池や基幹管渠の耐震化、給水車の配備等、生活水の確保と応急給水体制の確保を促進します。
 - 下水道施設の耐震化
大規模災害発生時における公衆衛生や交通網を確保するため、下水道施設の耐震化を推進します。

⑥ 【都市基盤分野】 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

● 中心市街地の整備

大規模地震などの自然災害から市民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住環境の整備等を促進し、中心市街地の整備を進めます。

● 住宅・建築物の耐震化

建物倒壊から市民の生命を守り、被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

また、家具類の固定、ガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図ります。

● 老朽空き家対策

管理が不十分な空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発・指導など、老朽空き家対策を推進します。

● 被災建築物の安全確認

二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化します。

● 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査事業の推進

計画的かつ持続的な土地境界調査により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進し、災害復旧・復興事業の迅速化を図ります。

● 緊急輸送路の耐震対策

緊急輸送路や物流道路、代替路・補完路などの整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土等の対策を推進します。

また、緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策を推進します。

● 道路復旧体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に復旧するため、関係機関との連携により情報収集・共有・提供・資機材の整備などの必要な体制整備を図ります。

また、災害時応援協定を締結する民間事業者等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容の見直しなど、連携体制の強化を図ります。

⑦ 【協働・計画推進分野】 富士山と共に歩む協働のまちづくり

● 市民参画の推進による持続可能なまちづくり

事前の災害対策や発災後の復興期には、行政で担いきれない地域課題に取り組む市民活動や協働を推進する人材が必要です。市民活動団体の育成に努め、地域課題に主体的に取り組む人材の育成を推進します。

● 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが活躍できるよう、自主防災組織との連携を促進します。

● 適正な維持管理による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラや公共施設は老朽化が進行しており、市民の安全・安心の確保のため、適切な維持管理が必要なことから、施設ごとの長寿命化計画、維持管理計画に沿った適正な修繕、更新に取り組みます。



第7章 SDGs 未来都市 御殿場の「みらい」に向けて

世界文化遺産富士山の麓、四季の風情豊かな高原都市御殿場は、富士山東麓地域の中核を担う「SDGs 未来都市」です。富士山と箱根外輪山の豊かな恵み、東京都心から車で約1時間半という好立地と交通の利便性、1,500万人を超える観光交流人口など、他市町村にはない“御殿場の力”を生かして、持続的な発展を続けています。

そんな御殿場市は、2028年度以降に新御殿場IC以東の新東名高速道路全線開通が予定されるなど、更なるポテンシャルを有しており、これを未来の発展につなげていくため、御殿場発の全国モデルとなる多くの取組を進めています。

世界共通喫緊の課題である地球温暖化やこれに伴う気候変動、国内においては、予測を上回る速さで進む少子高齢化、これに伴う人口減少、担い手不足など、様々な課題に直面する中で、“御殿場の力”を生かした挑戦が、将来を担う若者、人材、そして経済・産業を育成するとともに、豊かな環境を守り、育て、市民のウェルビーイング（幸福度・満足度）の向上と、持続可能な発展につながっていきます。

本章では、世界文化遺産富士山の懷に抱かれた御殿場市が、SDGs 未来都市として持続的な発展を遂げていくための取組、未来に向けたまちづくりについて考えていきます。

1. 全国モデルとなる本市の取組

(1) 地域の未来を創る・支える・担う人材の育成

急速に進む人口減少が全国の自治体において大きな課題とされる中、本市では人口戦略を策定し、子育て支援や働く場所の確保、移住定住促進、通勤通学支援など様々な対策に取り組んでいます。

特に高校・大学の卒業を迎える18歳、22歳の若い世代の流出が懸念される中、若い世代が、故郷に愛着を持ち、一度は御殿場を離れても、いつか戻ってきて地域を支える存在として頑張ってくれる、そんな未来を担う人材の育成が重要です。

本市はこれまでに、市内の中学生・高校生と高校生地域人材育成事業をはじめ、様々な施策で連携し、共に地域課題の解決に取り組むことで、未来を担う人材育成を行ってきました。令和6年度からは、地域循環共生圏推進協定を締結する地域の金融機関や、若者世代に影響力を持つイベントを運営する企業等と連携し「GOTEMBA MIRAI PROJECT」を展開しています。

これは、高校生を中心とした若者に、社会課題の解決に向けた取組を通じ、故郷に愛着を持つシビックプライドや、新しいことにチャレンジする精神であるアントレプレナーシップを身に付けてもらう先駆的な取組として注目を集めています。

今後も、御殿場市は、地域コミュニティ、産業、そして御殿場という都市そのものの未来を担う人材の育成に力を入れていきます。



GOTEMBA MIRAI PROJECT 2024の様子



(2) 富士山Gコイン^{※1}による経済活性化と市民活動の応援

富士山Gコインは、コロナ禍における市内事業者の支援と非接触型キャッシュレス決済の普及を目的に、令和4年7月に導入しました。スタートから1年半で、当初目標としていた市民の6割を超え、現在は約5万5,000人が加入、利用できる店舗数は400店を超えています。(令和7年4月現在)

プレミアム付きデジタル商品券をはじめ、ポイント還元祭、ボランティアポイントなど、各分野の施策推進のインセンティブとして活用しています。

富士山Gコインの導入は、市民生活の応援、市内経済活性化、デジタル社会に向けての効果など、予想を超える大きな成果を生みました。今後更に様々な分野で、まちづくりの基盤として活用を図っていきます。



※1 富士山Gコイン：本市オリジナルのデジタル地域通貨で、専用アプリ・カードを利用し、市内取扱加盟店で1ダラー=1円として利用できるキャッシュレス決済サービス。チャージにより繰り返し利用が可能。

(3) 木育の推進

本市は、富士山麓及び箱根外輪山の自然環境の骨格をなす豊かな森林が、市域の半分以上を占めています。このような森林環境を活かし、SDGsの理念に基づいて、森林資源の保全・活用、地域活性化、御殿場らしい人づくり、まちづくりを推進していくため、令和4年4月に将来に向けて、木とふれあい、木に親しみ、木に学ぶ環境を整え、木を育て、木を活かし、多世代にわたって木のぬくもりを感じる豊かな暮らしを目指す「ごてんば木育推進宣言」を行いました。令和5年6月には、推進宣言を具体化した木育の道標となる「御殿場市木育推進基本構想」を策定し、「御殿場の木のぬくもりと共に」を基本理念に、5つの基本方針を定め、「木育」の推進をしていきます。





御殿場市木育推進基本構想

【基本理念】 ～御殿場の木のぬくもりと共に～

- 【基本方針】
- 森林や里山の保全 …………… 森林や里山を守る
 - ごてんばっ木の活用 …………… 森林資源を有効に活用する
 - 木を通じた多世代交流 …………… 木に触れ、木に学ぶ
 - 協働による取組 …………… 様々な主体が協働して「木育」に取り組む
 - 脱炭素社会へ向けて …………… カーボンニュートラル実現に貢献する



ごてんば木育推進宣言書



御殿場市木育推進基本構想



（４）富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏と“御殿場型循環モデル”

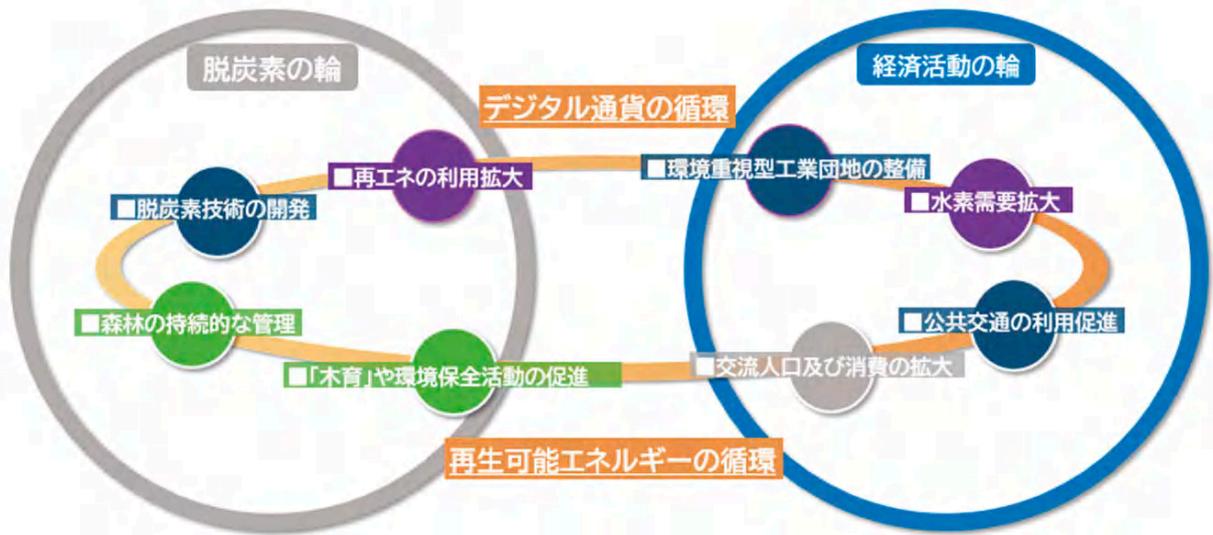
本市は、優れた環境と景観の形成及び産業・経済振興が好循環するまちを目指し、「御殿場市エコガーデンシティ構想」を推進してきました。

これを土台として、令和5年1月には、裾野市・小山町と連携した「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏^{※2}」が、静岡県による「“ふじのくに”フロンティア地域循環共生圏」の第1号認定を受けて、広域的な取組へと発展しています。

地球温暖化が急速に進行し、脱炭素化に向けた動きが世界的に加速する中、「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」は、本市が取り組む、環境と経済の好循環、木育、デジタル推進などの施策をSDGsの考え方でつないだものです。自然環境を守り、育て、磨く脱炭素に向けた取組と地域経済を好循環させ、地域活性化を促進する仕組みとして体系化しています。

本市は、SDGs未来都市として、再生可能エネルギーの利用拡大、森林の持続可能な管理、環境重視型工業団地の整備等を通じ、富士山の麓から、環境・経済・社会に貢献する持続可能なまちづくりを目指します。

※2 富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏：富士山東麓地域（御殿場市・裾野市・小山町）における新たな広域連携により、富士山麓の自然環境を守り、育て、磨く脱炭素に向けた取組と、地域経済を好循環させる取組。



《「脱炭素と経済の好循環」概念図》

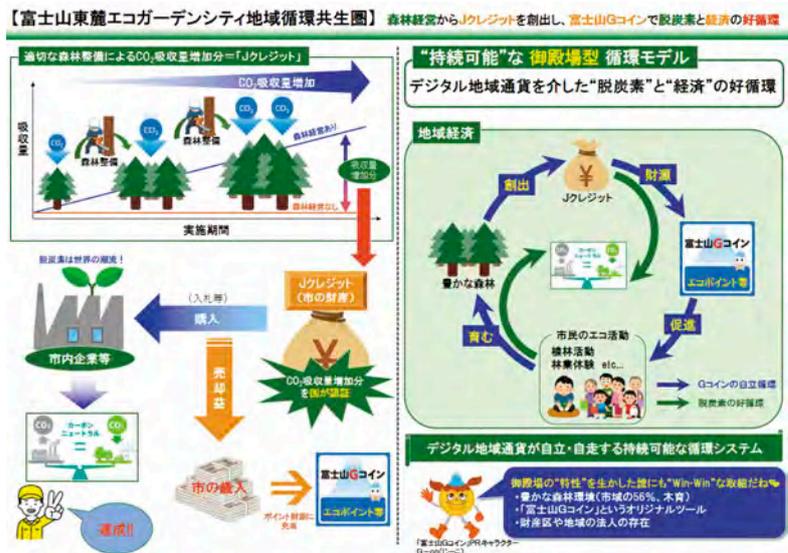
【御殿場型循環モデル】

富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏における本市の取組として、「富士山Gコイン」と国の「J-クレジット^{※3}」を介して脱炭素と経済の循環を生み出すとともに、市民活動を応援し、社会課題の解決に資する「御殿場型循環モデル」を構築しました。

これは、富士山麓の豊かな森林からJ-クレジットを生み出し、カーボンニュートラルへの貢献を目指す企業へ売却することで、その利益を富士山Gコインの財源とし、環境に関連する市民活動へのポイント原資とするものです。

脱炭素の取組の成果であるJ-クレジットが、富士山Gコインとなって市内経済を活性化させるとともに、市民の環境活動を後押しし、更なる脱炭素を推進するという「脱炭素と経済の好循環」システムが、「御殿場型循環モデル」として、全国的に注目されています。

※3 J-クレジット：森林整備などによる温室効果ガス吸収増加量などを価値のある「クレジット」として国が認証する制度。





(5) スポーツタウン御殿場

本市は、東京2020オリンピック自転車ロードレースの開催地、また、空手イタリア代表チームのホストタウンとなりました。こうしたオリンピック・パラリンピックのレガシーや、御殿場の魅力ある地域資源を生かしたスポーツ交流によるまちづくりを推進し、スポーツにより地域振興や地域経済の発展に寄与するため、2022年、官民連携の「スポーツタウン御殿場推進協議会」を設立しました。

スポーツ庁から指定された地域スポーツコミッションとして、富士山1周サイクリングなどのサイクルイベントの開催や、世界空手連盟や全日本空手道連盟の後援のもと、世界での活躍を目指す高校生のステップアップとなる大会として、また空手発祥国日本の高校生を通じ空手の魅力を国内外に発信する大会として、「空手道Karatedo Mt.Fuji Junior Championship in Gotemba」を創設し、イタリアとの交流を継続的に行いながら開催しています。

これらの取組は、スポーツ庁が行う「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰」を県下で唯一となる3回受賞し、スポーツ庁長官が本市を視察するなど、大きく注目されています。



▼空手イタリアチームとの交流

▲富士いち（富士山一周サイクリング）



▼スポーツ交流でまちづくり推進（モルック）

▲ちいさなFUJI（富士山トレイルランニング）

2. 未来に投資する4大プロジェクト

富士山の恵み、交通の利便性、そして年間1,500万人を超える観光交流人口は、他の自治体にはない“御殿場の力”です。

これを生かし、未来の御殿場市、将来を担う子どもたちのため、4つの大型プロジェクトを推進していきます。いずれの施設も魅力溢れる日本一の施設を目指して整備を進めます。

(1) 新御殿場市立図書館

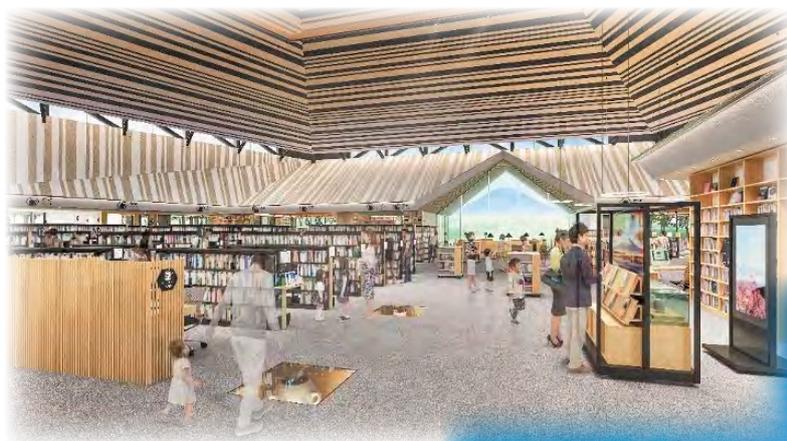
「新御殿場市立図書館」は、「日本一の富士山の麓に日本一の図書館を」を合い言葉に、多くの市民の皆様の声に耳を傾けながら整備を進め、令和8年度に開館となります。

「御殿場の伝統的な古民家」をモチーフとし、古民家が持つ特徴を取り入れ、外観は旧6町村を象徴した六角形の屋根を持つランドマークとなるデザインです。館内は内装などへ木材を活用するとともに開放的な大空間とし、訪れる全ての人をやさしく包み、知り・学び・つながる場「みくりや・ほんてらす」を基本コンセプトとしています。

図書をテーマごとに、「コマ」と言われる空間に配置し、居間のようにゆっくり読書したり、利用者が多様な活動を行ったりする場となります。子どもたちに読み聞かせができる空間や、開放感が溢れるテラス席、読書をしながら寛げるカフェ、館内から富士山が見えるビューポイント、そして笑顔があふれる交流スペースを備えています。

また、郷土資料館の機能も併せ持っており、歴史資料の実物展示やデジタルを活用した魅力的な体験型のコンテンツの設置により、市民が楽しみながら郷土を知り、特に子どもたちが郷土愛を育み、本市に住み続けたいという気持ちを育む施設としても期待されるとともに、観光客にも本市を知っていただく施設となります。

新御殿場市立図書館は、教育・文化・情報発信の拠点として、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめる施設です。



内部の様子

新御殿場市立図書館イメージ図（外観）





(2) 富士山木のおもちゃ美術館

木の香りとぬくもりを存分に感じられる「富士山木のおもちゃ美術館」は、「木育」のシンボルとなる施設として、令和8年夏のグランドオープンに向け、富士山樹空の森において整備を進めています。

御殿場産木材「ごてんぱっ木（こ）」をふんだんに活用し、御殿場の自然と文化と人をつなぎ、本市最大の魅力である富士山をまるごと楽しめる施設です。

富士登山を体験できる空間づくりや地元の農産物をおもちゃにした収穫体験エリア、富士山の溶岩洞窟をくぐり抜けられる木製トンネルなど、御殿場ならではのオリジナルの遊具や玩具などを配置します。

さらに木工室での木工ワークショップや、木を活かした様々な木育体験を通じて、ここにしかない遊びや学びの機能を充実させ、施設を利用する全ての子どもたちが笑顔になれる「日本一のおもちゃ美術館」を目指しています。

「富士山木のおもちゃ美術館」の整備により、年間1,500万人を超える観光交流客を市内全域に回遊させ、市内の観光施設を点から線、そして面へと形成することで、地域経済の活性化と観光振興の拠点となる施設です。



富士のもりひろば イメージ図



富士のさとひろば イメージ図

（3）経済活性化施設（仮称：富士山の恵み産業パーク）

本市の特色である富士山の麓という最高のロケーションと富士山の恵みを最大限に活かし、全国から本市を訪れる多くの観光客に、地元の農産物や特産品をはじめ、伝統工芸品の販売、観光情報や文化・歴史の発信など多種多様なニーズに応えられる経済活性化施設として、道の駅的な要素も持つ「（仮称）富士山の恵み産業パーク」を、市内主要幹線の国道138号沿いに整備を進めています。

この施設は、地域コミュニティや住民同士の交流促進の拠点としても重要であり、訪日外国人旅行者の増加に伴う異文化交流の創出など、訪れる外国人にとっても魅力的で、御殿場の様々な魅力を日本全国のみならず、世界中に発信できる施設です。

また、観光・経済の新たな拠点であると同時に、本市の防災拠点とし、市民の安心と安全を守る、総合的な防災機能を有する施設ともなります。

これまで、本市の全ての産業の源であり、本市の発展に大きく寄与してきた富士山の恵み「水」に着目し、富士山の麓で、「水」の恵みを未来へつなぐ交流創造拠点として、年間300万人以上の来訪者を見込み、日本一のにぎわいと、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめ、親しみや地域への愛着を育むことができる施設を目指しています。



わくわくゾーン（広場）と回廊イメージ図（案）



建物と広場のイメージ図（案）



(4) メッセ型施設

本市の未来を担う子どもたちが、様々な体験や学習を通じて科学技術や産業技術に興味や関心を持ち、将来の御殿場市を創造し支える環境づくりと、東富士演習場の歴史や文化を学び、機械産業遺産の保存や展示を通じて、次世代に平和や安全への意識継承を効果的に発信する拠点として、多目的に利活用が見込めるメッセ型施設の整備に向けた可能性調査を進めています。

また、大規模施設の利点を生かし、自然災害時の緊急避難所や被災地への救援物資を送る際の中継拠点、ドクターヘリの離着陸場所としての活用等、多くの市民の生命と財産を守り、防災拠点施設として重要な役割を果たすことが見込まれます。

今後も、SDGs 未来都市として、航空・宇宙産業をはじめ、先端技術や自動車・モータースポーツ、精密機械や医療・介護・福祉など、幅広い産業分野の企業・団体との連携強化を図りながら、メッセ型施設を有効活用した多種多様なイベントや展示会などを通じて、子どもたちの体験や学びの場を創出し、地域交流の中心的な施設として、御殿場ならではの魅力ある施設整備を計画していきます。



3. 御殿場の未来に向けて

本市は、昭和30～31年の6か町村合併による市制施行を経て、令和7年2月11日に70周年を迎えました。大きく変化する時代の中で、世界文化遺産 富士山の懐に抱かれながら、その恵みを楽しんで発展を続けています。

今や本市の観光交流人口は1,500万人を超えます。本市を訪れる方々が日々におっしゃることは、「御殿場の人は優しいね」「御殿場に来るとほっとする」ということです。首都圏からちょっと足をのばせば訪れることのできる好立地、豊かな環境、温泉、食、地ビール等の酒類など、富士山の魅力を満喫し、人の心の温かさに触れることのできるまち。富士山の恵みを存分に感じながら、訪れる誰にとっても故郷のように感じられる、それが「御殿場らしさ」なのでしょう。

今、世界共通喫緊の課題である地球温暖化、予測を超える速さで進行する少子高齢化や人口減少など対応すべき様々な課題に直面する一方で、DXや人工知能（AI）の活用、ジェンダー等にとらわれない多様で包摂的な社会の進展など、世の中は大きく変化しています。

本章で紹介した取組をはじめ、分野別計画に掲載する各種施策は、このような大きな社会の変化の中で、御殿場らしさ、富士山の麓の御殿場だからこそその強みを生かし、市民をはじめ本市に関わる人々のウェルビーイングを向上し、未来につなげていくための取組です。

また、既存の枠組みにとらわれず、近隣の自治体と連携しながら、富士山麓地域の中心として、世界にその取組を発信していくことが、さらなる本市の持続的な発展につながるとともに、新しい時代の国や地域の在り方につながっていきます。

市民の皆さんが、そして未来を担う若者たちが、故郷のことを大切に思い、誇りを持ち、夢や希望を持てる御殿場を創っていくことが求められています。



富士山とともに、未来へつなぐ

前期基本計画

分野別計画



政策方針 1
人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
(産業分野)

1-1 国内外の観光交流客の周遊・滞留による産業の活性化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

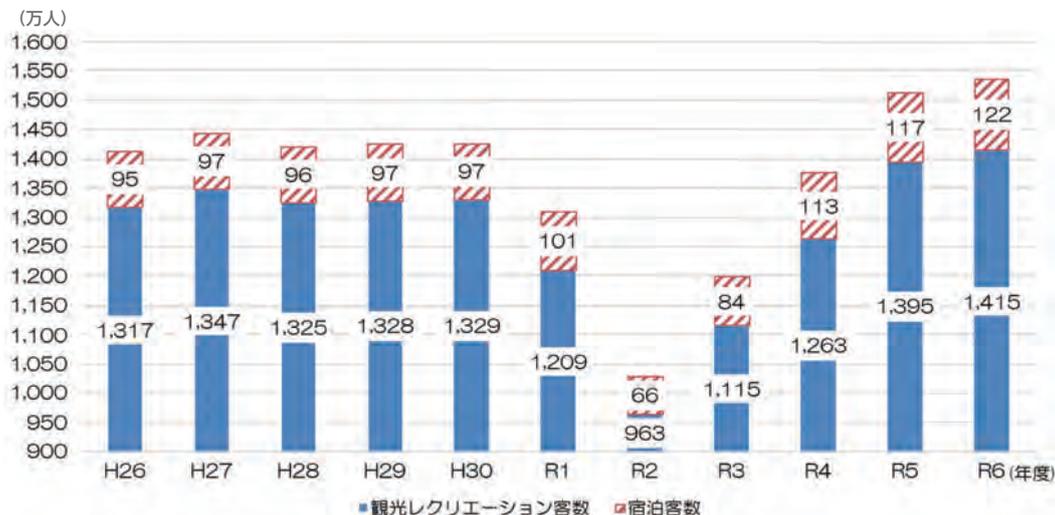
本市は、富士箱根伊豆交流圏の中央に位置し、世界文化遺産の富士山をはじめとした素晴らしい環境に恵まれ、魅力的な観光資源や集客力の高い施設を有しています。また、近年、観光客のニーズも変化し、自然や文化、食といった日本独自の魅力が再評価され、訪日外国人観光客も増加しています。そのような中、新東名高速道路の新御殿場インターチェンジ以降の開通や関連アクセス道路の整備完了に伴い、観光客の流れに変化が生じることが想定されます。こうしたインフラの整備やスポーツツーリズムの拡大とともに、これまでにないコンセプトを基にした新たな拠点施設の整備が求められています。

□ 関連計画等

- 御殿場市観光戦略プラン
- 御殿場市自転車活用推進計画
- 御殿場市自転車ネットワーク計画
- 御殿場市SDGs未来都市計画

□ 現状データ

御殿場市の観光交流客数



出典：御殿場市観光交流課



政策の目標

- ◆ 富士山をはじめとする観光資源を活用したまちづくりを推進します。
- ◆ 広域連携によるプロモーションを強化し市内周遊・滞留を促進します。
- ◆ 新たな観光関連資源の発掘や受入体制の整備により、持続可能な観光地づくりを推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
宿泊客数	市内宿泊施設に宿泊した 人数（年間）	1,222,945人	1,500,000人
外国人宿泊客数	市内宿泊施設に宿泊した 外国人人数（年間）	248,690人	500,000人
観光交流客数	市内観光施設利用者数、 イベント参加者数、 宿泊者数の合計（年間）	15,381,502人	17,000,000人

施 策

（1）富士山をはじめとする観光資源を生かした周遊・滞留観光の推進

富士山をはじめ、その恵みである水や緑、美しい景観を生かした誘客、効果的なプロモーションの実施により周遊・滞留観光を推進します。来訪者の市内回遊を促す拠点として、新たな目的地となる富士山木のおもちゃ美術館や観光施設の整備など、周遊と滞在を促すコンテンツ・体制づくりを進めます。御殿場らしさを感じる魅力ある既存のコンテンツの磨き上げや新たな観光資源の発掘、創造、整備など、集客力のあるコンテンツ作りに努めます。

（2）広域観光によるプロモーションの強化

周辺市町村との観光資源の情報共有や連携などにより、箱根、富士五湖、伊豆の広域エリアでプロモーションを実施し観光誘客を推進します。

（3）イベント等を通じた誘客の推進

市民と一体となったおもてなしの心で、御殿場の伝統的な祭りやイベントなどを充実させることにより、御殿場の魅力の向上を図り、観光振興に結び付けます。

（4）インバウンド需要の獲得

年々増加する外国人観光客のニーズを的確に把握し、ニーズに応じたプロモーションの実施や各種ツアーの商品開発を進めます。また、受け入れ態勢の整備、オーバーツーリズムに配慮することにより、インバウンド需要の獲得に努めます。

（５）スポーツツーリズム等の推進

豊かな自然環境や多くのゴルフ場など本市の特徴的な資源を生かしたスポーツ体験型観光の創出や、東京2020大会のレガシーを生かしたイベントの開催などによるスポーツツーリズムを推進します。

（６）効果的な観光情報の発信

富士山をはじめとする観光資源や首都圏に近いといった地理的優位性を生かし、SNSやメディアなどを活用したプロモーションを積極的に行い、国内外への効果的な情報発信に努めます。

（７）経済活性化施設の整備

国道、県道など広域的な幹線道路の利用者へのサービス向上を図るため、関係団体などと連携し、地元特産品のPR、休憩機能や観光案内機能、災害・緊急時拠点機能などを有する施設（仮称：富士山の恵み産業パーク）を整備するとともに、施設の利活用を図ります。





1-2 企業誘致と新たな産業連携の推進

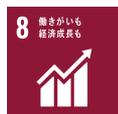
まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

新東名高速道路新御殿場IC以東の開通等を控え、より一層の交通アクセスの向上に加え、豊かな自然環境や恵まれた地域資源を背景に、本市への進出を希望する企業が増加しています。そのことに伴い、新たな産業用地の創出などインフラ整備等を進め、先端企業、高付加価値産業、環境配慮型の企業など幅広い産業に係る様々な企業が進出しやすい環境を整備することが必要となっています。

また、Society 5.0の実現に向けた様々な先端技術のさらなる進化、普及と活用による産業連携の促進が求められています。

さらに、スタートアップの創出・育成や起業者への支援を図るとともに、農林業や商業等との連携による第6次産業化など、今後のまちづくりにつながるイノベーションの創出や新たな産業の振興が求められています。

□ 関連計画等

- 御殿場市企業誘致推進ビジョン
- 静岡県“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組
- 静岡県ファルマバレープロジェクト
- 静岡県医療田園都市構想
- 御殿場市SDGs未来都市計画

□ 現状データ

御殿場市内の事業所数、従業者数



出典：事務所・企業統計調査、経済センサス

政策の目標

- ◆ 産業用地を確保するなど、企業や新たな産業が進出しやすい環境を整備します。
- ◆ 産業の垣根を越えた新たな産業連携を推進します。
- ◆ 進出企業及び既存企業との連携を強化し、地域経済活性化を支援します。
- ◆ Society 5.0に対応した先端技術を活用した産業連携により、地域経済活性化を図ります。
- ◆ スタートアップの創出・育成及び起業家の育成を推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
地域産業立地促進事業費補助件数	補助金交付件数 (計画期間中の累計)	3件	10件
雇用創出促進事業費補助件数	補助金交付件数 (計画期間中の累計)	1件	5件

施策

(1) 企業の誘致

首都圏や関西圏及び甲信地方などへの交通利便性と良好な環境を生かし、企業進出需要に対応した産業用地を確保するとともに、IT関連、あるいは医療関係や半導体といった高付加価値産業、また、本社機能の移転等に向けて、様々な支援策による誘致に取り組むことで、さらなる企業集積を図ります。

(2) Society 5.0に対応した産業振興の促進

ドローン、IoT、AIなど、Society 5.0に対応した革新的な技術の各分野への活用や産業連携により、地域課題を解決する新たなサービスの創出を図ります。

また、先端技術の開発・活用に取り組む企業、団体との連携や「富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏」における取組を進め、ビジネスマッチングと経済活性化を図ります。

(3) イノベーションの促進や新たな産業の創出

市内からの新たなスタートアップの創出・育成、首都圏等からスタートアップを呼び込む環境を整えるとともに、起業家の育成支援を推進することで、イノベーションや新しい産業を創出し、地域経済のさらなる活性化や新たな雇用創出につなげます。



1-3 富士山の恵みや地域特性を活かした農林畜産業の展開

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

少子高齢化社会の急速な進展に伴う人口減少など社会環境が大きく変化する中、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化による後継者不足や担い手の減少、耕作放棄地などの遊休農地の増加に加え、気候変動や環境問題への対応など大きく変化しています。

こうした中、国は農業生産の現場から地球環境負荷の低減に対する取組をまとめた「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに温室効果ガス等の削減に向け持続可能な農業への具体的な方針を公表しました。このため、従来の慣行農法と並行しつつ、化学農薬の使用量低減や有機農業の取組面積拡大を図るとともに、ICTなどの最先端技術を活用したスマート農業機械の導入などにより、省力化や省資源化の取組を進める必要があります。

一方、首都圏からの交通アクセスや富士山と箱根外輪山に囲まれる恵まれた地域特性を活かした農畜産物のブランド力の強化、農商工連携などによる六次産業化の推進や新商品開発、販路や地産地消の拡大などによる生産振興と農家所得の向上により、地域全体の農業振興を図る必要があります。

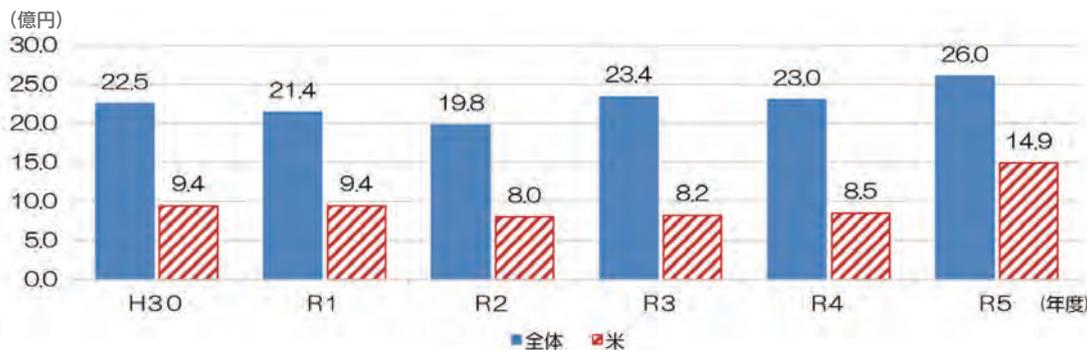
林業においては、戦後に植林された人工林の多くが既に伐期、利用する時期を迎えているものの、外国産材の流入や価格の低迷などにより利用が停滞し、森林整備の遅れが生じています。このため、森林経営管理制度を有効活用するとともに、林業事業者との連携を図り、森林整備と地元産木材（ごてんばっ木）の利活用及び推進をしていくことが必要になっています。

□ 関連計画等

- 御殿場市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 御殿場市木育推進基本構想
- 御殿場市農業振興地域整備計画
- 御殿場市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
- 御殿場市SDGs未来都市計画

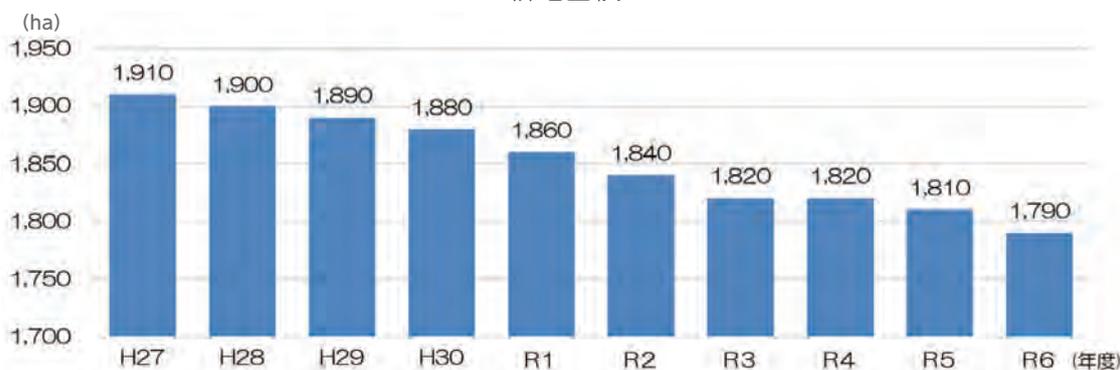
□ 現状データ

御殿場市の農業産出額（推計）



出典：農林水産省

耕地面積



出典：農林水産省

政策の目標

- ◆ 農業者の高齢化や人口減少による耕作放棄地の拡大が懸念される中、地域計画の策定により地域における農業の将来の在り方を定め、農用地の集積、集約化等を推進します。
- ◆ 企業や団体など多様な担い手及び意欲溢れる新規就農者を確保するため、様々な支援制度の活用や優良農地の斡旋など包括的なサポート体制を構築し、健全な農業経営体を育成することにより、持続可能な農業経営基盤の確立を目指します。
- ◆ 地域特性を活かした農畜作物の高付加価値化とブランド化を図り、魅力ある農業の発展を推進します。
- ◆ ほ場整備の推進とともに、農地の多面的機能管理に対する共同活動、農地の集積・集約化、遊休農地解消への取組を強化します。
- ◆ 関係団体、関係機関と連携し、環境負荷の低減や省力化、持続可能な農業の確立を目指します。



□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
認定農業者数	各年3月末時点における累計値	57経営体	62経営体
認定新規就農者数	各年3月末時点における累計値	3経営体	8経営体
スマート農業機械による環境負荷低減に向けた取組面積		1.16ha	1.25ha
地場産の農畜産物を使用した新商品及びメニュー等の開発数	基本計画期間内における累計値	3件	6件
年間間伐面積累計値	各年3月末時点における累計値	1888.50ha	2,128ha

施 策

(1) 農業生産基盤の整備・維持管理と農地の集積・集約化

農業生産基盤の整備を推進し、生産技術の向上・高度化を促進するとともに、農用地、水路、農道等の保安全管理について、地域の共同活用を支援します。

また、農地の集積・集約化を推進することにより、担い手への営農支援と遊休農地・耕作放棄地の有効利用を図ります。

(2) 農業経営体の育成、多様な担い手の確保

後継者育成や意欲溢れる新規就農者を積極的に支援し健全な経営体を育成するとともに、農業法人や企業、団体等の参画による多様な担い手の確保を目指します。

また、本市の魅力を最大限に活かし、農業及び農産物全体へのイメージ向上を図るため、都市部住民との交流や各種体験事業により地場産品への理解を深めるグリーン・ツーリズム事業や、農家の魅力を発信する農家民宿村などにより住民相互の生きがいがづくりや地域全体で支えあう体制作りを目指します。

(3) 持続可能な農業の確立

環境保全型農業^{※1}の普及や農業者のみどり認定^{※2}の取得、J-クレジット制度^{※3}の活用を推進し“見えない価値の見える化”に積極的に取り組み、安全・安心な農畜産物の供給やスマート農業技術等を活用した省力化や省資源化による生産振興を推進します。

※1 環境保全型農業：化学肥料や農薬が環境に与える負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産の手法。

※2 みどり認定：環境負荷低減に向けた農業者や地域の取組を支援・促進するための認定制度。

※3 J-クレジット制度：CO₂等の排出削減量や吸収増加量を、クレジットとして国が認証する制度。

（４）農畜産物の高付加価値化

高速道路などによる首都圏等へのアクセスの良さや富士山の恩恵である「水」や「澄んだ空気」、「高原の環境の良さ」といった地域資源を最大限に活用し、市内で生産される農畜産物のブランド力の強化及び販路の拡大を推進します。

また、六次産業化や農商工連携など異業種間の連携による新たな商品開発の取組を支援します。

（５）林業生産基盤の整備と維持管理

森林環境譲与税の有効活用などにより、林業事業者と連携し森林経営管理制度を活用し、健全かつ安心安全な森林整備を促進し、林業の生産基盤を支援します。

（６）地元産木材の有効活用・多面的利用

地元産木材（ごてんばっ木）の地産地消をはじめ、木材の新たな利活用やPR等を推進し、普及啓発を行います。

（７）木育による御殿場らしいまちづくり・人づくりの推進

富士山木のおもちゃ美術館の開館をはじめ、地域の森林資源を活用し、木と触れ合い、学び、共に生きる「木育」を通じ、御殿場らしいまちづくり・人づくりを推進します。





1-4 活気ある商業の振興

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

本市の商業については、大型集客施設などの進出によって総販売額が増加している一方、既存商店において店主の高齢化や跡継ぎ問題など多くの課題を抱えています。また、消費者のニーズが多様化する中、ネット通販などの利用が進み、キャッシュレス決済の需要も高まっています。

このため、市内商業を振興するためには、事業者の取組を支援するとともに、市内で消費が循環するような仕組みや本市ならではの魅力ある商品の普及を促進することが必要です。

□ 関連計画等

- 御殿場市中小企業振興基本条例

□ 現状データ

御殿場市内の小売・卸売業の状況



出典：商業統計調査、経済センサス

政策の目標

- ◆ 地域経済の活性化を図るため、市内の商店街、商店街団体などの取組を支援します。
- ◆ 地域内における経済の循環を図るため、本市独自のデジタル地域通貨富士山Gコインの普及及び活用を推進します。
- ◆ 御殿場ならではの魅力ある商品の普及を促進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
小売・卸売業年間商品販売額	経済センサス	1,806億円 (R3)	1,850億円
富士山Gコイン流通数	富士山Gコイン発行額	9億ダラー(円)	10億ダラー(円)
富士山Gコイン 民間事業利用件数	利用申請件数	11件	20件
こだわり推奨品認定数	認定品目数	46品目	50品目

施 策

(1) 商業の支援による地域経済の活性化

商工会や観光協会等の関係機関と連携し、事業者の事業継続や販路拡大の取組を支援します。また、市内の商店街、商店街団体などの広報活動、イベント等の支援や本市独自のデジタル地域通貨富士山Gコインの普及を進め、地域課題の解決につながるためのツールとしての活用や、民間事業者による連携事業を促進し、地域経済の活性化を図ります。

(2) 御殿場ならではの魅力ある商品の開発と販売促進

ふるさと納税の返礼品としての活用や経済活性化施設（仮称：富士山の恵み産業パーク）の整備計画を踏まえ、今後の地場産品の需要拡大を見据えて、商工会や観光協会などの関係機関との協力を一層図りながら、御殿場ならではの特色ある商品の普及や商品開発等を促進し、情報発信の強化や販路拡大に努めます。



1-5 活力ある工業の振興

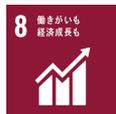
まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

工業におけるアジア諸国などとの国際競争が激化する中、高度な技術開発や、新たな事業、産業の展開を促すことが重要となっています。

本市においては、地元企業のニーズを踏まえながら、新製品開発や異業種間の連携による事業拡大のほか、IT化の推進による生産性の向上等を含め、中・小規模事業者への支援の充実が求められています。

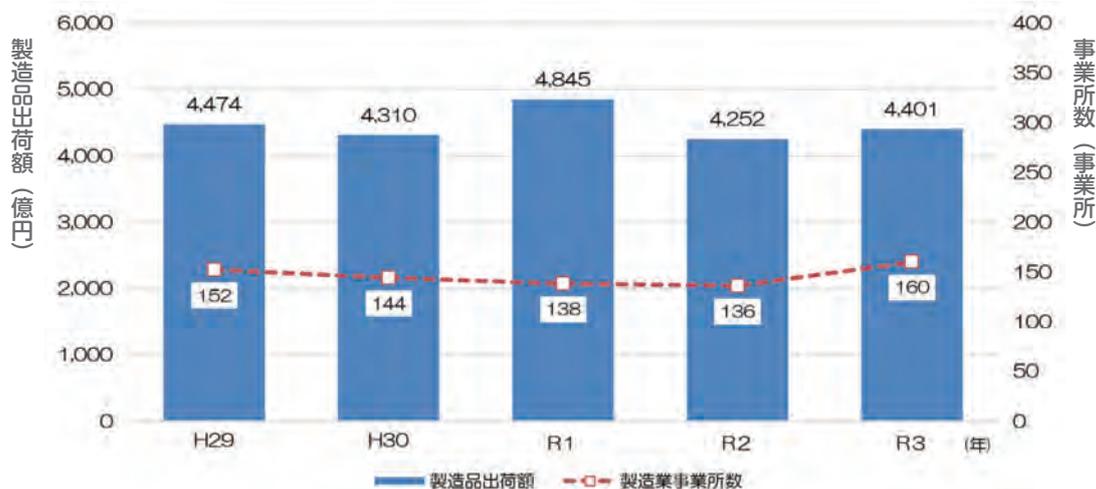
また、静岡県が進めるファルマバレープロジェクトや2市1町による富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏を踏まえ、新たに進出する企業と既存企業との連携や広域的な視点に立った産業の振興について研究する必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市中小企業振興基本条例
- 静岡県ファルマバレープロジェクト
- 静岡県医療田園都市構想

□ 現状データ

御殿場市内の製造業の状況（従業者4人以上の事業所）



出典：工業統計調査、経済センサス

政策の目標

- ◆ 企業の異業種参入や異業種間の連携を支援します。
- ◆ 市内企業ニーズを把握するとともに、中小規模事業者への支援を充実します。
- ◆ ファルマバレープロジェクトや富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏を生かした、戦略的な工業の振興を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
製造品出荷額 (従業者数4人以上)	経済センサス	4,401億円 (R3)	4,900億円
市内企業訪問件数	部長級以上職員の訪問回数	5件	6件

施 策

(1) 異業種・産学官金の連携

県が進めるファルマバレープロジェクト・医療田園都市構想や商工会と連携し、異業種参入や異業種交流会への出展などを支援します。

また、産・学・官・金で構成された支援体制を活用し、新製品開発や異業種参入を支援します。

(2) 中小企業の経営基盤の強化・改善

市中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興推進会議を通じ、中小企業の経営基盤の安定強化及び経営の改善などに対する支援策に取り組みます。

(3) 企業ニーズの把握

企業訪問等をはじめ、引き続き企業現場への訪問などを行い、より正確な企業ニーズの把握に努めます。



板妻南工業団地



1-6 良好な雇用環境の創造

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

人口減少社会が進行する中、今後市内企業の人手不足が懸念されています。そのため、様々な業種の雇用を創出するとともに、要就労支援者や高齢者を含めた全ての求職者に対し、求人情報や市内企業の魅力を適時適切に情報発信することで、地域の安定した雇用を確保し続けていくことが重要です。また、採用の段階での支援のみならず、特に子どもたちに対し、御殿場の魅力ある産業・職業を知ってもらい、市内企業に興味を持ってもらうことが必要です。

一方、いわゆる「働き方改革」や育児・介護休暇、在宅勤務制度の導入など、雇用環境が多様化するとともに、職場ではセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの問題が生じないよう、事業者は、労働者が疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を整備するよう求められています。

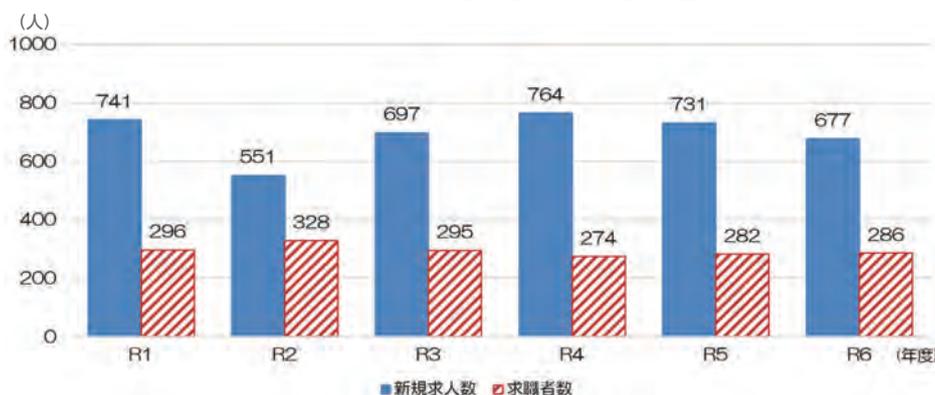
市において、国や県など関係機関と連携し、労働に関する法令の制定、改正情報を適時適切に提供するとともに、企業の福利厚生や職業能力の開発を支援することが重要です。

□ 関連計画等

- 御殿場市中小企業振興基本条例

□ 現状データ

ハローワーク御殿場の求人数と求職者数



出典：沼津公共職業安定所御殿場出張所

政策の目標

- ◆ 誰もが働きやすい多様な雇用環境の確保を促進します。
- ◆ 御殿場の将来の人材確保及び起業・就労支援のため、キャリア教育等を推進します。
- ◆ 職業能力の向上、技能労働者の育成・確保と円滑な継承に努めます。
- ◆ 中小企業や個人事業者の就業環境・福利厚生 of 充実を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
UIJターンを伴う移住者に対する支援件数	御殿場市ふるさと就業奨励金補助件数	55件	60件
(公財) 駿東勤労者福祉サービスセンター会員数 (御殿場管内)	御殿場管内の会員数	2,303人	2,500人

施 策

(1) 求人企業と就職希望者の支援

若者の就職やUIJターン等を支援するため、関係機関や市内企業との連携を強化し、合同企業ガイダンスの開催等を通じ、求人情報のほか市内企業や地域の魅力を広域的に情報発信します。

また、企業等の人材確保を図るとともに、人口の増加を促進するため、本市での就業及び定住を希望する移住者を支援します。

(2) 勤労者福祉の充実

駿東勤労者福祉サービスセンターが行う福利厚生事業を支援するとともに、勤労者で組織される各種団体への支援、住宅建設資金の融資の充実を図ります。

(3) 企業ニーズに合う人材の育成

事業者が、働き方改革や育児、介護休暇、在宅勤務制度の充実など、安心して働くことができる職場環境づくりに向けた取組を通じ、企業を担う人材の育成を推進できるよう、様々な労働関係法令などの情報を提供するなどの支援を行います。

(4) キャリア形成支援

子どもから大人まで、あらゆる人材に対し、市内企業での職業体験や、インターンシップ制度などキャリア教育の強化を図ります。



政策方針 2
笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
(健康福祉分野)

2-1 子育てしやすい環境づくりの推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け



現状と課題

全国的に少子高齢化や、若者世代の都市部への流出、共働き世帯や核家族の増加が進む中、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりが必要とされており、妊娠、出産、育児から進学、就職といった各ステージでの切れ目ない支援の充実を図ることが求められています。

子どもの発達について不安を抱える保護者も増加しており、適切な療育を受けられる環境づくりや支援の拡充が求められています。また、貧困や虐待など、家庭に問題を抱え、支援を必要とする子どもも増加しており、行政による支援はもとより、地域や企業など、社会全体の理解と支援が不可欠になっています。

併せて、地域や社会が保護者に寄り添い、親の子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、市民総がかりで子どもの健やかな成長を実現していくことが必要です。

□ 関連計画等

- 御殿場市子ども・子育て支援事業計画
- 御殿場市男女共同参画計画“レインボープラン御殿場”
- 御殿場市障害者福祉計画及び障害児福祉計画
- 御殿場市子ども条例行動計画





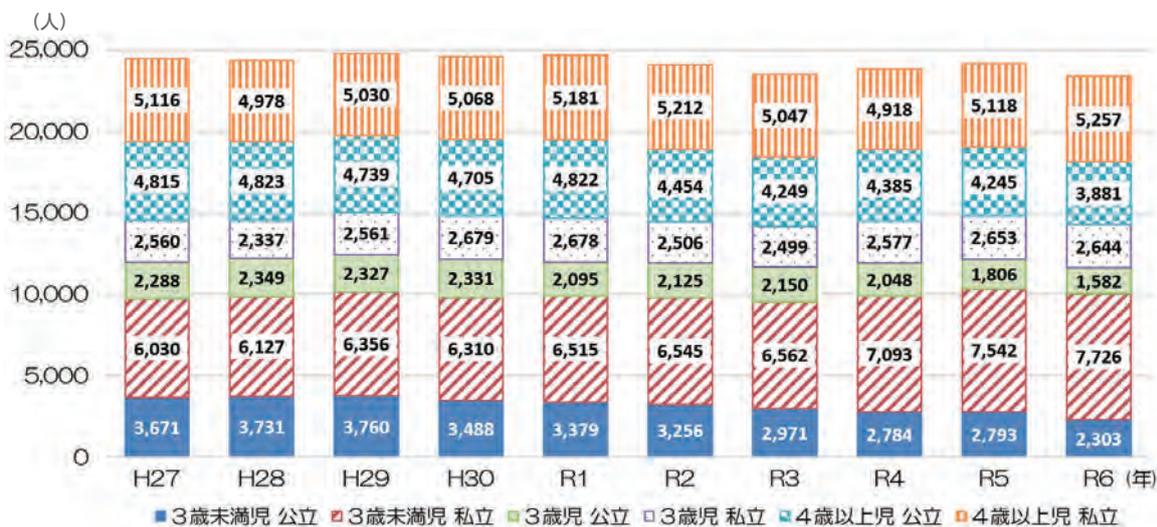
□ 現状データ

放課後児童クラブ定員数



出典：御殿場市子育て支援課

保育所等利用児童の年齢別利用数（2号、3号認定）



出典：御殿場市保育幼稚園課

地域子育て支援拠点事業利用者数



出典：御殿場市子育て支援課・子ども家庭センター

政策の目標

- ◆ 「真の子育て支援日本一」を目指し、妊娠期から子育て期におけるまで切れ目なく支援を行います。
- ◆ 全ての子どもが健やかに成長するための適切な環境をつくります。
- ◆ 子育て支援における量の拡充や質の向上を進めていきます。
- ◆ 一人ひとりの子どもの健やかな成長と子育て家庭を、市民総がかりで支援する社会の実現を目指します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
放課後児童クラブの利用率	5/1時点利用率 定員数/小学生人数	34.4%	45%
子ども家庭支援員等の配置人数	4/1時点配置人数	4人 (R7)	5人
児童通所サービス事業所数		18事業所 (R7)	18事業所
地域子育て支援拠点事業利用者数		49,588人	67,115人

施 策

(1) 児童、生徒の放課後等の居場所づくり

安全で健やかな放課後の居場所づくりを目指し、学校や地域、民間事業所などと連携を図りながら、放課後児童クラブ^{※1}を一層充実させていきます。

また、放課後子ども教室^{※2}と一体化して、あるいは、支援員など人材の確保などにおいて連携を図っていきます。

※1 放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後児童支援員等のもと、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を提供するもの。

※2 放課後子ども教室：学校や地域公民館等を会場に放課後（土、日曜日を含む）の子どもが安全で健やかに活動できる居場所を提供する事業。現在本市では、協働活動支援員の指導のもと、週に1回、年間20～30回程度、放課後（土曜日を含む）に造形活動、スポーツ、読書、学習支援等、様々な居場所づくり事業を行っている。

(2) 児童虐待の防止・相談体制の強化

子育てサポートセンターごてんば^{※3}の統括支援員を中心に、地域や関係機関などと連携を図り、妊産婦、子どもやその家庭の課題・ニーズに応じた切れ目のない相談支援を行います。

※3 子育てサポートセンターごてんば：母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する機関。



(3) 困難な問題を抱える人への相談体制強化

困難な問題を抱える人^{※4}が安心して、かつ、自立して生活するため、多様な支援を包括的に提供する支援体制の強化に努めるとともに関係機関と連携し早期から切れ目なく支援を実施していきます。

※4 困難な問題を抱える人：性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える（又はそのおそれのある）人。

(4) 子どもの貧困対策の推進

ひとり親世帯や低所得世帯における子どもが、心身ともに健やかに育成されるため、経済的支援や就労支援等の貧困対策を推進していきます。

(5) 発達障害児（者）の支援体制の充実

発達に障害や課題のある児童が、それぞれの特性に応じた療育を受けることができるよう、障害児通所サービス制度の周知や適正なサービス利用について、関係事業所などと連携を図り推進していきます。

発達支援システムに基づき、発達相談センターを中心に関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学齢期、成年成人期まで、切れ目のない継続した相談支援体制の強化に努めます。

(6) 少子化対策の推進

子どもを安心して産み、育てられるよう、保護者の経済的負担・育児負担を軽減するため、子ども医療費助成や、第2子以降出産祝金、保育料と副食費の多子軽減、小中学校給食費助成、幼稚園の給食実施や満3歳児保育など、本市独自の支援を一層充実させていきます。

(7) 保育サービスの充実

多様化するニーズに対応するため、休日保育・病児保育等といった特別保育サービス等のさらなる充実を図るとともに、保育従事者に対する研修を実施することで、保育の質の向上に努めます。

民間活力を活用し、利用希望者に対する受入れ体制を一層充実させていきます。

また、こども誰でも通園制度^{※5}を適切に推進していきます。

※5 こども誰でも通園制度：令和8年度から全国の自治体で本格実施され、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月～2歳児の未就園児が保育施設を月一定時間まで利用できる制度。

(8) 地域で支える子育ての充実

ファミリー・サポート・センター^{※6}や子育て支援事業の充実を図るとともに、主任児童委員をはじめとする子育て支援者の連携を推進します。

また、子育てに関わる活動団体を支援するための情報発信を拡充します。

※6 ファミリー・サポート・センター：地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

2-2 安心できる医療体制の確保

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け



a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

本市は、駿東田方保健医療圏域^{*1}に位置付けられ、広域連携による保健医療サービスが提供されています。超高齢化社会を迎え、医療、介護需要の高まりに対応するための、医療・介護連携の拡充や、診療需要の高い診療科目に対する医療体制の整備が課題であり、市民がいつでも安心して医療サービスが受けられる環境の確保が必要です。

また、救急医療センターと輪番制待機病院などが連携し、休日・夜間の救急医療体制の確保に努めていますが、昨今、救急医療機関での受診が増加していることから、救急が必要な患者全てに十分な医療が行き届くよう、一人ひとりの適切な受診行動が求められています。

国立駿河療養所については、入所者の医療や住環境の確保を前提に、市民の外来診療が可能であることについてより一層の周知が必要です。

※1 駿東田方保健医療圏域：御殿場市を含む県東部6市4町にまたがる圏域。

□ 関連計画等

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律
- 国立駿河療養所将来構想案

□ 現状データ

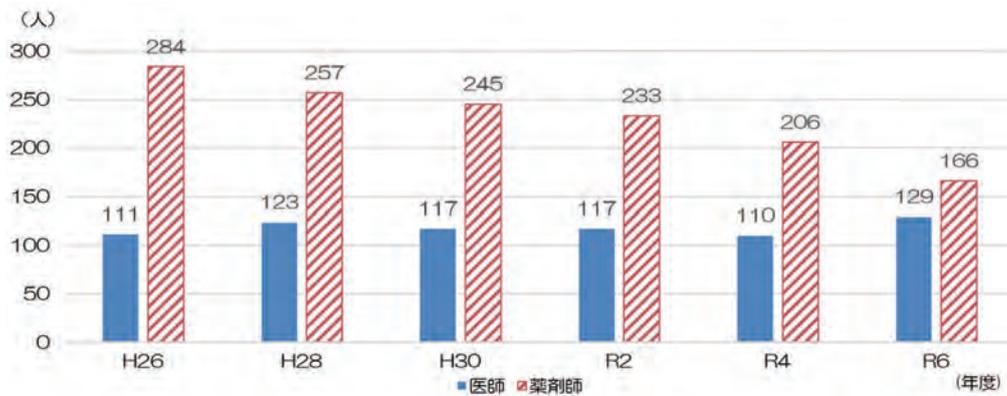
救急医療センター利用状況



出典：御殿場市救急医療課



市内の医師・薬剤師の総数



出典：御殿場市救急医療課・静岡県

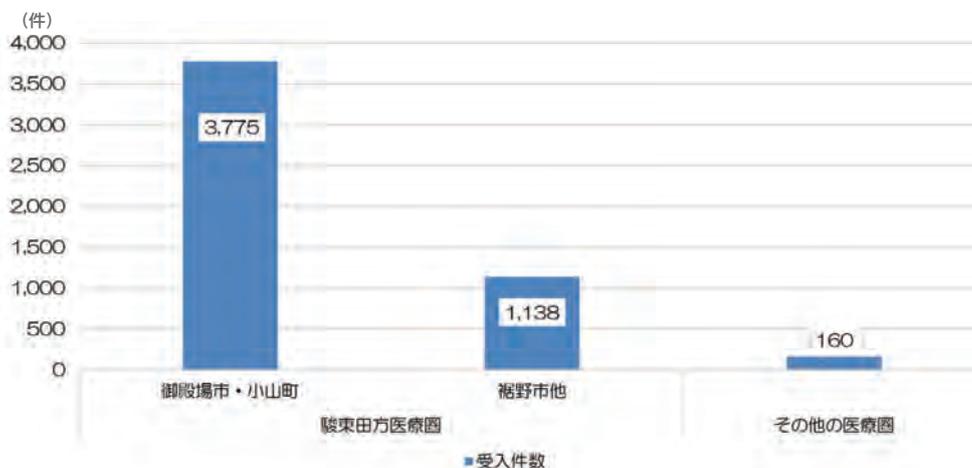
ドクターバンク※2の運営事業の状況



出典：御殿場市救急医療課

※2 ドクターバンク：駿東田方保健医療圏内で、専門医を登録し、広域救急輪番病院の医師不足が想定される時間帯に待機させ必要に応じて派遣する事業。

救急搬送状況（令和6年）



* 駿東田方医療圏：御殿場市、小山町、裾野市、沼津市、三島市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市

出典：御殿場市・小山町広域行政組合

政策の目標

- ◆ 市民がいつでも安心して必要な医療サービスが受けられる環境を整えます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市内の医師の総数		129人	130人
市内の薬剤師の総数		166人	250人
平日夜間・休日昼夜に診療を行う小児医療機関数		1機関	2機関

施 策

(1) 医療体制の整備・充実

御殿場市医師会等との連携により、地域医療体制の維持・充実を図ります。

また、救急医療センターは、初期救急医療の窓口として休日・夜間に対応し、専門的な機能を持つ第二次救急医療施設^{※3}との役割分担と連携を進めます。

かかりつけ医から高度医療機関までの役割分担について、段階を追った救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進するとともに、診療需要の高い科目は、御殿場市医師会との連携により、充実、強化に努めます。

※3 第二次救急医療施設：地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日・夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行うもので、原則として初期医療施設からの転送患者を受け入れる。

(2) 救急医療体制の強化

安定した救急医療体制を維持するため、駿東田方保健医療圏域において、救急医療センター、行政、医療機関、消防などの連携強化を図ります。

また、第二次救急医療施設の人材確保や、対処が困難な特定の疾病における専門医を登録、派遣する「ドクターバンク事業」などを推進します。

(3) 災害時医療救護体制の整備

地震や風水害などの災害時、また、新型ウイルスのまん延などに備え、医師会、薬剤師会、歯科医師会、助産師会などの関係機関と連携し、迅速かつ臨機応変な対応ができる医療救護体制の整備を図ります。

(4) 医療関連人材の育成・確保

医療関連人材の育成・確保のため、医療関係従事者修学資金制度の充実や、御殿場看護学校の支援に努め、市民が求める安全な医療の充実を図ります。



(5) 在宅医療の促進

市民一人ひとりのライフステージに対応した医療・介護が提供されるよう、在宅医療と介護の連携を強化するための支援体制の構築や、地域の医療資源を活用したサービス提供に努めます。

(6) 国立駿河療養所と地域の共生

国立駿河療養所入所者の意向に寄り添い、安心して暮らせるよう療養所内の医療や住環境の向上を国に要望するとともに、市民の外来診療が可能であることについて、より一層の周知を行います。このことにより、広く人権啓発や偏見差別の解消を図り、地域との共生の社会づくりに取り組みます。



2-3 健康づくりの促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

健康で生きがいを持って暮らすためには、健康寿命の延伸、健康格差の縮小、生活の質の向上などが必要です。

一方、健康を維持、増進するためには、自分に合った健康づくりの方法を見つけ、健康への取組を続けていくことが重要です。

本市においては、健康増進計画、食育推進計画や自殺防止計画に基づき、適切な情報の発信や、健康づくりのための人材確保などを進め、市民の健康の維持、増進を図っていくことが求められています。

また、家族、地域の中で相互に支えあい、健康で暮らすことのできる環境づくりが重要です。

□ 関連計画等

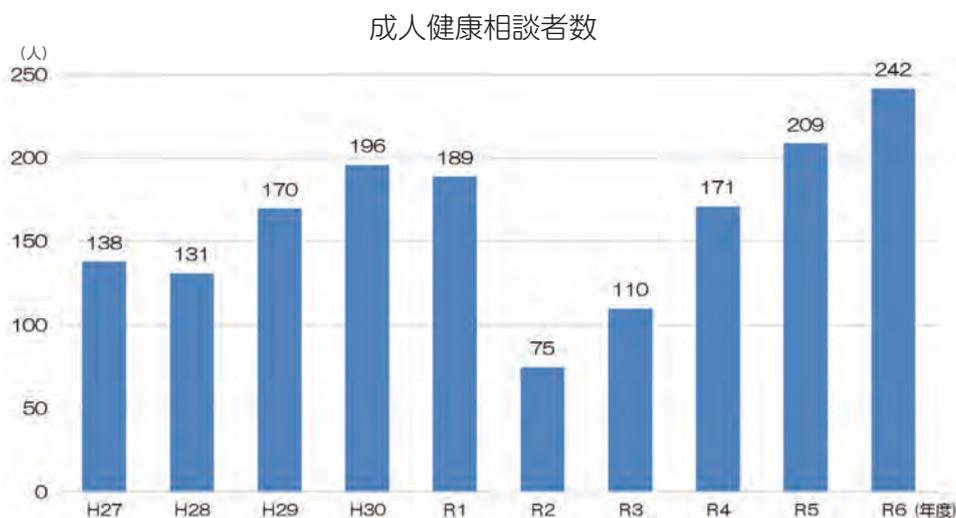
- 御殿場市健康増進計画（歯科口腔保健計画）
- 御殿場市食育推進計画
- 御殿場市自殺防止計画



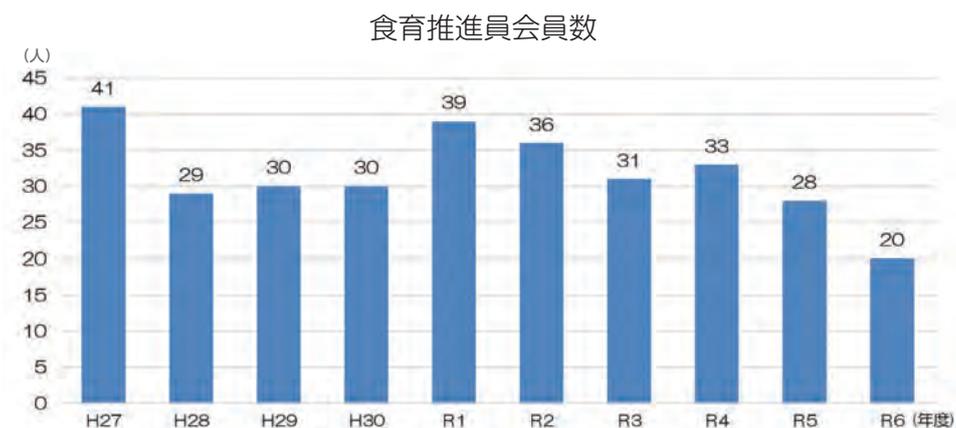
ウォーキングセミナー



□ 現状データ



出典：御殿場市健康推進課



出典：御殿場市健康推進課

政策の目標

- ◆ 自分の健康は自分で守るという市民一人ひとりの健康意識の高揚に努めます。
- ◆ 健康増進を目的とした食育の推進を図ります。
- ◆ 全ての地域住民が健康でいきいきとした暮らしができるよう社会環境を整えます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
成人健康相談者数	相談者数延べ人数	242人	250人
運動習慣のある人の割合： 壮年期	5年に1回アンケートを実施	36.1% (R4)	40.0%
食育推進員会員数		20人	25人

施策

(1) 健康づくり活動への支援

御殿場市健康増進計画に基づいて、生活習慣病の発症予防と重症化予防の事業を展開し、個人及び地域、職域の健康づくりのための活動を支援し、運動習慣のある人の増加を目指します。

(2) 食育の推進

御殿場市食育推進計画に基づき、食に関する知識の啓発、地産地消などに取り組みます。特に、若い世代からの健康増進を目的とした食育は重要であることから、食育事業の推進や、食育推進員会員数の増加に向け取り組んでいきます。

また、共食^{*}を推進し、食を通じたコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、食品ロスの改善などに努めます。

※ 共食：家族や仲間と食卓を囲んでコミュニケーションを取りながら食事をする事。食習慣や食事マナー、食文化等を学ぶ機会となる。

(3) 健康に関する関係機関や地域との連携

一人ひとりが健康的な生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、地域で活動する組織や関係機関との連携を強化します。

(4) 健康づくりのための人材の確保・育成

健康づくりを推進するため、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職の確保と資質の向上を図ります。

また、地域で健康づくりのために活動する人材の育成と支援に努めます。



食育推進活動



2-4 保健衛生の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済	豊かな生活環境	選ばれる地方
2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに
17 パートナリシップで目標を達成しよう 		
a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立
d. 経済活動を機能させる		

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け

現状と課題

本市においても核家族化や高齢化が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増加しています。健康長寿であるため、生活習慣病の重症化予防・介護予防に個人のみならず、地域全体で取り組むことが重要です。

また、中高年層においては、がんや生活習慣病が大きな課題であり、検診などによる疾病の早期発見、早期治療及び重症化予防対策が重要です。子どもの頃からの正しい生活習慣の定着や、早い段階での生活習慣改善など、予防に向けた取組が求められます。

こころの健康に関する問題については、多種多様な要因が関わりあうため、身近な相談の場や多様な支援が求められます。

市民一人ひとりが健康で安心して暮らしていくために、ライフコースアプローチ^{※1}を取り入れた保健事業の一層の展開を図っていくことが必要です。

※1 ライフコースアプローチ：人の健康や行動、社会的状況が生涯を通じてどのように変化し、それがどのような要因に影響を受けるのかを考える視点のこと。このアプローチでは、個人の成長・発達・老化のプロセスを「一連のつながり」として捉え、子ども時代から老年期までの経験や環境が健康や社会的状況に与える影響を分析する。

□ 関連計画等

- 御殿場市健康増進計画（歯科口腔保健計画）
- 御殿場市自殺防止計画
- 御殿場市子ども・子育て支援事業計画
- 御殿場市新型インフルエンザ等対策行動計画



□ 現状データ

事業名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3歳児健診の受診率	98.1%	98.3%	97.7%	98.8%	98.0%
がん検診受診者数 (肺がん検診)	6,464人	7,083人	7,172人	7,267人	6,972人
麻しん風しん混合 (MR) 1期接種率	97.2%	97.3%	97.6%	96.7%	96.3%
ゲートキーパー養成講座 受講者数	39人	中止	18人	27人	31人

出典：御殿場市健康推進課

政策の目標

- ◆ ライフコースアプローチを取り入れた、生涯にわたる心身の健康管理体制づくりに努めます。
- ◆ 健康診断・各種検診、相談を充実させ、生活習慣病改善の支援に努めます。
- ◆ 感染症予防のための予防接種や情報提供など、幅広い対応ができる体制づくりに努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
3歳児健康診査受診率	受診者/対象者	98.0%	98.2%
3歳児健診のむし歯の有病率	むし歯有病者/受診者	8.6%	8.0%
肺がん検診受診率	政府統計 (地域保健・健康増進事業報告)	6.0%	7.5%
麻しん風しん混合 (MR) 1期接種率	接種者/対象者	96.3%	98.0%
ゲートキーパー養成講座 受講者数	受講者延べ人数	163人	500人

施 策

(1) 母子保健の充実

乳幼児の健やかな成長を支えるため、各種乳幼児健診、相談、訪問等を実施するとともに、妊娠から出産、子育て期を通じた切れ目のない支援を実施します。併せて全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運営する「子育てサポートセンターごてんば」の設置により、さらなる相談支援体制の強化を図ります。



また不妊や不育症に悩む夫婦の経済的、精神的負担軽減のための支援制度を継続して実施していきます。

(2) 学校保健の充実

児童・生徒の健やかな成長に寄り添い、心身ともに元気に学校生活を送ることができるよう、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携により、健康診断や検診、学校専門相談医制度などを充実させるとともに、学校の授業を通じて、自己の健康管理に関する教育を推進します。

(3) 成人保健の充実

各種検（健）診の受診率向上を目指し、疾病の早期発見、早期治療、重症化予防に努めます。また、健康啓発事業を推進し、正しい生活習慣の重要性について広く啓発していきます。

(4) 職域保健への支援

職場における健康管理、健康づくりについて関係機関と連携し側面から支援します。

(5) 歯科保健の充実

2歳児健康相談等でフッ化物塗布を実施するなど、妊婦、幼児期、児童、生徒、成人、高齢者や障害のある人などの歯科健診、歯科指導を強化します。

また、糖尿病などの全身疾患^{*2}と相互に関係がある、歯周疾患^{*3}やオーラルフレイル^{*4}予防のため、歯や口腔ケアの知識などの普及に努めます。

※2 全身疾患：狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病等。

※3 歯周疾患：歯を支える組織（歯肉、歯根骨、セメント質、歯槽骨）が細菌に感染し、炎症等を起こす疾患。

※4 オーラルフレイル：口から食べ物をこぼす、ものがうまく呑み込めない、活舌が悪くなる等といった軽微な衰えを見逃した場合、全身的な機能低下が進むこと。

(6) 感染症対策の推進

国や県の動向を把握し、定期予防接種の接種率の維持向上を図ります。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどパンデミック（世界的大流行）を引き起こす感染症に関する情報提供に努め、感染症予防に関する正しい知識の普及とより効果的な感染対策の実現に努めます。

(7) 心の健康管理の充実

御殿場市自殺防止計画に基づき、ゲートキーパー^{*5}の養成を図り、こころの健康の支援を推進します。

※5 ゲートキーパー：身近な人の変化に気づき、声をかけたり、思い悩んでいる人の話を聴き、適切な相談窓口へつなぎ、見守っていく役割が期待される人。

(8) 保健センター機能の充実

市民の健康を守るため、保健衛生に関する各種施策を推進するための拠点である保健センターの機能の充実及びデジタル化の推進を図ります。

また、センターの移転に向けて、新保健センターの建設について検討を進めます。

2-5 支え合う地域福祉の構築

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け



a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

市民の生活様式や価値観の多様化などに伴い、住民相互のつながりが希薄化する一方、地域の支えや見守りを必要とする人たちが増加しています。このため、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉に対する住民意識の向上と福祉環境の整備が求められています。

また、高齢化が進む中、生活保護を受給する高齢者世帯が増えています。さらに、稼働年齢層（15歳以上65歳未満）における非正規雇用者の経済的な困窮、ひきこもり、8050問題^{*}などの複合的な課題を抱える世帯も増加傾向にあります。相談者一人ひとりの希望を尊重し、その能力を生かすことで、市民誰もが活躍できる社会構築のための支援が求められています。

^{*} 8050問題：80代の高齢の親と、50代の引きこもりの子が同居する家族における問題のこと。

□ 関連計画等

- 御殿場市地域福祉計画

□ 現状データ

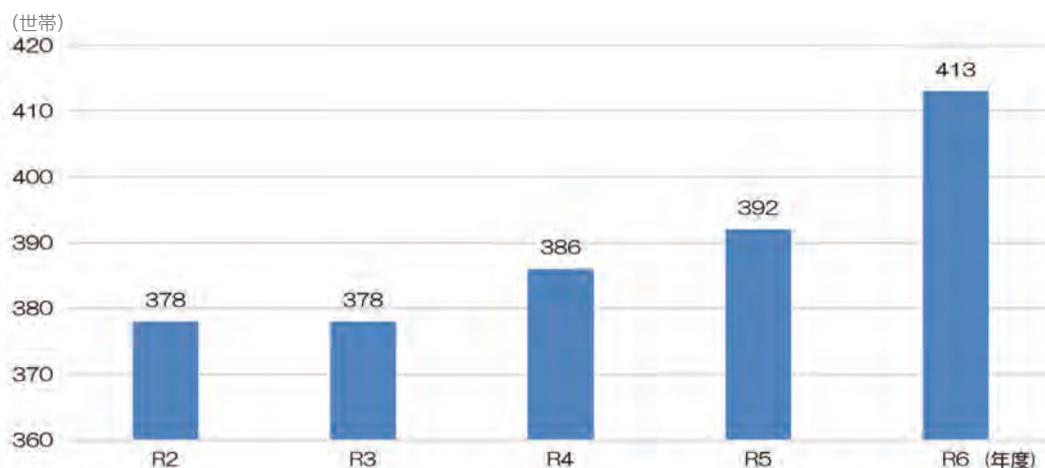
御殿場市民交流センター来場者数



出典：御殿場市社会福祉課

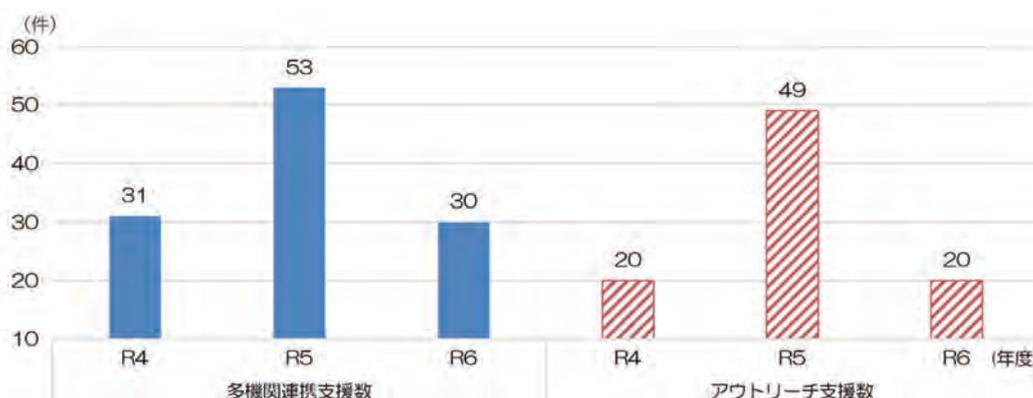


生活保護受給世帯



出典：御殿場市社会福祉課

包括的相談支援件数



出典：御殿場市社会福祉課

政策の目標

- ◆ 地域福祉団体や、その担い手となる人材の育成に努め、市民の理解・協力・参加を促進し、住民が主体性を持った地域福祉活動の展開を図ります。
- ◆ 生活困窮者、低所得者に対し、一人ひとりの心身・経済状況に応じた必要な支援を行うとともに、個人の特性、能力に応じた自立を支援します。

政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
包括的相談支援件数	相談・支援件数 (延べ)	50件	60件

施 策

（１）支え合い・助け合いの地域づくり

地域で支えあう社会の構築に向け、福祉ボランティアの養成や地域における福祉関係団体の育成を図ります。

また、そうした団体の活動拠点として、地域の公民館や市役所各支所、市民交流センター内の市民活動室やボランティアビューローなどの利用を促進し、活動の推進を図ります。

（２）地域福祉ネットワーク（重層的支援体制）の整備

複合的な生活課題などに対して、福祉のほか、保健、医療、教育、住宅、労働などの各分野、関連する地域団体・組織などのネットワークを整備し、地域全体で福祉を担う重層的な支援体制を整えると共に、福祉に関する総合的な相談、情報提供体制の充実を図ります。

（３）生活困窮者への自立支援

生活困窮や、ニート、ひきこもり、又はその恐れのある個人・世帯に対し、経済的な自立のみならず、自立した日常生活、社会生活を送るための相談、支援を行います。

（４）低所得者の自立促進

経済的困窮の度合いに応じ、生活保護などによる必要な支援を行うとともに、関係機関と連携し、経済的自立を促進します。





2-6 安心できる高齢者福祉の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済 豊かな生活環境 選ばれる地方

SDGs における位置付け

3 すべての人に健康と福祉を	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナシップで目標を達成しよう				

国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

高齢化の進展により、増加が見込まれる多様な支援ニーズに対し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生活を送れるよう、行政はもとより医療・介護に関わる専門機関、地域住民やボランティアなど、地域全体が連携・協働しながら継続的かつ包括的に支援する、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

また、人生100年時代を見据える中、高齢者の特性を踏まえた取組として、これまで制度ごとと実施されてきた、保健事業と介護予防事業が、一体的に実施されることが必要になります。

「支える側」「支えられる側」の関係を超えた、全ての市民がそれぞれの役割を果たす地域共生のまちづくりを進めていく必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市地域福祉計画
- 御殿場市高齢者福祉計画
- 御殿場市介護保険事業計画
- 御殿場市成年後見制度利用促進基本計画

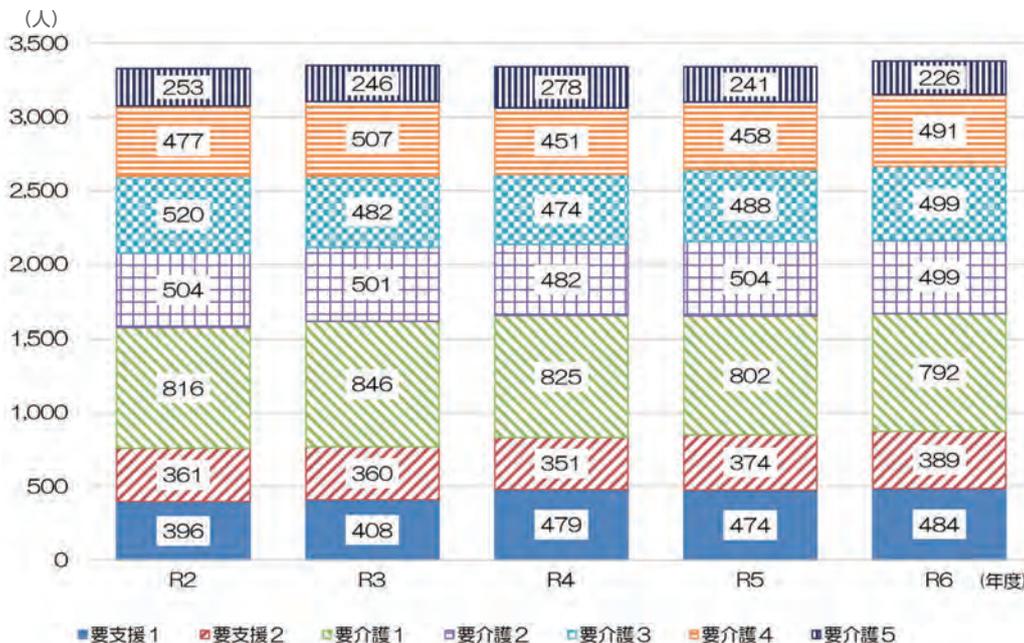
□ 現状データ

御殿場市の高齢者人口



出典：御殿場市長寿福祉課

御殿場市の要介護認定者数



出典：御殿場市長寿福祉課

政策の目標

- ◆ 高齢者の社会参加の促進と多様な主体により自立生活を支援します。
- ◆ 介護予防の取組を強化します。
- ◆ 高齢者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。
- ◆ 関係機関などと協力し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市民後見人^{※1}育成人数 ※1 専門的な講座を受講後、一定の事務に従事した人の中から家庭裁判所によって成年後見人として選任された人	候補者名簿登録者数	16人	20人
認知症サポーター養成講座受講者数	講座受講者延べ人数	13,932人	18,000人
元気になろう会^{※2}開催箇所数 ※2 介護予防リーダーが各地域において高齢者の通いの場を立ち上げ開催し、高齢者の閉じこもり予防や健康の維持・増進を図るもの	開催箇所数	28箇所	34箇所



施 策

(1) 地域包括ケアの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、保健・福祉・医療の連携や住民活動等のインフォーマルな地域の様々な資源を統合・ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアします。

(2) 介護予防の推進と自立生活の支援

要介護状態の前段階であるフレイル^{※3}を予防し、自立した生活を維持するため、早期からの介護予防の取組を推進するとともに、リハビリテーション専門職の切れ目のない介入等により、取組の機能強化を図ります。

生活機能が低下している高齢者に対しては在宅生活が継続できるよう、効果的・効率的なサービスを提供します。

※3 フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

(3) 高齢者保健事業の充実

高齢者の保健事業と介護予防事業を一体となって実施することで、高齢者の健康状態を把握し、認知症や慢性疾患、フレイルなどの予防・改善により市民の健康寿命延伸を図る保健事業を推進します。

(4) 社会参加の支援と生きがいの推進

高齢者が知識・経験を生かし、地域で活躍する場を充実させ、生きがいのある暮らしを続けられる長寿社会づくりを推進します。

健康寿命の延伸と社会参加を進めるため、シニアクラブ活動や生涯学習やスポーツ、地域の通いの場等の活性化を支援します。

市民交流センター「ふじざくら」を有効に活用し、世代間交流を促進します。あわせて、シルバー人材センターの充実やワークプラザの積極的な活用により、高齢者の就労と社会参加を図ります。

(5) 認知症の人や家族の支援

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、地域住民、介護・保健・医療・福祉の専門職、行政が連携することにより、認知症の人とその家族の声を聴きながら、見守り支えていくための体制づくりを推進します。

認知症に関する正しい知識を普及啓発し、正しい理解のもと、認知症の人を含めた全ての人がその個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを進めます。

(6) 高齢者の権利擁護

高齢者虐待防止に向けた取組の充実を図るとともに、虐待の早期発見に努め、適切な対応を図っていきます。

また、判断能力が不十分になっても、個人としての尊厳が重んじられ、適切な意思決定支援のもとに安心した生活が継続できるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

(7) 介護保険事業の安定した運営

介護保険事業の安定した運営のため、高齢者の増加や地域の実情に応じた介護保険サービスの提供体制を整備し、適切なサービス提供に努めます。

2-7 自立に向けた障害者福祉の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け



現状と課題

障害のある人や、障害者福祉についての関心や理解が徐々に広がりつつあります。障害のあるなしにかかわらず、共に暮らし共に活動できるノーマライゼーションの理念に基づき、相互理解のもとで、共に地域社会で生活していくことがより重要になります。

そのため、地域で安心して自立した生活を送ることができる体制づくりや、障害のある人が自らの能力を発揮し、社会に参加・貢献できる環境づくりが、一層求められています。

□ 関連計画等

- 御殿場市障害者計画
- 御殿場市障害者福祉計画

□ 現状データ

就労移行支援、就労継続支援サービスの利用者数・サービス量（各年度3月の実績数値）

年度		R2	R3	R4	R5	R6
就労移行支援	利用者数	17人	7人	7人	4人	3人
	サービス利用量	285人日	150人日	126人日	74人日	47人日
就労継続支援 A型	利用者数	53人	53人	44人	46人	22人
	サービス利用量	1,088人日	1,091人日	946人日	861人日	463人日
就労継続支援 B型	利用者数	220人	238人	251人	266人	281人
	サービス利用量	4,365人日	4,369人日	4,364人日	4,395人日	4,673人日
福祉施設から一般就労した人数		6人	0人	3人	8人	6人

出典：御殿場市社会福祉課



政策の目標

- ◆ 障害に対する正しい理解と誤解・偏見、差別の解消に努め、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ◆ 障害の状況やニーズに応じた、障害者福祉サービス等の提供に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
福祉施設から一般就労した人数		6人	7人

施 策

(1) 障害のある人に対する正しい理解の啓発

障害のある人に対する理解と認識を深めるために、継続的な啓発活動や学校における福祉教育等を推進します。

また、成年後見制度等、障害のある人の権利擁護についての啓発を図ります。

(2) 障害者福祉に関する相談体制と障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、相談窓口を明確にし、支援や情報提供を行える相談体制を整備します。

また、障害者福祉サービスの充実を図り、障害者のニーズに対応した必要なサービスが提供できるよう努めます。

(3) 障害のある人の就労支援と生活の安定

障害者雇用の啓発を行うとともに、障害のある人の一般就労移行、就労定着支援を推進します。

また、住み慣れた地域で安心して生活するための居住場所の確保に努めます。

(4) 障害のある人の社会参加・活動の支援

障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を推進するとともに、就労支援等、障害のある人の社会参加を推進します。

また、これを支えるボランティア団体の活動への支援に努めます。

(5) 障害のある人に対する保健・医療サービスの充実

障害のある人が、障害に応じたリハビリテーション等を身近な地域で受けられる体制の整備を図るとともに、障害のある人に対する医療の充実に努めます。

2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

国民健康保険は、加入者の高齢化が加速する中、医療の高度化、雇用形態の多様化などにより、不安定な財政運営を余儀なくされてきました。そのような状況の中、平成30年度に制度改正があり、県が財政の責任主体となり、国からの公費拡充等により、財政基盤の強化が図られました。

また、平成20年度にスタートした後期高齢者医療制度は、高齢者の増加に伴って医療費が年々増大し、現役世代の負担が増えています。

国民年金制度は、度重なる改正により制度が複雑化しています。市民からの相談件数も増加しており、納付率を上げていくためにも、きめ細かな対応が必要です。

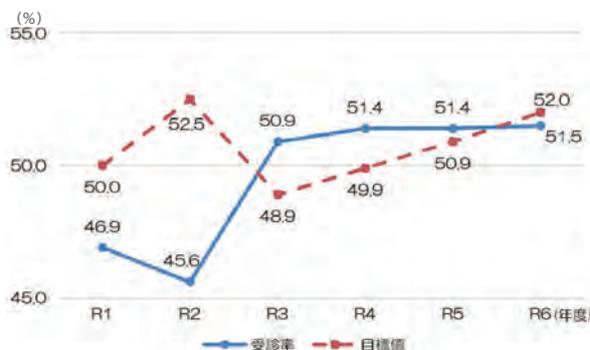
保険、年金制度の重要性や制度改正などについて、市民にとってわかりやすく周知を図るとともに、相談業務を充実していく必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

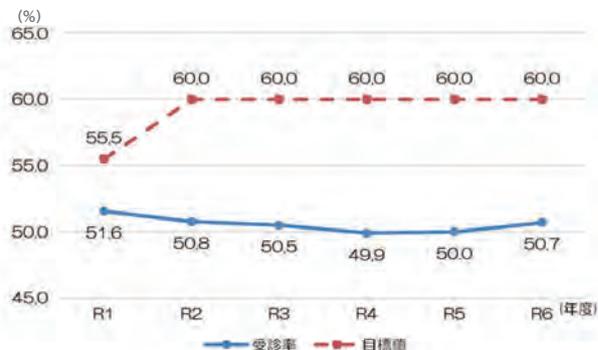
□ 現状データ

国民健康保険特定健康診査受診率(法定報告値)



出典：御殿場市国保年金課

後期高齢者健康診査受診率



出典：御殿場市国保年金課



政策の目標

- ◆ 市民が必要な医療を安心して受けることができるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の周知に努めます。
- ◆ 生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者健康診査受診率の向上に努めます。
- ◆ 国民年金制度にかかわる、きめ細かな相談体制を確保することで、市民の制度に対する理解を深め、年金受給権の確保につなげていきます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
国民健康保険特定健診受診率		51.5%	60.0%
後期高齢者健康診査受診率		50.7%	60.0%

施策

(1) 国民健康保険制度の周知と医療費の適正化

健康保険の未加入、二重加入などをなくし、適切な受診を促進するため、市民にわかりやすい広報に努めます。

また、加入者の健康寿命を延伸するため、特定健康診査受診の徹底を図るとともに、医療・健診データを活用した生活習慣病予防などの保健事業を推進し、医療費の適正化を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の周知と保健事業の推進

生涯安心して医療が受けられるよう、引き続き後期高齢者医療制度の周知に努めます。

また、継続して健康診査などを実施し、高齢者の健康保持・増進を図ります。

(3) 国民年金制度の周知と相談体制の充実

無年金者が発生しないよう、国民年金制度の周知に努め、年金事務所と連携をとりながら相談体制を充実させます。



政策方針 3
安全で安心して暮らせるまちづくり
(防災・市民生活分野)

3-1 危機管理体制の構築

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

本市を取り巻く危機事案は、相模トラフ、南海トラフを震源とする大規模地震の切迫性、富士山噴火への新たな知見に基づく想定火口範囲の拡大、近年の風水害等の激甚化など、自然災害だけでなく、国民保護事案、感染症対応など多岐にわたっています。危機事案発生時に的確に市民に情報を伝える方策を含め、これらに迅速かつ的確に対応する危機管理体制を構築していくことが必要です。

また、災害時に被害を最小限とするためには、自助・共助に基づく地域防災力の向上とともに、人材の育成や災害に対する知識の普及、意識の向上、訓練の充実、被害想定に基づく備蓄品や資機材の整備が必要です。

富士山噴火災害については、新たに策定した「御殿場市富士山火山避難計画」に基づいた新たな避難体制を実効性のあるものにしていく必要があります。

災害対策本部となる市役所庁舎については、本庁舎、東館ともに、庁舎の耐震性能は十分に確保されていますが、災害時における災害対応拠点機能や業務継続能力の維持のためには、庁舎の適切な管理・運用が必要になります。

□ 関連計画等

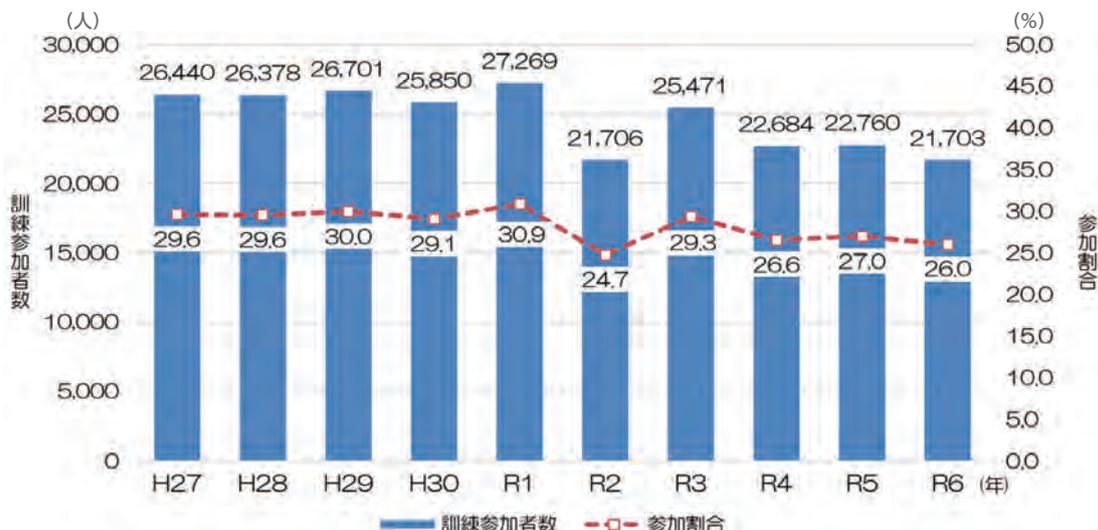
- 御殿場市地域防災計画
- 御殿場市水防計画
- 御殿場市国民保護計画
- 御殿場市富士山火山避難計画
- 御殿場市危機管理計画基本計画
- 御殿場市業務継続計画
- 静岡県国土調査事業十箇年計画





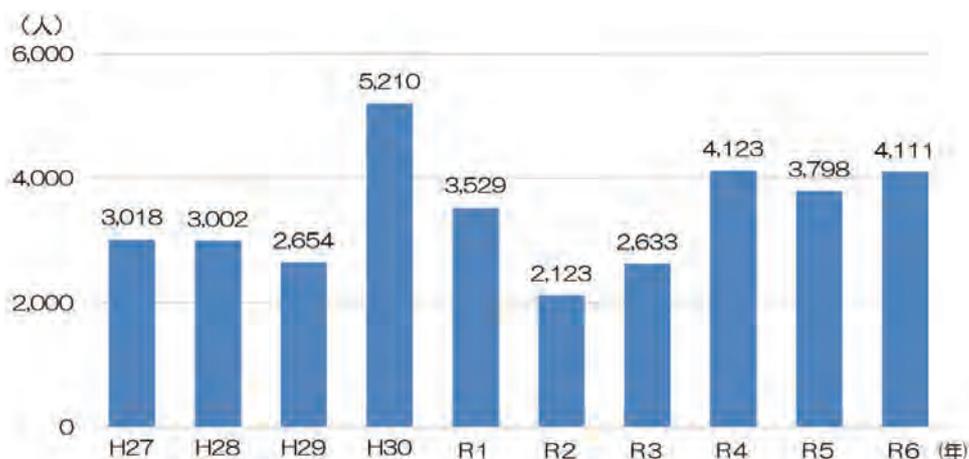
□ 現状データ

防災訓練参加者数及び割合



出典：御殿場市危機管理課

防災出前講座参加者数



出典：御殿場市危機管理課

政策の目標

- ◆ 多岐にわたる危機事案に対応した危機管理体制の構築に努めます。
- ◆ 地域防災力の強化を目的とした人材の育成や防災知識の啓発及び自主防災会の育成に努めます。
- ◆ 火山災害に備え、自主防災会等関係機関と連携した避難体制の構築を図ります。
- ◆ 円滑な防災・減災事業の実施や、迅速な復旧、創造的な復興につなげるため、国・県と連携して地籍や土地境界の明確化に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
防災訓練参加者割合	地域防災訓練参加者数 / 11末時点人口	26.0%	30.0%
防災出前講座参加者数	市で行う防災出前講座の参加者数	4,224人	4,300人

施 策

(1) 危機管理体制の構築

地震、噴火、激甚化する風水害などに、迅速かつ的確に対応できるよう、御殿場市地域防災計画などについて、随時見直していきます。

また、御殿場市業務継続計画を踏まえた訓練の実施により、災害時において実効性のある庁内の体制を強化するとともに、災害後の復旧体制づくりを推進します。災害からの復旧・復興の迅速化のため、計画的かつ持続的な地籍調査事業も進めていきます。

新たな感染症などへの対応として、行動計画、マニュアル等に基づき、感染症の特性に応じた対策を行います。

(2) 地域防災力の向上

防災に関する意識啓発や知識の普及に努め、防災士など、人材の育成を推進します。

また、自主防災会と連携した訓練や研修の実施、資機材などの整備を推進し、地域防災力の向上に努めます。

災害時に地元企業と連携出来るよう、支援物資の提供や輸送、災害復旧活動などの支援に関する協定締結を促進します。

(3) 新たな富士山火山避難体制の推進

自主防災会など関係機関と連携し、新たに策定した「御殿場市富士山火山避難計画」に基づいた、避難体制を確立するとともに、地域防災訓練などを通じて、市民への周知を図ります。

(4) 情報発信ツール及び資機材などの整備

災害時に重要な情報の発信・収集を迅速かつ的確に行うため、様々な情報発信・収集ツールの導入及び活用に努めるとともに、災害時の様々なニーズに対応できるよう、必要な資機材や備蓄品等の整備を推進します。

(5) 公共施設などの耐震化の推進

災害時の拠点となる公共施設や道路、橋、水道施設などのインフラ施設の耐震性を高めるとともに、不特定多数の人が利用する民間施設や住宅の耐震化を推進します。

また、市役所庁舎については、適切な維持管理を行い、災害時拠点機能の維持を図ります。



3-2 消防・救急体制の強化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

本市では、市民の生命や財産を守るため防火意識の普及啓発を図り、火災の発生を防止していく必要があります。地域における消防、防災のリーダーとなる消防団員の確保も重要な課題です。

救急の面では、高齢化の進展に伴い、高齢者からの急病による出動要請件数は年々増加し、出動時間が延伸する市外の高度医療機関への転院搬送も増加しています。今後も出動件数の増加、救急対応の多様化が見込まれるため、医師会や関係医療機関と連携を深め、救急体制を強化することが必要です。

また、大規模な自然災害への対応を視野に入れた応援・連携体制を充実、強化することが重要です。

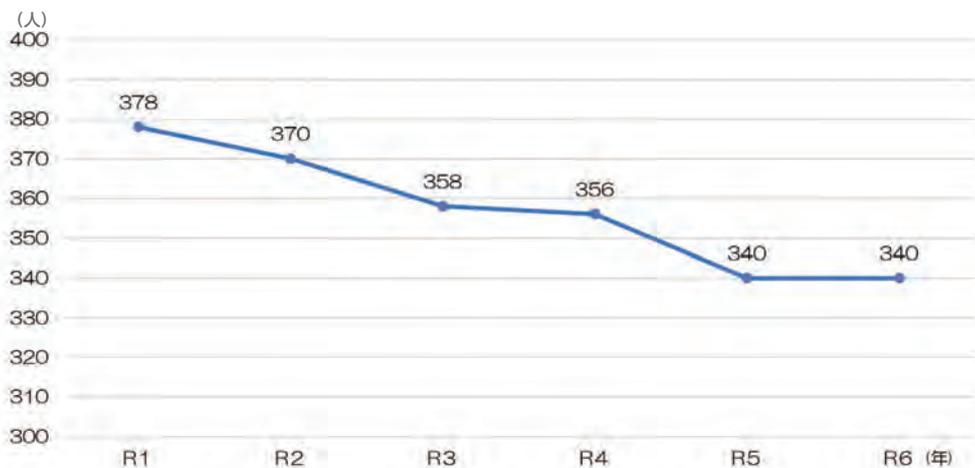
□ 現状データ

人口1万人当たりの出火件数



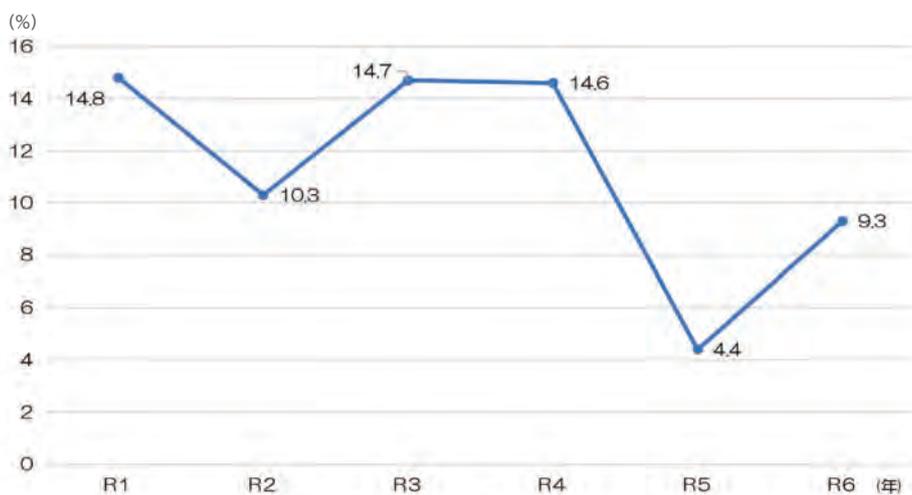
出典：消防本部予防課

消防団員数



出典：消防本部警防課

生存率



生存率：1か月生存／心原性原因で心肺停止時点目撃有の救急取扱い数

出典：消防本部救急課





政策の目標

- ◆ 火災を未然に防ぎ、出火率の低下に努めます。
- ◆ 救急需要の増加及び多様化に対応し、早期に現場到着できる体制強化に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
人口1万人当たりの出火件数	出火件数／人口×10,000	3.22件	2.4件
消防団員数		340人	396人
生存率	1か月生存／心原性原因で心肺停止 時点目撃有の救急取扱い数	9.3%	12.5%

施 策

(1) 防火意識の普及・啓発

幼年消防クラブ活動などを通じて、幼少年期からの防火教育を充実するとともに、地域住民が参加する各種イベントでの防火指導や、事業所等への立入検査の実施により、防火意識の向上と防火体制の確立を図ります。

(2) 消防力の強化

各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び車両資機材など警防体制の充実・強化を図ります。

消防指令システムの改修・更新や庁舎・消防水利などの消防施設を計画的に整備します。

また、地域における消防・防災のリーダーとなる消防団員の確保と活性化に向け、重要性を市民に啓発していくとともに、団員の活動しやすい環境を維持していきます。

(3) 救急・救助体制の整備

高齢化の進展などを伴う救急需要の増加や、救急業務の多様化に対応するため、医師会やメディカルコントロール^{*}協議会などとの連携を深め、救急体制を強化します。

また、大規模化・激甚化する災害において的確に人命救助するため、応援・連携体制など救助体制の充実・強化を図ります。

^{*}メディカルコントロール：救急救命士を含む救急隊員が実施する救急救命処置について、医師の指示、助言及び事後検証により医学的な観点から救急活動の「質の管理」を医師が行う体制をいいます。

(4) 大規模災害等に備えた広域連携体制の強化

地震や風水害をはじめとする大規模災害などへの備えを強化するため、近隣消防本部との応援・連絡体制に加え、緊急消防援助隊などを含めた広域的な連携体制の充実強化を図ります。

3-3 治山・治水対策の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

富士山と箱根山系に位置する本市においては、各山系における土砂崩壊と下流域への流出対策が必要であり、山地の適切な保安全管理や、広大な面積を有する東富士演習場の荒廃による下流域への影響を防ぐことなどが求められています。これらへの対策として、森林機能の保全や治山施設の整備が重要です。

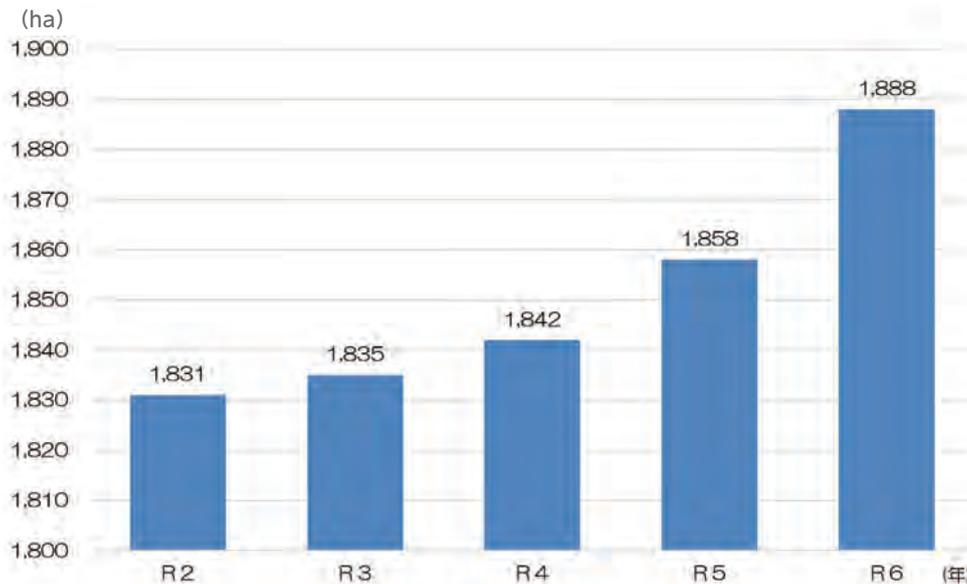
また、自然豊かな本市は、駿河湾、相模湾に注ぐ河川の源流域であり、景観や環境に配慮した治水整備が求められています。

関連計画等

- 御殿場市森林整備計画

現状データ

間伐面積累計値



出典：御殿場市農林整備課



政策の目標

- ◆ 景観や環境に保全を配慮した、災害に強い治水事業を推進します。
- ◆ 治山・治水対策における、施設整備事業への取組を強化します。
- ◆ 森林保全のため、森林の適正な管理と整備への支援を強化します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
浸水被害防止の 河川改修施工箇所	令和7年度河川改修計画に掲載した 14箇所のうち、施工完了数	2箇所 (R7)	14箇所
年間間伐面積累計値	毎年3月末日	1,888.50ha	2,128ha

施 策

(1) 災害に強い山（森林）づくりの推進

林業事業者などとの連携により、計画的な森林整備を促進します。

また、国との連携により、演習場内の治山・治水対策事業、緑地帯設置事業などを推進します。

(2) 河川の改修及び維持管理

景観や環境の保全を考慮した河川の改修を推進するとともに適切な維持管理に努め、浸水被害の防止と良好な景観、環境の形成に努めます。



3-4 身近な地域の防犯の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

地域における自主的な防犯活動が継続して実施されており、これまで市内の犯罪認知件数^{*}は減少傾向ですが、依然として空き巣や自転車盗などの窃盗犯罪は後を絶ちません。

さらに、振り込め詐欺や還付金詐欺、投資詐欺などに代表される特殊詐欺の被害額、被害件数が大幅に増加しており、全国的に深刻な状況となっています。

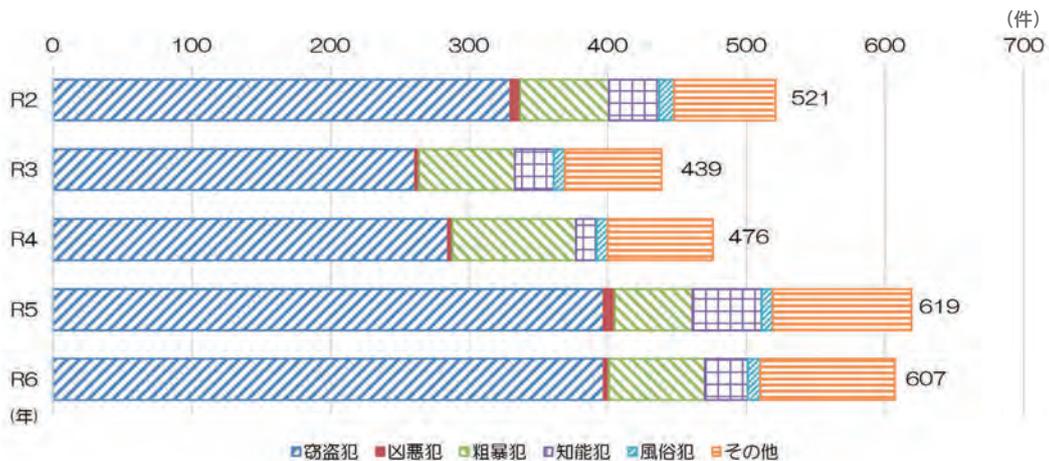
こうした状況に対応するため、地域全体における防犯意識を高めるとともに、犯罪を未然に防ぐ活動を警察、家庭及び学校との連携を更に強めながら実施する必要があります。

また、地域において犯罪の起きにくい環境を整備するため、防犯施設の設置や維持管理を引き続き支援していく必要があります。

^{*} 犯罪認知件数：警察が被害届を受理した犯罪の件数。

□ 現状データ

御殿場警察署管内犯罪認知件数



出典：犯罪のあらまし（御殿場警察署・防犯協会）



政策の目標

- ◆ 警察や防犯協会など関係機関と連携し市民の防犯意識の向上を図り、犯罪が発生しにくい地域づくりを目指します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
防犯教室等実施回数		54回	60回
刑法犯認知件数（御殿場警察署管内）		607件	589件
子どもへの声かけ事例の件数	各計画期間内平均値	6.8件	5件
再犯者率（御殿場警察署管内）		42.5% (R5)	40.0%

施 策

（１）防犯意識の向上と地域防犯活動の支援

警察や関係機関と連携し、近年特に増加している特殊詐欺などの犯罪被害を未然に防止するための啓発活動を推進し、市民の防犯意識のさらなる向上を図ります。

また、小学校単位で組織されている自主防犯活動団体の活動を支援します。

（２）防犯施設の整備

地域の安全性を向上させるため、各区で実施される防犯灯の設置や維持管理及び防犯カメラの設置を支援します。

（３）犯罪被害者に対する支援の充実

犯罪により理不尽な被害を受けられた市民の負担を軽減するため、警察、犯罪被害者支援センターなど関係機関と協力し、困りごとの相談対応や行政手続のフォローなど、被害を受けられた方の精神的な負担を少しでも和らげるよう、きめ細やかな支援を実施します。

（４）再犯防止の推進

御殿場市再犯防止推進計画に基づき、関係機関と連携しながら犯罪及び非行の防止や再犯防止について広報啓発活動を推進します。

3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、インターネット通販などの在宅取引が拡大するなど、従前からの消費活動の形が大きく変化しています。また、急速なデジタル化の進展等により、消費者トラブルが高度化・複雑化・多様化していく中で、特に高齢者や障害者などへの被害増加が見込まれるため、地域での見守り体制の強化が急務となっています。

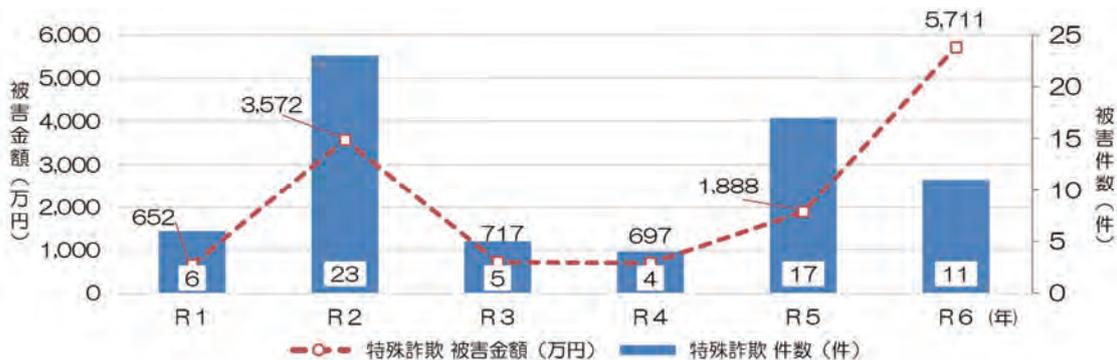
加えて、消費者の権利を尊重するための相談体制の充実や、消費者の自立を支援するための消費者教育を更に推進する必要があります。

関連計画等

- 御殿場市消費者教育推進計画

現状データ

特殊詐欺被害金額及び認知件数



出典：犯罪のあらし（御殿場警察署・防犯協会）



年度	消費生活相談件数	消費者教育・消費生活啓発講座等開催数	消費者教育・消費生活啓発講座等開参加者数
R 1年度	690	66	2,152
R 2年度	719	42	1,630
R 3年度	602	50	1,623
R 4年度	658	66	2,415
R 5年度	710	62	2,341
R 6年度	693	66	2,285

※ H 2 9年度までは、悪質商法対策講座開催件数・受講者数
出典：御殿場市くらしの安全課

政策の目標

- ◆ 複雑化する市民の消費生活に合わせて、あらゆる相談に対応できる体制を整備します。また、警察など関係機関との連携により、消費者被害の防止に努めます。
- ◆ ライフステージに応じた消費者教育を行い、「自ら学び、考え、行動する消費者」育成に取り組めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
消費者教育・消費生活啓発講座参加者数		2,285人	2,500人
消費者教育・消費生活啓発講座実施回数		66回	70回

施 策

(1) 消費生活センターの認知度向上と機能強化

市民の消費者被害を未然に防ぐための啓発活動に取り組み、多様化かつ巧妙化する消費者トラブルに対処する能力の向上に努め、警察、弁護士等との連携を取りつつ消費生活センターの機能強化と認知度向上に取り組めます。

(2) 高齢者などの消費者被害の防止

地域で行われる高齢者向けの活動やイベントの機会を活用し、警察や高齢者を見守る団体など関係機関と連携した悪質商法対策講座を開催します。

また、高齢者等を見守るネットワークや同報無線、SNS、広報紙やコミュニティ FMなどを通じて、悪質商法の手口や最新情報など時期を捉えた注意喚起を図ることで消費者被害の未然防止に努めます。

(3) 若者や子どもとその保護者に対する消費者教育の推進

学校や園、高校など、これから成年を迎える世代やその保護者に対して、消費者教育コーディネーターや消費生活相談員による適切な消費者教育や啓発を進めていきます。

3-6 交通安全の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

本市の交通事故件数は例年減少傾向にありましたが、近年における社会経済活動の活発化により、人身事故・物損事故ともに増加に転じています。特に交通事故件数全体に占める高齢者の割合はおよそ4割弱となっており、高齢者が当事者となる交通事故を防ぐ対策が重要となっています。

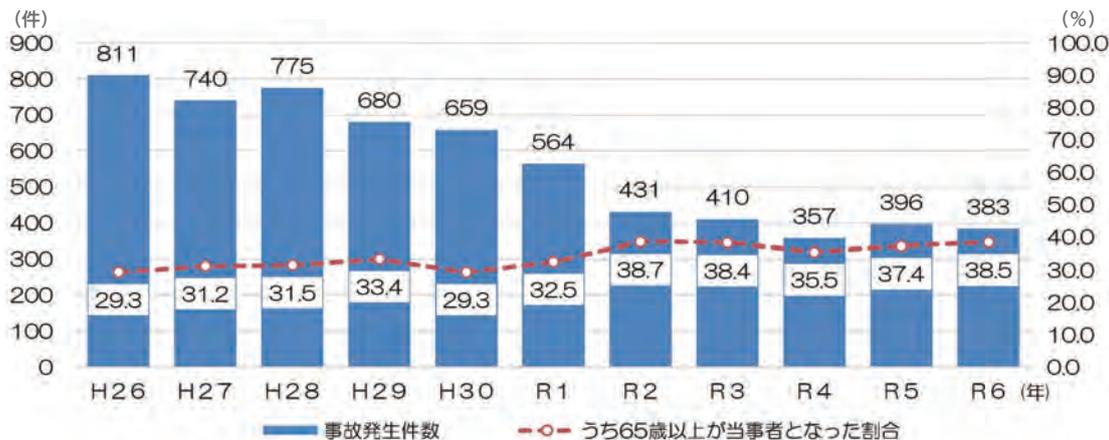
また依然として悲惨な交通死亡事故も発生しており、こうした交通被害を軽減するため、高齢者をはじめ、幼児や児童へのさらなる啓発など交通安全の推進が必要です。

関連計画等

- 静岡県交通安全計画

現状データ

御殿場警察署管内事故発生状況（人身事故）



出典：交通のあらし（御殿場警察署外）



政策の目標

- ◆ 高齢者への交通安全に関する啓発を強化します。
- ◆ 世代に応じた交通安全教育を実施することにより、さらなる交通安全意識の向上を図ります。
- ◆ 交通事故の発生しにくい施設の整備を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
交通事故件数（人身事故）		340件	330件
物損事故件数		2,526件	2,500件
死亡事故件数		5件	0件

施策

（1）交通安全教育・啓発の強化

警察など関係機関と連携し、交通安全教室などの交通安全教育や交通安全啓発活動を強化します。

また、市民の自転車用ヘルメット着用率の向上や、中学生・高校生等の自転車マナー向上に向けた取組を推進します。

さらに高齢者の運転免許証の自主返納制度の周知など交通事故防止に向けた取組を進めます。

（2）交通安全施設・設備の整備

グリーンベルトや歩道の整備などにより歩行空間を確保し、学校周辺や交通量の多い道路における歩行者の安全を図ります。

（3）交通障害の解消

交通の障害を解消するため、街路樹の適切な管理を行うとともに、民有地における庭木の適切な管理を呼びかけていきます。



政策方針 4
富士山のように大きな心を持った人づくり
(教育文化分野)

4-1 人を育む環境の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、幅広い教育ニーズへの対応や、魅力的な教育環境の整備など、教育の現場に求められるものも多様化しています。学校などの教育現場では、「人間力と社会力」を核とした教育を基本に、誰一人取り残されない学びの実現に向けて、御殿場市子ども条例の基本理念のもと、全ての子どもの幸せと健やかな成長に向けた取組が求められています。

また、子どもの健やかな成長には、家庭教育力の向上や、幅広い年代の子どもを見守り、郷土愛を育む役割を担う地域との連携など、社会総がかりで子どもを育てていくことが重要です。

□ 関連計画等

- 御殿場市の教育に関する大綱
- 御殿場市教育振興基本計画
- 御殿場市子ども条例行動計画
- 教育情報化推進基本計画
- 御殿場市子ども・子育て支援事業計画





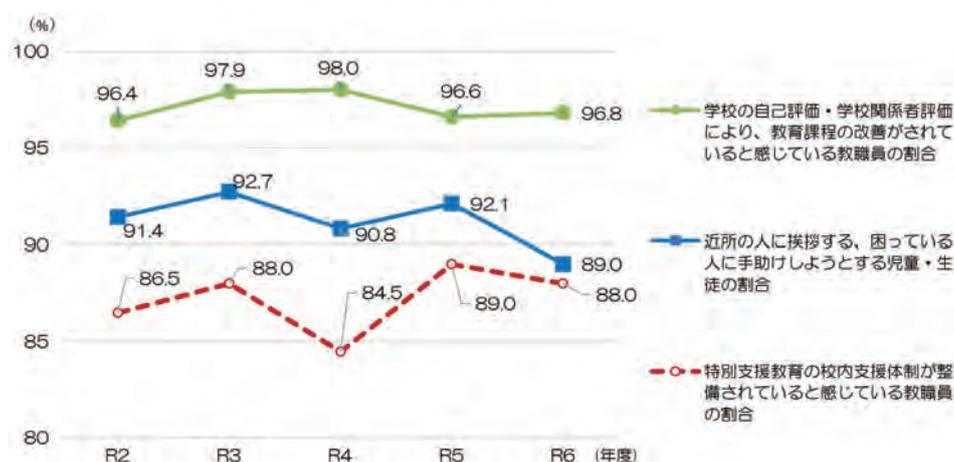
□ 現状データ

御殿場市立小学校児童・中学校生徒数



出典：御殿場市学校教育課

学校生活及び教育活動に関するアンケート



※教育支援センターはR6年度から

出典：御殿場市学校教育課

家庭教育学級生徒数

年度	家庭教育学級の学級生の数(人)
R2年度	884
R3年度	892
R4年度	791
R5年度	747
R6年度	903

出典：御殿場市社会教育課

家庭教育学級運営委員研修状況

年度	研修回数(回)	延べ受講人数(人)
R2年度	7	209
R3年度	6	208
R4年度	7	321
R5年度	7	220
R6年度	7	249

出典：御殿場市社会教育課

政策の目標

- ◆ 「豊かな感性」「確かな知性」「健やかな心身」を育む魅力ある教育の充実と、その環境整備に努めます。
- ◆ 家庭、地域、学校などが一体となって、市民総がかりで子どもの教育と青少年の健全育成を行います。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
近所の人に挨拶する、困っている人に手助けしようとする児童・生徒の割合	学校生活及び教育活動に関するアンケート	89.0%	95.0%
特別支援教育の校内支援体制が整備されていると感じている教職員の割合	学校生活及び教育活動に関するアンケート	88.0%	95.0%
学校の自己評価・学校関係者評価により、教育課程の改善がされていると感じている教職員の割合	学校生活及び教育活動に関するアンケート	96.8%	98.0%
教育支援センターでの活動は、活動しやすいと感じている利用者の割合	利用者アンケート	90.0%	95.0%

施 策

(1) 乳幼児期における教育の充実

乳幼児期の健やかな育ちを支援することにより、質の高い幼児教育の提供を図ります。また、未就園児やその保護者に対するサポートを進めるほか、小学校との連携、一貫教育の推進や地域との交流を推進します。

(2) 人間力と社会力を核とした教育の充実

「豊かな感性」「確かな知性」「健やかな心身」を育成するため、人権教育や道徳教育、国際理解教育、ICT教育、健康教育などを推進し、個性や想像力を伸ばし、学ぶ意欲を育てる教育を充実させます。また、心の教育副読本「ふじさんのように」などを活用した、自他を大切にする心の教育を充実させ、生き方や命の大切さを学ぶとともに、誰一人取り残すことのない学びの実現に向けて、いじめ対策、教育支援センター等を活用した不登校対策の充実を図ります。

さらに、社会の中での役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力や新たな価値観を創造する力を育成するため、文化や芸術に触れ、職業観を育むための事業を、より一層充実させていきます。

(3) 開かれた学校・魅力ある学校づくりの推進

児童・生徒、教職員の積極的な地域活動への参加などにより、地域との交流を進めるとともに、「地域とともにある学校」への転換を図るため導入を進めている、コミュニティ・スクール制度を活用し、郷土への愛着と誇りを育む取組を推進します。



(4) 教職員・指導者の人材確保と育成

多様化する教育ニーズに対応するため、情報教育・外国語教育・特別支援教育・危機管理など、教職員への情報提供の充実を図ります。

また、教職員の育成のため、キャリアステージに応じた研修の充実を図るとともに、教育指導センターを拠点とした教職員の学びを支援します。

(5) 学校などの教育施設・設備の充実

乳幼児・児童生徒が安心して学ぶことができ、多様化する教育ニーズに対応できる施設・設備の整備を推進します。

(6) 学校給食の充実

安全・安心な給食の提供を継続するために、施設改修事業を計画的に進めるとともに、児童・生徒の成長に合わせたメニューの研究開発、地場産品の利用推進、食育の充実を図ります。

また、「真の子育て支援日本一」実現の観点から、学校給食費助成事業を継続して実施していきます。

(7) 高等教育などの支援の推進

地域を担う人材を育成するため、高等学校が行う特色ある学校づくりなどの取組を支援します。

また、高等学校や大学との連携により、地域課題解決やアントレプレナーシップ（起業家精神）の育成に取り組むとともに、学生が地域とかわりを持ち地域の魅力を感じる機会の創出に努めます。

(8) 家庭教育力、地域教育力の向上

子育てに関する学習講座など、学びあいの機会の充実による、家庭の教育力向上に取り組みます。

また、家庭、地域、学校などの連携による、地域の教育力向上に取り組みます。

(9) 青少年の健全育成

青少年が多様な体験を行えるよう、様々な人々との交流活動や自然体験活動などの機会の充実を図り、地域活動やボランティア活動などの社会参加を促進します。

また、各地区の青少年健全育成組織の活発化や、青少年補導、相談活動、青少年を有害情報から守るための取組などを推進します。



一日市長体験をする高校生

4-2 生涯学習と地域活動の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

ライフスタイルの多様化に伴い、学校、社会教育、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、ボランティア活動など、市民の学習需要は高まるとともに、多様化しています。そのため、生涯を通じて様々な場面における学習機会を得ることができる環境の整備が求められています。

また、地域コミュニティのつながりが希薄化する一方、災害時の共助に代表されるように、地域コミュニティが担う役割への期待や重要性が高まっています。

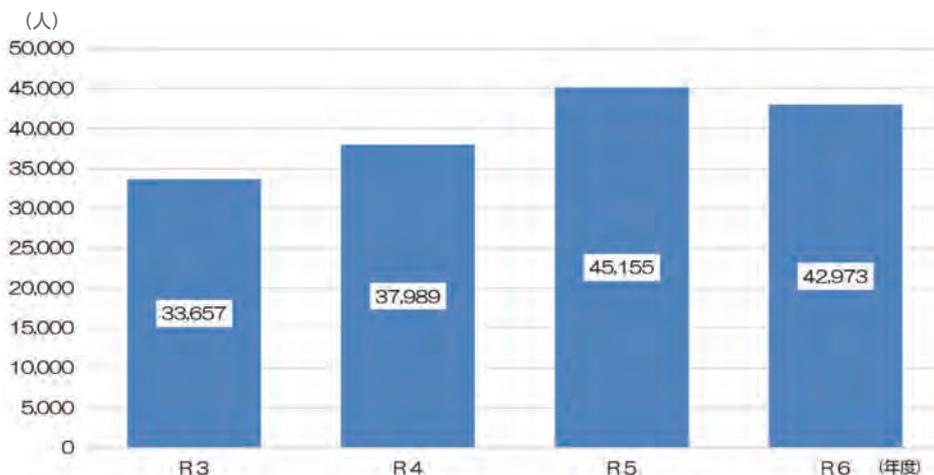
さらに、地域社会に関心を持ち、地域課題の解決を担う人材の育成と確保が必要とされています。

□ 関連計画等

- 御殿場市教育振興基本計画
- 御殿場市子ども読書活動推進計画

□ 現状データ

富士山市民のサロン 利用者数



出典：御殿場市社会教育課



御殿場市立図書館の利用状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録者数 (人)	44,598	46,282	47,718	49,060	50,639	51,534	52,821	54,159	55,408	56,868
入館者数 (人)	271,666	262,810	258,600	262,533	258,014	139,941	158,542	156,847	163,949	163,087
利用者数 (人)	107,588	105,355	103,219	101,308	95,658	65,842	79,953	83,537	82,625	80,384
貸し出し冊数 (冊)	549,612	536,231	525,353	514,665	485,097	358,447	406,971	399,179	375,564	356,338
蔵書数 (冊)	269,738	271,679	273,203	274,413	276,741	277,842	280,581	281,583	282,438	283,322

出典：御殿場の教育

政策の目標

- ◆ 様々な学習機会の提供と情報発信に努め、市民の生涯学習を推進します。
- ◆ 積極的に学びあい、人を育む地域づくり活動を推進します。
- ◆ 地域の人々が互いに助け合い、自ら地域課題の解決に取り組む力を高め、地域コミュニティのつながりを維持・強化します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
富士山市民のサロン利用者数		42,973人	50,000人
図書館来館者数		163,087人	356,000人
図書館資料貸出数		356,338冊	820,000冊
本を読むのが好きまたはどちらかといえば好きと答えた児童・生徒の割合	アンケート	78.0% (R3)	85.0%
市民大学講座参加者数	市民大学講座 累計出席者数	288人	350人

施 策

（１）学習機会の提供、学習成果の発信

生涯学習施設「富士山市民のサロン」を中心に、学びの入り口となる様々な機会を提供し、情報発信するとともに、市民主体の学習活動を支援します。

年齢や障害の有無を問わず、共に学ぶことのできる機会を提供します。

また、学習成果を発表する機会を充実させることにより、市民の生涯学習意欲の向上に努めます。

（２）地域づくり活動の支援

学習会や研修活動を通し、地域づくり活動を担う人材の育成と確保を推進します。

また、地域の誰もが参加しやすい交流の場づくりとして、地域公民館などにおける生涯学習活動を支援します。

（３）社会教育関係団体等の活動支援

PTA、婦人会、生涯学習ボランティアセンターをはじめ、地域の社会教育を目的とした各種団体の活動を支援します。

（４）新図書館を情報拠点とした市民活動の支援

新図書館を整備することで、市民の成長と学びを生涯に渡って支え、郷土愛を育み、歴史や文化を未来に繋ぐとともに、まちづくりを支える情報拠点として多くの市民の活動を支援します。

また、御殿場市子ども読書活動推進計画を時勢に沿って改定し、本計画に基づいてブックスタート事業などを行うことで、更なる子どもの読書活動の推進を図ります。

（５）自治会等の自主的な活動の支援と地区集会施設の整備

自治会、地域活動団体など、地域に住む人々が協力しあい、よりよいまちづくりのために自らが企画、立案、実行する地域活動を支援します。

また、それら団体の活動拠点であり、災害時の避難場所でもある地区集会施設を計画的に改修します。





4-3 文化・芸術活動の振興



現状と課題

市では、地域の各世代や関連団体の取組により、文化・芸術活動の裾野は、着実に広がっています。一方、文化・芸術活動においてもライフスタイルの変化によるニーズの多様化、高齢化による団体の構成員減少や後継者不足、活動拠点となる文化施設の老朽化は、本市のみならず、全国的に多くの自治体が抱える課題となっています。

このため、引き続き、各種団体とも連携しながら、市民が文化・芸術に親しむ機会の充実と、文化・芸術振興の担い手育成、観客を含む文化・芸術活動を応援する関係人口の増加、文化施設の機能向上などを推進していく必要があります。

- 関連計画等
 - 御殿場市芸術文化振興基本方針

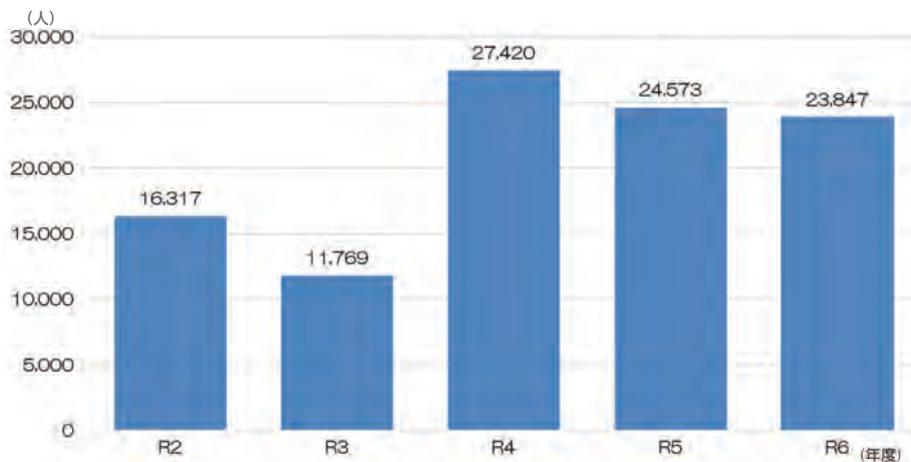
現状データ

市民会館利用者数



出典：御殿場市社会教育課

東山旧岸邸来館者数



出典：御殿場市社会教育課

政策の目標

- ◆ 市民一人ひとりが担い手となり、暮らしを彩る文化・芸術活動を振興します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市民会館利用者数	指定管理者実績報告	134,780人	135,000人
東山旧岸邸入館者数	指定管理者実績報告	23,847人	29,000人
市民芸術祭全部門の参加者数	実績	2,999人	3,200人
文化協会加盟団体数	文化協会報告	128団体	128団体

施策

(1) 文化・芸術活動機会の充実

優れた文化・芸術に触れる機会の充実を図るとともに、市民が日頃の活動の成果を発表する場の提供に努め、感性豊かに主体的に楽しむことができる「人づくり」を推進します。

(2) 文化・芸術活動体制の強化

担い手となる人材の育成など、文化団体の活動体制強化を図るとともに、学校や地域をはじめ、各分野との連携により、様々な文化・芸術活動の広がりを支える「関係づくり」を推進します。

(3) 文化・芸術活動基盤の確保

各文化施設の利用者ニーズに応じた適切な管理・運営を行い、施設の有効活用を図るとともに、計画的な修繕・整備などを実施し、身近に文化・芸術を感じるまちの「舞台づくり」に努めます。



4-4 スポーツの振興

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

本市では、「市民ひとり1スポーツ」を目標にスポーツの振興を図り、多くの市民が、健康維持、体力向上、更には、トップレベルでの競技力向上などを目標に、様々なライフステージでスポーツに親しんできました。

また、東京2020大会自転車ロードレースの開催、ホストタウン交流を通して、スポーツを見る、支える機会を創出し、スポーツが持つ力を官民が共有し地域スポーツコミッション「スポーツタウン御殿場」を設立しています。

これから、社会状況に応じて市民のスポーツに触れ、親しむ機会の創出や、市内外からあつまりともにつながるスポーツ交流の推進が求められています。

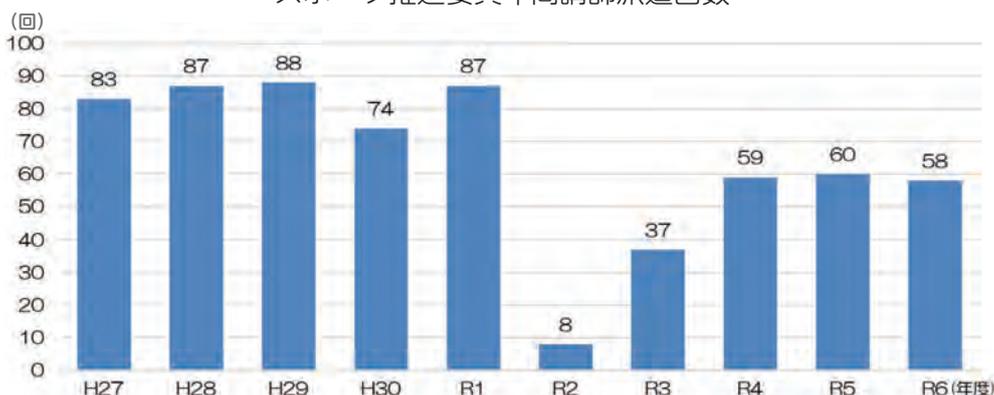
□ 関連計画等

- 御殿場市教育振興基本計画
- 御殿場市自転車活用推進計画
- 御殿場市自転車ネットワーク計画



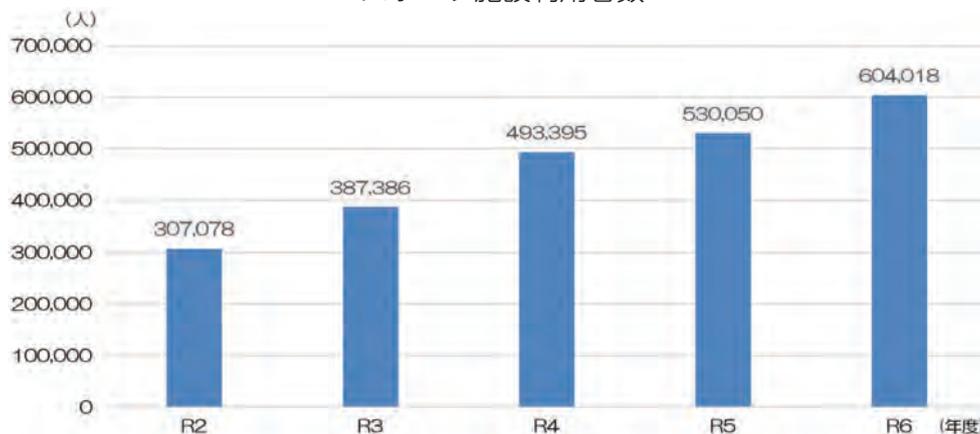
□ 現状データ

スポーツ推進委員年間講師派遣回数



出典：御殿場市スポーツ交流課

スポーツ施設利用者数



出典：御殿場市スポーツ交流課

スポーツ賞賜金交付人数



出典：御殿場市スポーツ交流課



政策の目標

- ◆ 市民の目的に応じたスポーツの推進、スポーツ環境の整備を図ります。
- ◆ 地域資源とオリパラレガシーを生かしたスポーツ交流のまちづくりを推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
スポーツ施設利用者数	総合体育施設等の年間利用者数	604,018人	660,000人
スポーツ賞賜金交付人数	スポーツの全国大会・東海大会等の出場者へ交付	659人	700人

施策

(1) 生涯スポーツの振興

スポーツによる健康づくり推進事業を充実させることにより、市民一人ひとりの体力、技術、興味などに応じて、誰もが生涯にわたってスポーツを気軽に楽しみ、身体を動かすことができる環境を創出します。

(2) 競技スポーツの振興

初心者からトップレベルの選手まで、それぞれのレベルに応じた競技力の向上に努めます。
また、トップアスリートとの交流や指導者などの質の向上に努めるとともに、全国規模の競技会などに参加した市民に対し、スポーツ賞賜金の交付等で競技力の向上を支援します。

(3) スポーツ関連施設の適切な整備と運営

スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設等の有効活用により、高齢者や障害のある人などを含め、多くの市民等が気軽にスポーツを楽しむことのできる環境の充実を図ります。
また、地域、利用者及び市外からの来訪者のニーズを的確に把握し、スポーツを通じた交流を一層促進できるよう、適切な運営に努めます。

(4) スポーツ振興を支える体制と人材の育成

スポーツ振興を支える関連団体への活動支援や人材育成と確保、スポーツボランティア活動の普及促進、情報提供などにより、支援体制の充実を図ります。

(5) 富士山の麓でスポーツ交流「スポーツタウン御殿場」の推進

魅力ある地域資源と東京2020大会のレガシーを生かしたスポーツツーリズムイベントの支援やトップアスリートとの交流の機会を創出し、スポーツ交流によるまちづくりを官民連携で推進し地域振興や地域経済へつなげる取組を行っていきます。

4-5 歴史と文化の継承

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

私たち市民は、長い歴史の中で受け継がれ、地域に根差してきた伝統文化や文化財とともに暮らしています。一方、そうした歴史や伝統文化、文化財が実は市民にはあまり知られていない側面もあります。地域の歴史、伝統文化、文化財を守り伝えていくために、幅広い年代層への学習機会の提供や情報発信の充実、新たな活用方法を検討していくことが必要です。

本市の宝であり、世界文化遺産でもある富士山をはじめ、市内には指定・登録の有無に関わらず多くの多様な文化財があります。これからの文化財保護は、御殿場を特徴づける多様な文化財を総合的に把握し、保存と活用を1つのサイクルとして円滑に回し、文化財をもっと市民に身近な存在にしていけることが求められています。

□ 現状データ

指定・登録文化財一覧

	種別	名称	指定年月日
国指定	特別名勝	富士山	昭和27年11月22日
	史跡	富士山	平成23年2月7日
	天然記念物	印野の熔岩隧道	昭和2年4月8日
	天然記念物	駒門風穴	大正11年3月8日
	重要文化財	手焙形土器	昭和48年6月6日
	重要無形民俗文化財	沼田・大坂の湯立神楽	令和4年3月23日
	特別天然記念物	カモシカ	昭和30年2月15日
	天然記念物	ヤマネ	昭和50年6月26日



県指定	県史跡	深沢城跡	昭和35年2月23日
	天然記念物	二枚橋の柏	昭和32年12月25日
	天然記念物	永塚の大杉	昭和35年2月23日
	天然記念物	川柳浅間神社の杉	昭和38年12月27日
	天然記念物	宝永のスギ	昭和38年2月19日
	工芸	刀銘（葵文）主水正藤原正清	昭和37年6月15日
	工芸	刀銘備州長船家重	昭和41年3月22日
市指定	天然記念物	二岡神社の社叢	昭和62年3月3日
	天然記念物	駒門の大公孫樹	昭和55年5月27日
	天然記念物	神山のタブノキ	平成2年12月1日
	天然記念物	印野内山のヒノキ	平成6年2月1日
	無形民俗文化財	鮎沢の祈祷三番	昭和48年12月24日
	工芸	二岡神社の灯笼	昭和47年9月11日
	工芸	善龍寺の喚鐘	昭和47年9月11日
	工芸	光真寺の三十三体仏	平成5年1月5日
	工芸	久成寺の鰐口	平成12年8月1日
	建造物	林氏の長屋門	平成5年1月5日
	建造物	旧石田家住宅	平成11年3月18日
	建造物	旧秩父宮御殿場御別邸	平成12年3月27日
	その他（科学技術）	阿部雲気流博物館資料	令和3年3月24日
国登録	建造物	神山復生病院事務所棟	平成18年3月2日
	建造物	富士カントリー倶楽部クラブハウス	平成24年2月23日
	建造物	YMCA東山荘フィッシャー館	令和2年8月17日
	建造物	YMCA東山荘齊藤記念館	令和2年8月17日
	建造物	旧岸邸	令和3年10月14日

出典：御殿場市社会教育課

政策の目標

- ◆ 本市の歴史、伝統文化、文化財について、多くの市民がより深く理解し、地域全体で守り継承されるように努めていきます。
- ◆ 地域の歴史や伝統文化、文化財の調査研究を継続し、保存と活用のサイクルが円滑に回る、市民にとって身近なものとなるよう文化財保護を進めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
指定・登録文化財の件数	実績	31件	32件
企画展示の回数	1年間の開催数	2回	4回
文化財行政のパートナーとなる団体数	実績	2団体	3団体
市が主催する学習講座等の開催数	1年間の開催数	2回	6回

施策

(1) 歴史・伝統文化・文化財の調査と研究及び支援

市内の歴史、伝統文化、文化財に関する資料の収集、記録、保存を行うとともに、研究者や市民などの研究活動を支援します。

(2) 文化財の保存・公開と活用

市内にある多様な文化財の調査・研究を進め、保存に役立てるとともに、成果を公開し企画展示や学習講座等に活用し、文化財が市民にとって身近なものとなるよう学びの機会を充実させていきます。

(3) 世界文化遺産富士山の保全と啓発

国や県、関係市町などと連携し、世界文化遺産富士山の保全管理体制の整備を図ります。
また、関係団体などと協働し啓発活動を推進するとともに、富士山と御殿場の関わりについての調査・研究成果について、観光分野とも連携して活用を進めます。

(4) 図書館郷土資料展示室の利用促進

本市の歴史と伝統文化、文化財を見て知って学べる場として、レファレンスをはじめとする図書館の機能とも連携し、幅広い世代の多くの市民が繰り返し訪れてくれる場となるように、ギャラリートークや企画展示等を織り交ぜながら利用促進を図ります。



4-6 多文化共生と国際交流の推進



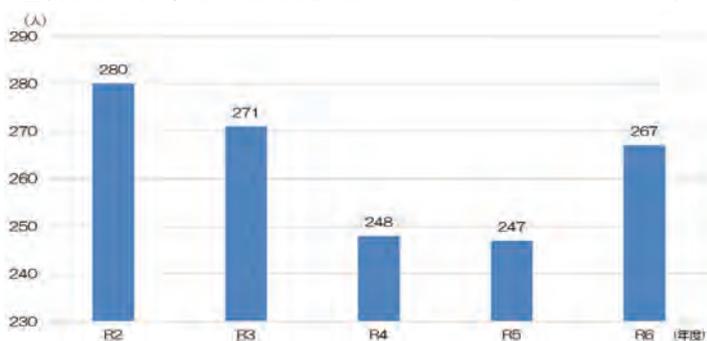
現状と課題

経済や情報のグローバル化が急速に進む中、国際的な視野を持つことが一層求められています。本市においても、市内企業が労働力不足に対応するため、外国人の雇用を拡大する流れに加え、海外からの訪問客が増加しており、日常的に外国人と接する機会が増えています。そのため、地域住民と外国人が相互理解を深め、安心して暮らすことができる環境整備が必要です。

本市は、米国のチェンバーズバーグ市及びビーバートン市と国際姉妹都市提携を結んでいます。アジア近隣諸国をはじめとした諸外国との交流の進展が期待されています。

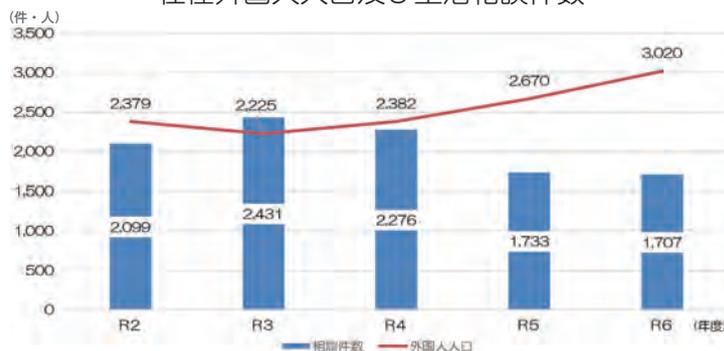
□ 現状データ

国際交流事業等に参加したスタッフ・ボランティア数



出典：御殿場市市民協働課

在住外国人人口及び生活相談件数



出典：御殿場市くらしの安全課

政策の目標

- ◆ 市民と在住外国人が異なる文化や価値観を受け入れ、互いに尊重し対等な関係を築きながら、共に安心して快適に暮らすことができる環境の整備に努めます。
- ◆ 外国人との交流活動や国際交流協会などによる市民レベルの交流事業等への支援を通して、国際化の推進を図ります。
- ◆ 国際姉妹都市や諸外国との交流を推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
国際交流事業等に参加した スタッフ・ボランティア数	御殿場市国際交流協会 実施事業の従事者数	267人	360人
国際交流・多文化共生推進事業 の参加者数	語学講座や国際交流・多文化共 生推進イベントの年間参加者数	369人	900人
地域日本語教育講座※参加者数 ※令和7年度から実施	地域日本語教室 年間参加者数	—	220人

施 策

(1) 多文化共生の推進

在住外国人が暮らしやすい環境をつくるため、地域日本語教育を推進するとともに、やさしい日本語による行政PRや相談事業、外国籍児童・生徒に対する学習支援事業などの充実を図ります。

また、地域住民と在住外国人との市民レベルの交流イベントを開催し、ふれあいを深め、相互理解を促進します。

(2) 国際姉妹都市及び諸外国との交流の推進

国際姉妹都市及び諸外国との交流を推進するため、市民や学生が文化やスポーツなど幅広い分野で交流する機会を創出します。

(3) 国際化に対応できる人材の育成

国際理解の促進と国際感覚を高めるため、市民と外国人が共に参加できる講座やイベントの開催、青少年の交流事業を通じて、コミュニケーション能力の向上を図り、国際社会で活躍できる人材の充実を図ります。



政策方針 5
富士山の恵みを守り育てるまちづくり
(環境分野)

5-1 地球温暖化防止活動の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け



a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化は、夏の猛暑や大型台風の頻発といった気候変動をもたらし、市民生活にも甚大な影響を与えています。

こうした中、2016年に発効したパリ協定に基づき、我が国でも2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標が掲げられました。

本市でも、2020年2月にゼロカーボンシティを目指すことを宣言し、更に富士山麓の4市1町（富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町）によるゼロカーボンシティ共同宣言（2022年5月）、2市1町（御殿場市、裾野市、小山町）による富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏の認定（2023年1月）などを通じ、世界文化遺産富士山の麓から脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。

SDGs未来都市として持続可能な地域社会を築いていくためにも、市民や事業者などと一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいく必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市環境基本計画
- 御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
- 御殿場市SDGs未来都市計画
- 御殿場市ゼロカーボンシティ宣言
- 御殿場市木育推進基本構想



市役所屋上の太陽光パネル



□ 現状データ

御殿場市からの温室効果ガス排出量

(千 t-CO₂/年)

温室効果ガス	H25年度 (基準)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
二酸化炭素 (CO ₂)	695.4	632.1	640.5	617.8	607.0
メタン (CH ₄)	9.9	9.7	9.3	10.8	11.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	5.6	6.9	6.3	5.9	5.5
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	28.2	42.4	50.7	48.3	47.1
パーフルオロカーボン (PFCs)	4.4	3.3	2.1	2.0	2.1
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4
温室効果ガス 計	744.6	695.7	710.0	686.1	674.2
削減率 (基準年比)	-	-6.6%	-4.6%	-7.9%	-9.5%

※表の数値は四捨五入して表示しているため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

出典：御殿場市環境課

政策の目標

- ◆ 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入に取り組みます。
- ◆ ゼロカーボンシティ実現に向けて温室効果ガス削減に取り組みます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市全体の温室効果ガス 排出量削減率 (H25比)	市域で排出される 二酸化炭素等の 温室効果ガスの削減率	-9.5% (R4実績)	-46.0%
エコサポーター登録数	市内で自主的な 環境保全活動に取り組む 市民、事業者、団体の登録数	56件	60件
J-クレジット認証量	市が関与した森林由来等の J-ク レジット認証量 (累計)	47t-CO ₂	2,000 t-CO ₂

施策

(1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入推進

SDGs未来都市計画に基づき、官民連携により、太陽光発電や間伐未利用材などの木質バイオマスを用いた熱源利用設備等の導入によるエネルギーの地産地消を促進し、市内全域への普及・促進に努めます。

さらに、再生可能エネルギーの活用が可能な省エネ性能の高い機器の導入や燃料電池自動車用水素ステーションの活用などにより、温暖化防止意識の啓発に努めます。

(2) 地球温暖化対策のための教育・啓発

市民や事業者などが地球温暖化防止を意識し、環境に配慮した生活・事業活動につながるような教育・啓発に取り組みます。また、エコアクション21^{*1}の認証取得や御殿場エコサポーター^{*2}への登録などを促進します。

※1 エコアクション21：環境省が策定した環境マネジメントシステム。中小企業などが、PDCAサイクルにより自主的かつ効果的・効率的に環境への取組を実行するための方法を定めたもの。

※2 御殿場エコサポーター：御殿場市の登録を受けた、市内で自主的に環境保全活動に取り組む市民・事業者、団体

(3) ゼロカーボンシティへの取組の推進

再生可能エネルギーの活用やゼロエミッションビークル^{*3}の普及促進、省エネや公共交通の利用促進、御殿場SDGsクラブ等を通じた普及啓発、J-クレジットの創出・活用など、市民や事業者とともに、2050年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます。

※3 ゼロエミッションビークル：電気自動車、燃料電池自動車など、温室効果ガスを含む排気ガスを排出しない車両。

(4) “御殿場型循環モデル”の推進

御殿場型循環モデルの推進により、環境保全と地域経済の両立を目指します。J-クレジットのさらなる創出・活用やデジタル地域通貨の活用範囲の拡大を通じ、より一層の好循環に努めます。



EVバス



5-2 恵まれた自然環境の保全と継承

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済	豊かな生活環境	選ばれる地方
<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>		
a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保
d. 経済活動を機能させる		
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け

現状と課題

本市は、世界文化遺産富士山と箱根外輪山の美しい自然に溢れており、その恵みは市民生活の至る所に息づいています。

一方で、地球温暖化による気候変動や都市基盤の整備の進展は、豊かな自然の恵みの源泉である生態系にも影響を及ぼしています。後世に豊かな自然環境を引き継ぐためには、生活の利便性と環境保全のバランスが取れた持続可能な関係を構築することが必要です。

そのためには、市民が幼少期から自然とふれあい、地球温暖化や人間の生産活動が生態系に与える影響について学ぶ機会を創出し、身近な自然を大切に作る心を育成していく必要があります。こうした取組を、関係団体や事業者などと連携して推進し、互いの知識と経験を生かした環境施策を展開していくことが必要です。

関連計画等

- 御殿場市環境基本計画

現状データ

ごてんばの富士山豆博士事業実施状況

年度	実施校								取組児童生徒数	
	学校名	人数	学校名	人数	学校名	人数	学校名	人数	計	累計
H28年度	御殿場小学校	137	御殿場南小学校	140	朝日小学校	59	高根中学校	44	380	6,557
H29年度	東小学校	65	原里小学校	93	玉穂小学校	83	富士岡中学校	212	453	7,010
H30年度	富士岡小学校	97	神山小学校	78					175	7,185
R元年度	御殿場小学校	164	印野小学校	23					187	7,372
R2年度									0	7,372
R3年度	朝日小学校	60	高根小学校	40					100	7,472
R4年度	御殿場南小学校	108	東小学校	65					173	7,645
R5年度	原里小学校	73	玉穂小学校	79					152	7,797
R6年度	御殿場小学校	161	印野小学校	13					174	7,971

出典：御殿場市環境課

政策の目標

- ◆ 関係団体や事業者などと連携し、環境課題への対応や自然環境の保全に取り組みます。
- ◆ 環境教育などを通じて、市民の環境保全意識の向上に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
こども環境会議参加者数	企業等との意見交換や体験を通じ、環境について提案した子どもの数	165人	180人
ごてんばの富士山豆博士認定者数	富士山について学習し、豆博士認定証を受けた児童数(累計)	7,971人	8,800人

施 策

(1) 生物多様性の確保

関係団体や事業者などと連携し、外来生物の侵入・拡大防止や希少種・在来種の保護に取り組みます。また、気候変動などの影響を調査しながら、多様な生物が生息できる豊かな自然環境の保全に努めます。

(2) 環境保全活動の推進

環境講座や体験学習などの環境教育を充実し、市民の環境意識の向上を図るとともに、関係団体や事業者などと連携した環境保全活動を推進します。

(3) 野生鳥獣の適正な保護・管理

人と野生鳥獣との共生に向け、野生鳥獣の生態や生息状況について理解を深めるとともに、関係団体などと協力して野生鳥獣による生活環境や農林業、生態系への被害を防止することで、野生鳥獣の適正な保護・管理に取り組みます。

(4) 世界文化遺産富士山の自然環境の保全・管理

世界文化遺産富士山とその周辺の豊かな自然環境を保全・管理するため、富士山包括的管理計画に基づき、関係機関と協力した取組を推進します。



5-3 身近な生活環境の向上

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け



現状と課題

都市開発の進展などにより自然環境への影響が懸念される中、良好な生活環境を維持し持続可能な社会を構築していくためには、大気や水質などの汚染を未然に防ぐとともに、環境問題に対する正しい知識と対応力を備えた人材の育成が求められています。

また、市内の衛生状態はこの数年で大きく改善されておりますが、ごみのポイ捨てやペットのふん尿害など公衆衛生面の課題は残されています。

斎場については、火葬等の業務が民間委託され、よりきめ細かな住民サービスの提供に努めている一方で、建物の老朽化が進んでおり、今後は施設の長寿命化に向けた対策が必要とされています。

墓園については、核家族化や価値観の多様化などを背景として、市内における墓地や納骨堂の需要が増えることが予想されており、その対応を図る必要があります。

関連計画等

- 御殿場市環境基本計画

現状データ

河川の水質の状況

河川名	測定地点	R4年度		R5年度		R6年度	
		BOD (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
黄瀬川	7箇所	1.3 ~ 2.7	1.0 ~ 2.0	1.1 ~ 3.8	1.0 ~ 2.0	0.6 ~ 1.8	1.0 ~ 2.0
鮎沢川	7箇所	0.9 ~ 1.9	2.0 ~ 3.0	0.8 ~ 1.7	1.0 ~ 3.0	0.5 ~ 1.4	1.0 ~ 4.0

※ BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物（汚れ）を微生物が分解するために必要な酸素の量（75%値）。

【環境基準】黄瀬川：（令和4年度）3mg/L以下、（令和5年度～）2mg/L以下 鮎沢川：2mg/L以下

※ SS：浮遊物質。水中に浮遊する2.0mm以下の水に溶けない物質の量（平均値）。

【環境基準】黄瀬川・鮎沢川：2.5mg/L以下

出典：御殿場市環境課

政策の目標

- ◆ 環境公害の発生を未然に防ぎ、環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 衛生的な居住環境の確保に努めます。
- ◆ 斎場の機能維持と質の高い施設運営に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
河川水質調査箇所 環境基準値超過割合 (BOD)	市内河川の水質の 環境基準値に対する状況	0%	0%
狂犬病予防注射接種率	$\text{接種頭数} \div (\text{登録数} - \text{猶予頭数}) \times 100$	80.71%	100%

施 策

(1) 生活環境の保全及び環境保全意識の向上

市民や事業者などと行政が一体となった環境保全の取組を推進します。
また、ごみのポイ捨てや犬・猫のふん害防止をはじめとする環境美化や公衆衛生に関する啓発に努め、衛生的な環境維持に努めます。

(2) 環境監視体制の充実

大気・水質をはじめとする環境調査や監視を行い、環境汚染の防止に取り組みます。
また、市民からの苦情対応や事故発生時の適切な処理に取り組みます。

(3) ペットの適正飼養の推進

犬の登録・狂犬病予防注射接種を推進するとともに、ペットに関する苦情やトラブル削減のため、関係機関と情報を共有し適切な飼養指導に努めます。また、災害時のペット同行避難やペットの置き去り防止等の対応に、関係機関等と連携した避難所の適正な運営体制の構築に努めていきます。

(4) 墓園・斎場の整備

市民ニーズや地域の状況に応じた、斎場・墓園の適正管理に努めます。



5-4 資源循環型社会の構築

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済	豊かな生活環境	選ばれる地方
11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	15 陸の豊かさも守ろう
17 パートナリシップで目標を達成しよう 		
a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保
d. 経済活動を機能させる	e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興
	g. 防災と地域成長の両立	

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け

現状と課題

環境負荷の少ない、環境にやさしい社会を構築するためには、廃棄物の排出抑制、資源化の推進、適正処理など、資源循環型社会の構築に向けた取組を推進することが必要です。本市においても、6R^{*}の推進によるさらなるごみの排出量削減、不法投棄の防止、更には食品ロスの削減などを図り、“もったいない精神”を大切に、資源循環型社会の構築に貢献していくことが重要です。

※ 6R：ごみ減量に必要な従来の3R（Reduceリデュース減らす、Reuseリユース繰り返し使う、Recycleリサイクル再び利用する）のほか、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな3つのR（Refuseリフューズ断る、Returnリターン戻す、Recoverリカバー回復させる）を加えた静岡県独自の取組。

関連計画等

- 御殿場市一般廃棄物処理基本計画

現状データ



※ 集団回収による資源物回収量は除く

出典：御殿場市環境課

政策の目標

- ◆ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、断る（リフューズ）、戻す（リターン）、回復させる（リカバー）の6Rの推進を図り、循環型社会を目指します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
ごみ・資源物発生量	年間の発生量	25,609 t	24,300 t
家庭系ごみ・資源物の資源化率	家庭系資源物量/家庭系ごみ 総量×100	9.67%	10.60%

施 策

（1）ごみ減量と6Rの推進

ごみの6Rを推進し、市民1人1日当たりのごみの排出量を削減します。また、プラスチックごみや食品廃棄物、事業系一般廃棄物の削減を図ることで、焼却センターの延命化や温室効果ガスの削減を目指します。

（2）再使用の促進による廃棄物の減量

家電用品などの修理を推奨するとともに、日常生活で利用する様々な物についての再使用（リユース）の活用を啓発していきます。

（3）リサイクル（再生利用）の推進

日々の生活におけるリサイクル意識の向上を推進し、分別収集の徹底・拡大、再資源化の推奨、リサイクル品の使用の奨励に努めます。また、リサイクル活動を推進するため、NPO法人などのリサイクル団体の活動を支援するとともに、子供会・婦人団体などの資源回収事業を推進します。

（4）適切な廃棄物分別・処理方式の確立

6Rに基づいた廃棄物の減量化を推進するため、効率的かつ適切な分別・処理に努めるとともに、市民・事業者などへの分別方法の周知に努めます。また、新たな分別品目の検討も進めていきます。

（5）不法投棄の防止

自然環境保全の観点から、不法投棄や有害物質を含む土砂の埋め立てなどを防止するため、市民、事業者及び関係機関と連携し、監視体制・指導の強化に努めます。



5-5 水資源の保全と活用

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済 豊かな生活環境 選ばれる地方

SDGs における位置付け

6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
------------------------	-------------------------	---------------------	---------------------	-----------------------------

国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

地下水については、開発などに伴う水源涵養機能の低下が、水量の減少や河川への負担要因となるため、自然環境に配慮した整備と適切な管理体制を構築していくことが必要です。

また、富士山や箱根外輪山の地下水を利用した本市の水道水は、県内でも低廉で良質です。しかし、水道事業を取り巻く環境は、施設、管路の老朽化や耐震化による更新費用が増加する一方、給水人口の減少や節水意識・節水機器の普及により収益が減少するなど、厳しさを増していくことが想定されます。そのため、投資・財政計画を策定し、将来にわたって健全で強靱な水道事業の運営を目指しています。限られた費用の中で、給水施設の計画的な更新と、有収率を向上させていくことが必要となります。

一方、公共下水道をはじめとする生活排水処理推進事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与してきましたが、汚水処理人口普及率*は依然として全国平均を下回っており、生活排水処理施設の整備が強く求められています。

このため、地域の特性に応じた処理方式による整備を推進するとともに、処理量の増大、施設の老朽化に伴う処理施設の拡充と延命化を図るための既存施設の改修が必要となります。

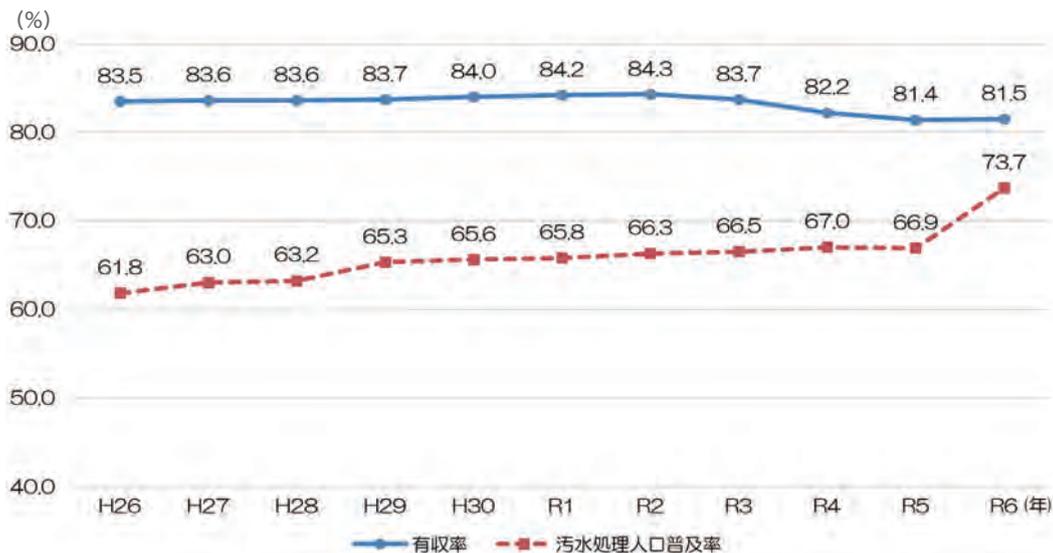
※ 汚水処理人口普及率：（公共下水道、農業集落排水、コミプラ、合併処理浄化槽の処理人口）÷総人口×100

□ 関連計画等

- 御殿場市水道事業ビジョン
- 御殿場市水道事業経営戦略
- 御殿場市水道事業アセットマネジメント計画
- 御殿場市生活排水処理基本計画
- 御殿場市公共下水道事業計画
- 御殿場市公共下水道事業経営戦略
- 御殿場市農業集落排水事業経営戦略
- 御殿場市公設浄化槽事業経営戦略
- 御殿場市環境基本計画

□ 現状データ

御殿場市の有収率と汚水処理人口普及率



出典：水道事業年報（有収率）、御殿場市下水道課（汚水処理人口普及率）

政策の目標

- ◆ 貴重な水資源を後世に継承するため、適切な管理と維持に努めます。
- ◆ 有収率を向上させます。
- ◆ 給水施設を計画的に更新し、安定した給水の継続と水供給システムの強靭化を進めます。
- ◆ 公共下水道の加入率や合併処理浄化槽の普及率を高め、公共用水域の水質及び生活環境の保全に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
有収率	年間総有収水量 / 年間総配水量 × 100	81.5%	82.0%
汚水処理人口普及率	汚水処理施設整備人口 / 住民基本台帳人口	73.7%	79.7%



施 策

(1) 水資源の保全・活用

良質な地下水を保全するため、開発や森林整備に当たっては適切な水源涵養対策を推進します。
また、県や近隣市町、地域との連携を強化し、地下水障害の防止と有効活用の両立を図るため、水資源の管理体制を強化します。

(2) 水道水の安定供給

安全でおいしい水道水の安定供給を守り続けていくため、施設の保全と更新を計画的に行うとともに、中央監視装置による監視、解析や漏水調査、施設情報の整備を継続実施することにより、有収率の向上を図ります。さらに、料金徴収業務等のアウトソーシングや、スマホ決済を導入し、市民のニーズの多様化にこたえ、収納率の向上を目指しています。

また、すでに策定している御殿場市水道事業経営戦略を見直し、水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めます。

(3) 適正な生活排水処理の推進

快適な生活環境を確保するため、公共下水道の管渠や処理場を適切に維持管理していきます。
また、加入促進活動を積極的に行い、加入率の向上に努めます。

(4) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道認可区域外の地域においては、公設浄化槽整備事業や浄化槽設置事業により、合併処理浄化槽の普及及び適切な公設浄化槽の維持管理を推進します。

(5) 衛生センターの整備

施設の老朽化に対応するため、計画的な修繕による施設の延命化を図り、引き続き河川の水質の保全に努めていきます。

また、将来に向けた新施設の整備について検討していきます。





政策方針 6
富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
(都市基盤分野)

6-1 魅力ある景観の形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

本市では、御殿場市総合景観条例によって、富士山の麓の良好な景観形成に向けた規制・誘導を行っています。良好な景観を形成していくためには、まちなみの景観を阻害する違反広告物の把握や、適切な屋外広告物の設置誘導が必要であり、設置者を含めた意識向上が求められます。

また本市は、市内随所より富士山を眺めることができることが大きな魅力の一つとなっていますが、建物や電線が眺望の阻害要因となることもあり、良好な景観の保全や創出に向けた対応が求められています。

□ 関連計画等

- 御殿場市景観計画
- 御殿場市公共サインガイドライン
- 御殿場市SDGs未来都市計画
- 御殿場市木育推進基本構想

政策の目標

- ◆ 貴重な景観資源の保全・活用と新たな景観資源の創出及び良好な屋外広告物等の誘導により、富士山や地域の景観と調和したまちづくりを推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
眺望遺産の認定件数	累計認定件数	5件	7件
景観重要樹木等の指定件数	景観重要樹木等の指定件数	2件	4件



施 策

(1) 景観行政の推進

御殿場市総合景観条例に基づき、建築物や工作物等を適切に規制・誘導することで、良好な景観の形成に努めます。

また、市民や事業者を対象に、良好な景観形成に向けた啓発イベント等のPRを実施し、意識の向上を図ります。

(2) 富士山を活かした景観の整備

眺望遺産*の保全と活用を進めるとともに、新たな眺望遺産の認定に向け、候補の選定を進めます。箱根山系からの良好な富士山眺望について、地権者の協力を得ながら保全と活用を進めます。

また、良好な景観向上のため、景観整備重点地区（御殿場駅周辺地区、東山・二の岡地区）での建築物などの高さ規制、御殿場駅周辺の県道や国道138号での無電柱化を推進していきます。

※ 眺望遺産：富士山を眺められる場所のうち、後世まで遺すべき良好な場所を、市独自に認定するもの。

(3) 景観資源を活かした良好な景観の形成

地域の景観資源の保全や活用を図り、地域住民と連携・協力しながら、地域の特性を活かした良好な景観の形成に努めます。

(4) 屋外広告物の適切な規制・誘導

景観を阻害している違反広告物を調査し、適切に規制・誘導を図り、良好な景観の形成に努めます。



6-2 活力ある土地利用の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

少子化の進行などに伴い、全国的に人口減少による社会構造の変化が問題となっています。本市においても、拠点施設などの都市機能が集積している地域において、人口や都市機能の維持が求められるのと同時に、市街化調整区域における既存集落の定住人口の維持も重要となっています。

一方、新東名高速道路や国道138号バイパスなどの広域交通網の整備により、本市へ進出を希望する企業が飛躍的に増加しています。こうした需要に対応するため、新たな工業用地を確保することが求められています。また、新御殿場インターチェンジや駒門スマートインターチェンジ周辺は、高い交通利便性を生かした土地利用が必要とされています。

地籍調査事業は地籍や境界を明確化し、その成果に基づき土地の登記情報が更新され、精確な地図が整備されることから、土地取引や公共事業の円滑化、災害復旧・復興事業の迅速化につながります。このため、中長期的な計画に基づいて調査を推進していく必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市国土利用計画
- 御殿場市都市計画マスタープラン
- 新東名高速道路等IC周辺土地利用構想
- 御殿場市中心市街地活性化基本計画 御殿場駅周辺地域まちづくりビジョン
- 静岡県国土調査事業十箇年計画

政策の目標

- ◆ 豊かな自然と調和した秩序ある土地利用を図ることにより、活力あるまちづくりを進めます。
- ◆ 適正な土地利用の推進、民間開発事業の促進、公共事業や災害復旧・復興事業の迅速化・コスト削減等、あらゆるまちづくりの基盤を整備するため、効率的かつ効果的に地籍調査を推進します。



□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
駅周辺地域の居住人口	エリア内の居住人口 住民基本台帳	6,003人	6,003人
新たな工業用地創出面積	R8年以降新たに市内に 創出された工業用地面積	—	15ha
地籍調査実施済面積	調査成果登記済み面積	5,195ha	5,472ha

施 策

(1) 人口の維持・増加の促進

市街地における人口の維持・増加に向け、適正な土地利用と駅周辺の活性化を図ります。
また、市街化調整区域において、地区計画、優良田園住宅制度などの宅地化が可能となる手法や制度を適用し、既存集落内の定住人口の維持に努めます。

(2) コンパクト・プラス・ネットワークの推進

市街地の地域特性に応じた、居住や医療、福祉、商業など都市機能の立地誘導を図るとともに、中心拠点や生活拠点が利便性の高い公共交通で結ばれる多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。また、無秩序な開発による低密な市街地の分散防止に努めます。

(3) 新東名高速道路などを生かした土地利用の推進

新御殿場インターチェンジ周辺は、自然環境に配慮し、幹線道路を生かした沿道の土地利用の適正な誘導に努めるとともに、交流拠点の場として魅力ある施設の誘導を促進します。

(4) 新たな工業用地の創出

新東名高速道路など広域交通網の整備による交通の優位性を生かし、新たな工業用地の創出による産業拠点の形成を図ります。工業用地の開発に当たっては、民間活力の活用も推進します。

(5) 地籍調査事業の推進

地籍や土地境界の明確化により、土地をめぐる揉め事を無くし、公共事業の円滑化、民間開発の促進、災害復旧・復興事業の迅速化等を図るため、計画的かつ持続的に地籍調査事業を進めます。

6-3 持続可能なまちづくりの環境整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け

8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任
a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

全国的に中心市街地の活性化が重要な課題となっています。本市では、中心市街地活性化基本計画を策定し、各種事業を進めていますが、都市機能を十分に生かすためには、駅の利便性などを生かした都市空間の創出が必要です。

さらに、必要となる都市機能の誘導を図りつつ、渋滞の解消や主要拠点を結ぶネットワークを構築するための主要幹線道路等の整備を引き続き進めていくとともに、歩行者の安全を守り、かつ、居心地が良く歩きたくなる空間の整備などが必要です。

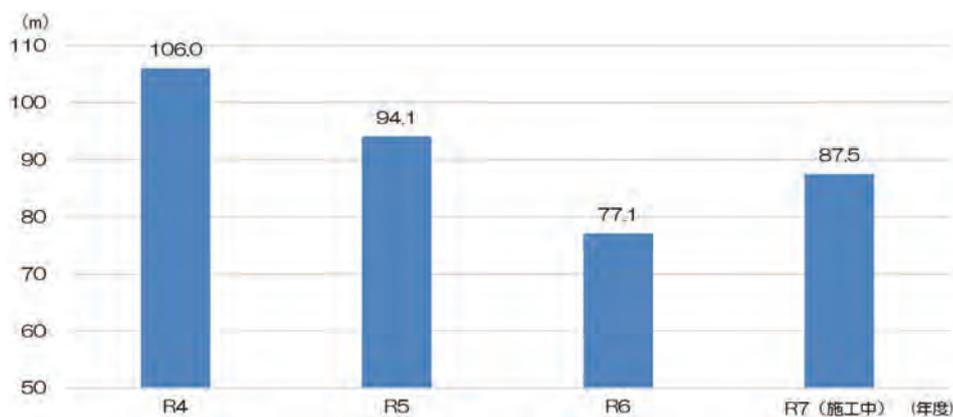
また、静岡県による北駿地区の県立高校再編をふまえ、社会状況に対応した持続可能なまちづくりを進めていくことが求められています。

□ 関連計画等

- 御殿場市都市計画マスタープラン
- 御殿場市中心市街地活性化基本計画 御殿場駅周辺地域まちづくりビジョン
- 御殿場市バリアフリー基本構想
- 御殿場市バリアフリー特定事業計画
- 御殿場市景観計画

□ 現状データ

歩道のバリアフリー整備延長（両側合計）



出典：御殿場市まちづくり推進課



政策の目標

- ◆ 御殿場駅周辺地域まちづくりビジョンに基づき、官民学連携して、御殿場の「楽しい」を創り、共有する趣向のあるまちなかを目指します。
- ◆ まちの魅力（ヒト・モノ・コト）を生かした空き店舗・空き家・公共空間等の利活用を推進します。
- ◆ 渋滞解消等、住環境の向上に努めます。
- ◆ 主要拠点をつなぐ幹線道路等のネットワーク整備を推進するとともに、都市拠点の再生整備を検討していき、更なる都市機能の向上及び必要となる機能の誘導・整備に努めていきます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
バリアフリー特定事業計画に基づく歩道のバリアフリー整備延長	歩道のバリアフリー整備延長（両側合計）	277.2m	500m
まちづくりプレイヤー数		10人	50人

施策

（１）中心市街地活性化に向けた環境整備の推進

中心市街地では、官民学連携して、御殿場の「楽しい」を創り、共有する趣向のあるまちなかを目指し、エリアマネジメントやまちの魅力を発信するまちづくりプレイヤーの発掘、育成及び市民協働型のまちづくりプロジェクトの実践に努めます。

（２）拠点等における都市機能の誘導及び強化

拠点として必要となる都市機能を誘導していきます。

また、都市機能の誘導を図るべき区域に必要な機能の強化を図るため、拠点及びそのアクセス空間に必要な、利便性・安全性の向上、バリアフリー化の推進、居心地の良い空間の整備及び景観に優れた環境整備等を推進していきます。

（３）歩行者・自転車空間の整備

駅周辺において、全ての歩行者の安全に配慮した歩行空間の整備に努めます。

また、縁石やカラー舗装などによる歩車分離を推進するとともに、交通規制なども含め、子育て世帯や高齢者、障害のある人にも優しい自転車・歩行者空間の整備を推進します。

6-4 潤いのある都市環境の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

公園や緑地は、市民の憩い、安らぎ、健康増進の場や観光拠点として、また、防災機能や災害発生時における拠点としての機能を有するなど、都市が機能し、発展していくために欠かせない存在です。

本市の公園施設は、老朽化による維持管理費用及び更新必要箇所が増という課題を継続的に抱えています。既存施設を有効に活用しつつ、適切な維持管理と適時な更新により、安全性と機能を維持することが求められています。

公園・緑地の新たな整備については、地域の特性や市街化の状況、ニーズ等を適切に見極めることにより、最適な配置や面積の確保などが必要です。

また、市民との協働を進めるために、緑化推進団体の人材確保や育成が急務となっています。

□ 関連計画等

- 御殿場市都市計画マスタープラン
- 御殿場市緑の基本計画
- 御殿場市公園施設長寿命化計画
- 御殿場市公共建築物個別計画

□ 現状データ

御殿場市の公園面積



※ 全国平均は令和4年度まで

※ 御殿場市の数値は、都市公園、地区広場、運動公園、その他それに準ずる施設等を含む

出典：御殿場市公園緑地課



政策の目標

- ◆ 市民、各種団体等との協働を図りながら、公園や緑地の整備・管理を適切に実施することで、良好な都市環境の保全と創出に努めます。
- ◆ 公園や緑地空間の魅力を高めるため、利用者ニーズに応じた利活用を推進し、活動団体及び地域コミュニティの維持に努めます。
- ◆ 潤いある生活空間の形成を図るため、街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市民1人当たり都市公園等面積	都市公園等面積㎡/人口	12.64㎡/人	13.22㎡/人

施 策

(1) 公園・緑地の整備

良好な都市環境を確保するため、計画的な修繕・更新を進め、適切な維持管理に努めます。また、市民や各種団体と協働し、地域や利用者のニーズに応じたレクリエーション、交流の場としての施設の活用を図ります。

(2) 緑化活動の推進

生垣の奨励や、種子・球根・苗木や誕生記念樹等の配布を通じて緑化を推進し、幹線道路沿線や緑地等の植栽の維持管理を引き続き行っていくとともに、緑の募金事業、緑化フェアなど、緑化に関する普及啓発事業を実施します。

(3) 市民の森づくりの推進

未来・後世への遺産づくりとして、景観保全、水源涵養（かんよう）など多様な機能をもち、地域の暮らしを支えている森林をより積極的に保全、活用していくために市民の参画を得て「市民の森づくり」を推進します。

(4) 地区広場等の整備

地域住民の健康増進、スポーツの促進及び教養・文化の向上を図るため、地域と協働して地区広場などを計画的に改修し、適切な管理・運営を行います。

6-5 すみやすい住宅・環境の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

住宅に対するニーズは、災害から建物を守るための耐震性や防火性など安心安全な性能に加え、環境に配慮することや、長期にわたり良好な住環境が維持できる持続性が求められています。

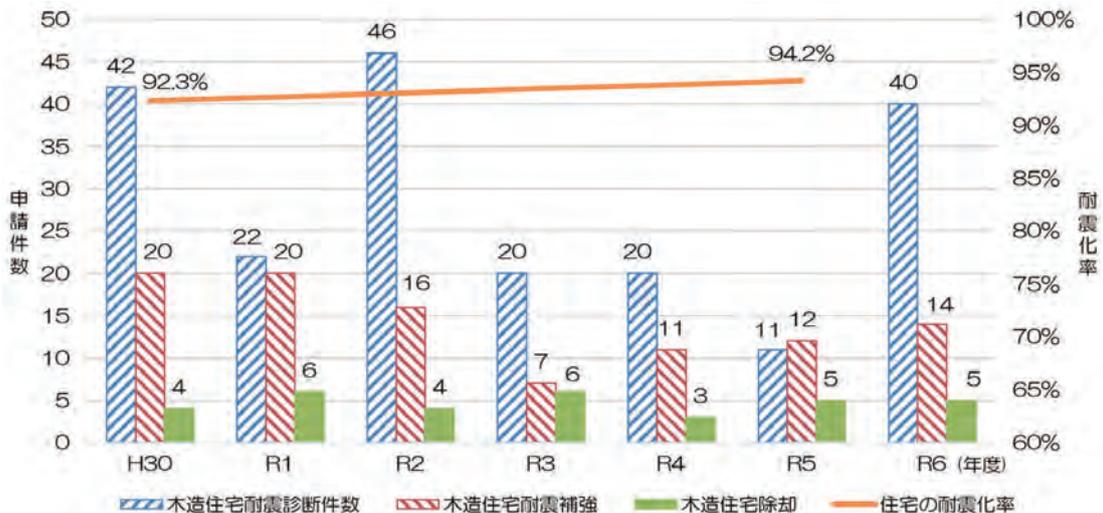
また、空き家の増加により顕在化する諸問題を、未然に防ぐための指導・相談体制の強化が必要となっています。

□ 関連計画等

- 御殿場市住宅マスタープラン
- 御殿場市マンション管理適正化推進計画
- 御殿場市営住宅等長寿命化計画
- 御殿場市空家等対策計画
- 御殿場市耐震改修促進計画

□ 現状データ

建築物等地震対策事業実績及び住宅の耐震化率



※R 6 は令和7年2月末現在

出典：御殿場市建築住宅課



政策の目標

- ◆ 住宅及び住宅地の環境の向上に努めます。
- ◆ 住宅に対するニーズを適格に把握し、適切な情報提供を行います。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
住宅の耐震化率	住宅・土地統計調査 (総務省)	94.2%	95.0%
長期優良住宅認定率	認定件数/ 新築一戸建て住宅件数	60.14%	65%
住宅の空き家率(二次的・賃貸用・売却用の住宅を除く)	住宅・土地統計調査 (総務省)	4.1%	4.0%

施 策

(1) 安全な住宅等の整備

地震による家屋などの倒壊を防ぐため、耐震基準を満たしていない住宅等の耐震化及びブロック塀の撤去・改善を推進します。

(2) 良質な住宅建設の誘導

本市の気候・風土に適し、多様な生活スタイルに対応しつつ長期にわたり使い続けられる良質な住宅の普及に向け、長期優良住宅認定制度の活用や啓発に努めます。

(3) 豊かな住環境の整備

地区計画条例の制定等により、周辺環境と調和した住宅地の形成を図ります。また、狭あい道路の解消や、不適格建築物等の改善指導に努め、住環境の整備を図ります。

(4) 空き家対策

市内の空き家の現状を把握するとともに、空き家や将来空き家となり得る住宅の所有者等に対し、利活用や除却を含めた空き家の適切な管理の重要性を啓発し、管理の不十分な空き家の発生を抑制します。

(5) 市営住宅の整備

既存市営住宅の適切な維持管理や長寿命化等の整備を図り、住宅に困窮している低所得者、高齢者、障害のある人、子育て世代などに対し、低廉な家賃による居所の提供に努めます。

6-6 交通基盤の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

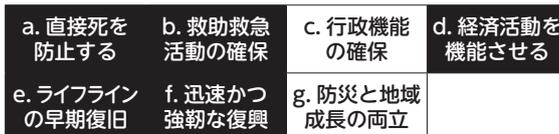
豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け



現状と課題

本市は、東名高速道路や国道246号、138号など、広域的な幹線道路が交わる交通の要衝です。そのため、産業・観光関連の交通量が多く、これに生活交通が重なって、渋滞や沿道環境の悪化、交通事故などの課題を抱えており、安全・安心で利便性の高い道路網を整備することが求められています。

また、新東名高速道路新御殿場インターチェンジ以東、国道469号御殿場バイパスなどの開通に伴い、これに関連する道路の整備が必要となっています。

こうした道路網の整備と適切な管理を図るため、道路台帳をデジタル化しております。現在は、道路幅員などの情報を地理情報システムで確認できるよう進めています。これにより、市民の利便性の更なる向上が期待されます。

□ 関連計画等

- 御殿場市幹線市道整備10か年計画
- 御殿場市橋梁長寿命化計画
- 御殿場市舗装長寿命化計画
- 御殿場市自転車活用推進計画
- 御殿場市自転車ネットワーク計画

□ 現状データ

道路の状況

	路線数 (路線)	実延長 (m)	舗装道 (m)	砂利道 (m)	舗装率
国道	3	35,748	35,748	0	100.0%
県道	14	88,908	74,901	14,007	84.25%
市道	3,394	810,976	593,779	217,197	73.22%
計	3,411	935,632	704,428	231,204	75.29%

※ 令和6年3月31日 (国道・県道は令和5年4月1日) 現在

出典：御殿場市管理維持課



市道幹線道路の歩道設置状況

	実延長 (m)	歩道延長 (m)	歩道設置率
1級幹線	76,170	40,985	53.81%
2級幹線	90,185	18,812	20.86%
計	166,355	59,797	35.95%

※ 令和6年3月31日現在

出典：御殿場市管理維持課

政策の目標

- ◆ 安全・安心な道路を整備するとともに、効果的・効率的な道路網の形成と維持管理を推進します。
- ◆ デジタル化した道路台帳を活用した適切な道路管理と道路情報の公開を図ります。
- ◆ 新東名高速道路などの主要幹線道路の整備を支援します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
都市計画道路整備率	都市計画道路の改良済整備率	50.3%	52.4%
自転車通行空間の整備延長	自転車通行空間の整備延長	1.5km (R7)	12km

施策

(1) 都市計画道路・幹線道路の整備推進

拠点間及び広域的なネットワークを構築する上で、交通渋滞の緩和、地域間交流の強化、産業・観光の発展、大規模災害時における緊急輸送路、救急搬送路の確保、居心地が良く歩きたくなる空間の整備、景観などの点に配慮して、円滑で快適な道路交通網の整備を目指します。

(2) 生活道路の整備

生活環境の向上、交通安全の確保を図るため、市民生活に密接する生活道路を整備します。

(3) 持続可能な道路施設の適切な維持管理

橋梁などの道路施設の点検等を通じ、適切な維持管理に努めます。

(4) デジタル道路台帳の活用

デジタル化した道路台帳を本市地理情報システムで公開するなど、効果的な道路管理と道路情報の公開を図ります。

（５）新東名高速道路などの整備の促進

新東名高速道路新御殿場インターチェンジ以東の区間について、2028年度以降の供用開始に向け円滑な整備を促進します。

また、新東名高速道路周辺に居住する市民の生活環境整備のために、側道の整備を図ります。

（６）新東名高速道路関連道路などの整備

新東名高速道路新御殿場インターチェンジへのアクセス道路となる、関連都市計画道路の整備を推進するとともに、国道138号須走道路・御殿場バイパス（西区間）の4車線化、無電柱化などの整備を促進します。

（７）自転車通行空間の整備

自転車の利用者が安全かつ快適に走行できる空間を効果的かつ効率的に整備します。





6-7 公共交通の利便性の向上

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済	豊かな生活環境	選ばれる地方
3 すべての人に健康と福祉を 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを
a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立

SDGs における位置付け

国土強靱化地域計画における位置付け

現状と課題

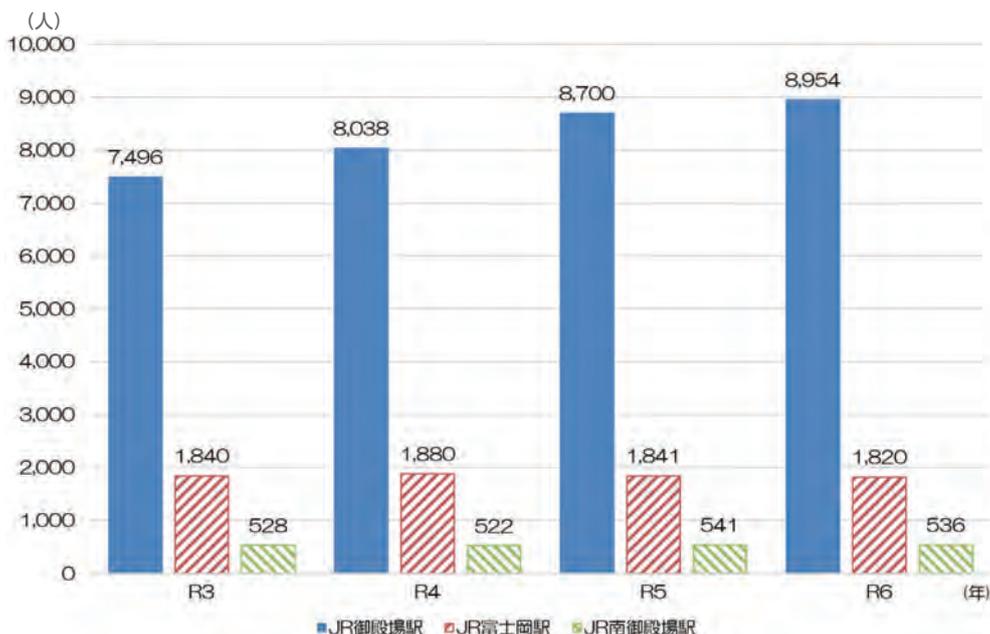
市民の交通手段の確保、また、温室効果ガス削減など環境負荷軽減の視点から、鉄道や路線バスといった公共交通の役割が見直される一方、公共交通の運転手不足や、コロナ禍の影響による利用者数の減少など課題があります。

今後は、高齢者の増加が見込まれており、公共交通の需要は高まることが予想されるため、鉄道輸送の充実やバス交通網の維持・改善、タクシーの利便性向上など、地域の実情にあわせて生活交通を確保していく必要があります。

- 関連計画等
 - 御殿場市地域公共交通計画

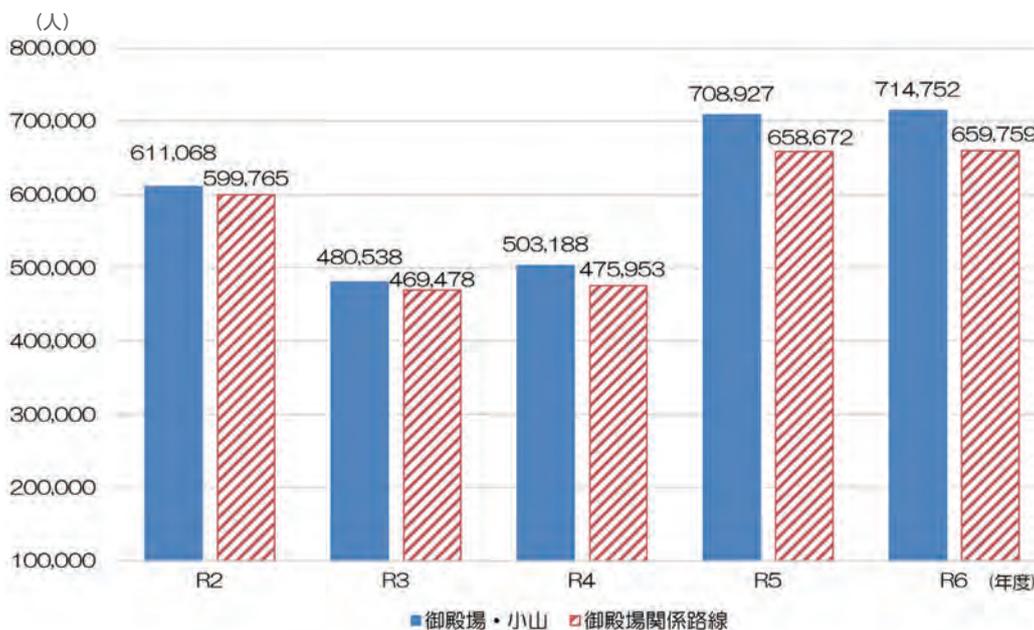
現状データ

鉄道利用者数（1日平均）



出典：東海旅客鉄道（株）移動等円滑化事業報告書

路線バス輸送人員（富士急モビリティ（株））



出典：富士急モビリティ（株）提供資料

- ・各年度は前年10月～当年9月まで
- ・「御殿場・小山」は御殿場営業所管内の全路線の輸送人員
- ・「御殿場関係路線」は御殿場市内に関係する路線の輸送人員（小山町内のみを運行する路線を除く）
- ・いずれも路線バス輸送人員のため、イベント等の貸切輸送の人員を除く

政策の目標

- ◆ 公共交通の利便性の向上に取り組むとともに、公共交通機能の維持・改善を図ります。

政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
JR御殿場駅の利用者数 (一日平均)	東海旅客鉄道（株） 移動等円滑化取組報告書	8,954人	9,400人
路線バスの年間利用者数	富士急モビリティ（株） 統計（御殿場市関係路線バス）	659,759人	710,000人



施 策

(1) 鉄道交通の充実

JR御殿場線沿線市町や沿線事業者、団体などと連携し、JR御殿場線の利活用の推進を図るとともに、市民や来訪者の利便性を高めるため、関係機関に対し、鉄道交通の充実を図るよう要請します。

(2) 公共交通網の整備

バスなど公共交通の利便性向上を図るため、御殿場市地域公共交通計画に基づき、駅などの交通結節点における利便性向上や地域ぐるみの路線バス利用促進運動などに取り組み、将来にわたって地域の公共交通を維持・確保・改善していきます。また、ライドシェアなど新たな交通手段の検討を行います。

(3) 交通需要に応じた交通ネットワークの形成

市内の慢性的な交通渋滞解消や円滑な移動の促進を図るため、市内交通需要の把握に努めるほか、交通需要に応じた交通ネットワークの形成に努めます。

また、高齢者をはじめ、全ての人にやさしいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進します。





政策方針 7
富士山と共に歩む協働のまちづくり
(協働・計画推進分野)

7-1 魅力発信の強化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

移住者や定住人口の増加等を図るため、都市ブランド力を高め、「選ばれる都市」を目指した様々な取組が、全国的に実施されています。

また、地域づくりの新たな担い手として、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様な形で関わる「関係人口」にも大きな期待が寄せられています。

本市においても、まちの持続的発展のため、そのポテンシャルを生かし、魅力を広く発信していくことにより、都市のイメージと認知度を高めていく取組が必要です。

□ 関連計画等

- 御殿場市観光戦略プラン

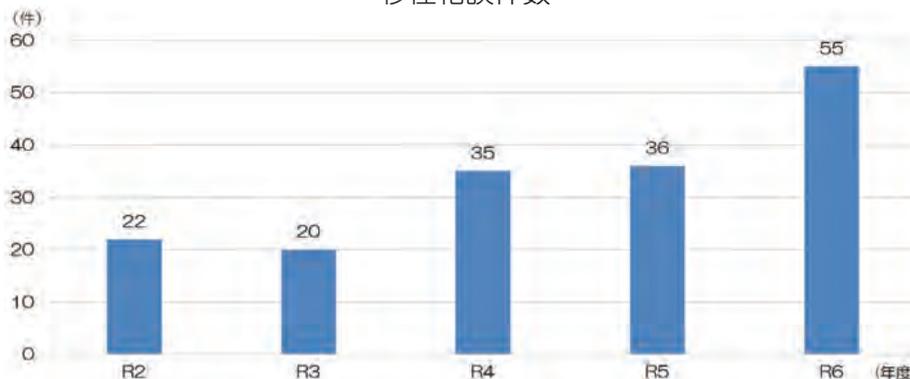
□ 現状データ

地域ブランド調査魅力度ランキング

R1年度	100位 / 1,000市区町村	R4年度	92位 / 1,000市区町村
R2年度	109位 / 1,000市区町村	R5年度	95位 / 1,000市区町村
R3年度	94位 / 1,000市区町村	R6年度	72位 / 1,000市区町村

出典：ブランド総合研究所

移住相談件数



出典：御殿場市企画課



政策の目標

- ◆ 御殿場の魅力を発掘、創出し、磨き上げるとともに、市内外に強く発信していくことにより、認知度やイメージの向上を図ります。
- ◆ 市民などのまちに対する愛着心や誇りを醸成し、市内外に向けた魅力の訴求力を高めます。
- ◆ 地域の新たな担い手として、関係人口の創出・育成に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
ロケ支援作品数 (映画・ドラマ等)		42件	55件
観光交流客数	観光施設の利用者数、イベント参加者数と宿泊客数の合計	15,381,502人	17,000,000人
移住相談件数		55件	70件

施策

(1) ブランドイメージの構築と魅力発信

御殿場の魅力を表現するため、既存の地域資源の活性化や掘り起こしなどにより本市のブランドイメージを構築します。また、その魅力をSNSや映像放映、ふるさと納税返礼品など多様な媒体・手法を活用して市外へも積極的に発信し、認知度やイメージの向上を図ります。

(2) シビックプライド[※]の醸成

広報紙「広報ごてんば」を中心に多様な媒体や手法を用いて地域の魅力を発信することにより、市民をはじめとする本市に関わる多くの人々が、まちに誇りと愛着を持ち、豊かにいきいきとした暮らしができる「シビックプライド」の醸成に取り組みます。

※ シビックプライド：自分の住んでいるまち、働いているまちなど自分が関わっているまちに対して誇りや愛着を持ち、まちを構成する一員としてより良い場所にするための取組に関わろうとする当事者意識のこと。

(3) 移住・定住のための魅力発信

移住を希望する人に対して、ワンストップ相談窓口の設置や国・県と連携した相談体制により、御殿場の魅力や適切な情報を提供することで、本市への移住・定住を促進します。

(4) 関係人口の創出・拡大

人口減少社会、少子高齢化に対応できる持続可能なまちを構築するため、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大を図ります。

7-2 開かれた行政の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

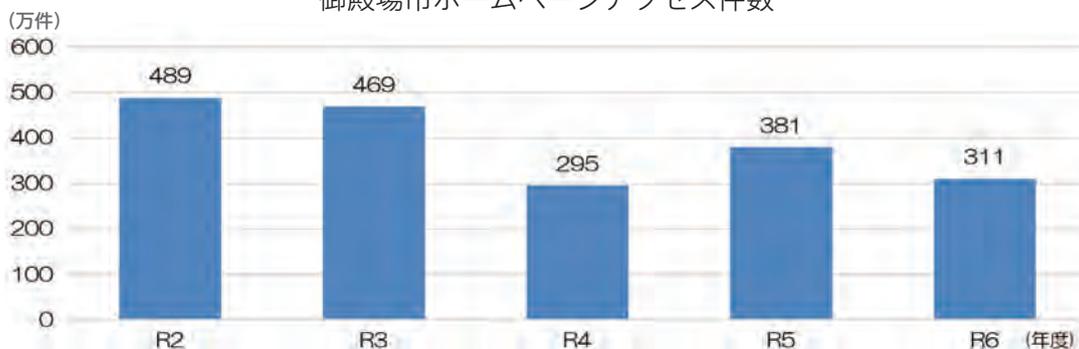
現状と課題

市政に対する信頼と理解を高めるには、行政情報の公開は不可欠です。今後も公平性と透明性を確保するため、行政情報を広く公開することが求められています。

また、行政情報の発信については、必要とされている情報を市民に届けるために、ICTの活用など、様々な広報媒体を通じた発信が必要です。

□ 現状データ

御殿場市ホームページアクセス件数



出典：御殿場市魅力発信課

政策の目標

- ◆ 行政の透明性を確保するため、適切な行政情報の公開に努めます。
- ◆ 市民の知りたいことを的確に捉え、行政情報の積極的な広報活動を推進します。
- ◆ 情報の波及・浸透を図るため、誰にとってもわかりやすく魅力ある情報を、多くの媒体で提供します。
- ◆ ICTを活用した情報発信を更に進めます。



□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
ホームページアクセス件数		3,105,321件	3,500,000件
市公式LINE登録者数		12,565人	13,000人
オープンデータ ^{※1} 登録数	静岡県ふじのくにオープンデータカタログサイトに登録したデータ件数(累計)	107セット	160セット

※1 オープンデータ：行政機関等が保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

施 策

(1) 情報公開と個人情報保護の推進

市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、開かれた市政を推進するため、個人情報保護の徹底を図りつつ、行政情報の適切な公開に努めます。

(2) 情報発信の強化

広報紙、同報無線、ホームページ、コミュニティFM、マスメディアなどの多様な広報媒体を活用し、高い効果が得られる情報発信に努めます。

また、SNSをはじめとする広報手段の更なる活用を推進し、市民ニーズに対応した利便性の高い情報発信に取り組みます。

人口統計や地理情報など行政が保有するデータを積極的に公開し、データに基づく政策立案(EBPM^{※2})への取組や、市民・事業者による多様な利活用を促進します。

※2 EBPM：エビデンス・ベアスト・ポリシー・メイキング。政策の立案・企画は政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする。

(3) 広聴の充実

市民意識調査や市長との対話集会などを通じて、広く市民の意見を聴き、市政への反映に努めます。

7-3 市民参画と協働の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

行政に対する市民ニーズが多様化・高度化する中、限られた行政資源の効果的・効率的な活用が必要となっています。

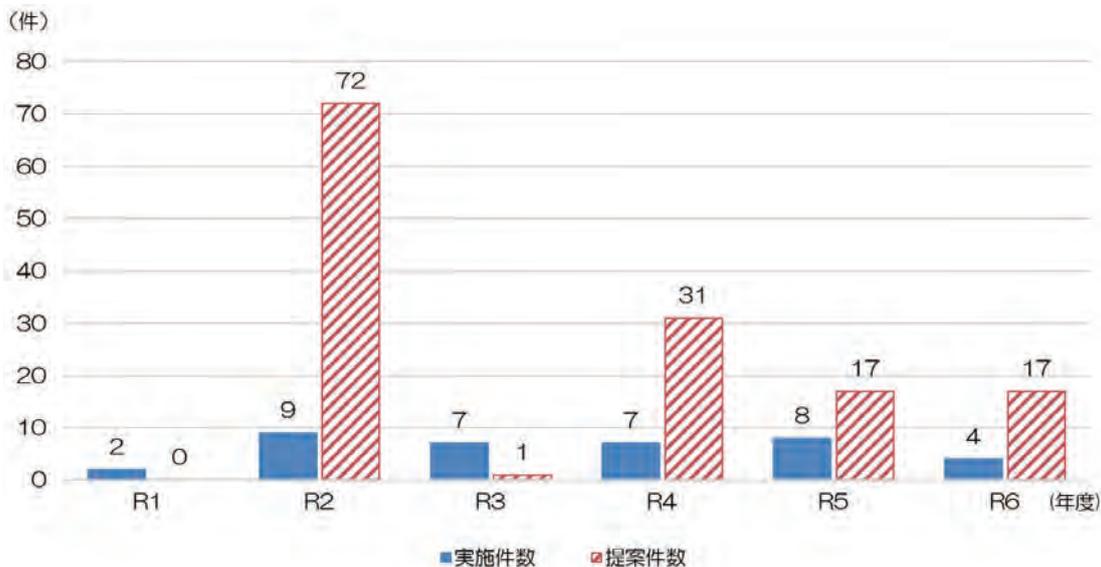
このような中、地域の課題や公共的な課題に対し、市民が主体的に取り組む活動への関心や、市民と行政の協働に対する意識が高まっていることから、より多くの市民がまちづくりに参画できる機会を充実させていく必要があります。

□ 関連計画等

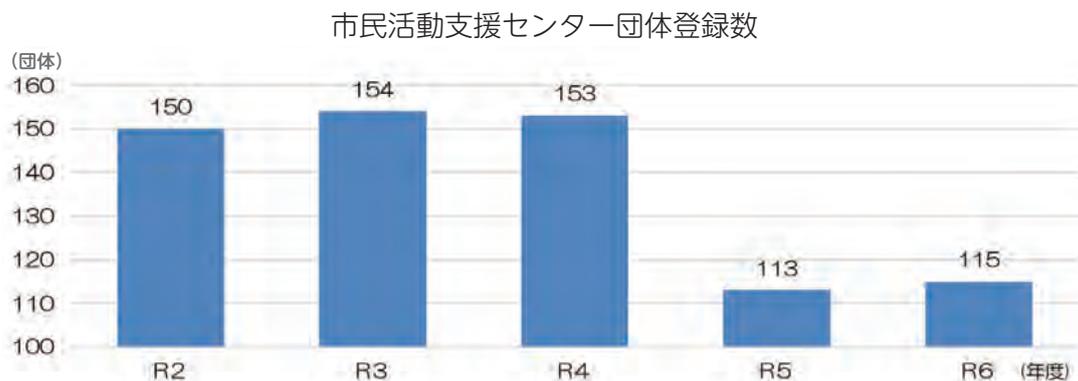
- 御殿場市市民協働型まちづくり推進指針
- 御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン

□ 現状データ

パブリック・コメント実施件数・提案件数



出典：御殿場市企画課



出典：御殿場市市民協働課

政策の目標

- ◆ 市民と行政が連携・協力し、市民協働型まちづくりを推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市民協働型まちづくり事業補助金交付件数	市民協働型まちづくり事業補助金交付件数	8件	10件
市民活動支援センター団体登録数	市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数 (年度末時点)	115件	130件

施策

(1) 市民参画機会の充実

審議会や研究会などにより、計画策定段階からの市民参画機会の充実を図ります。

また、計画案へのパブリック・コメント*の実施により市民参画を促進します。

- * パブリック・コメント：市が計画や条例などの案を事前に公表し、市民の皆さんからの意見を募り、寄せられた意見に対しての市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見を考慮して最終案をつくっていく一連の手続きのこと。

(2) 市民活動団体等の育成支援

市民活動団体などの育成・活動支援に努めるとともに、協働の担い手となる人材を育成します。

また、市民活動の拠点となっている市民活動支援センターの機能の充実を図ります。

(3) 協働のまちづくり支援

幅広い行政分野において協働の考え方を取り入れ、市民や行政からの提案による市民協働型まちづくり事業を推進するとともに、より効果的な協働の仕組みについて検討します。

7-4 男女共同参画社会の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

誰もが生きがいと誇りを持って暮らし、活力あふれるまちづくりを進めていくためには、男女の固定的な役割分担意識や性別にとらわれることなく、互いにその個性や能力を発揮していくことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。本市においても、御殿場市男女共同参画推進条例や御殿場市男女共同参画計画に基づき、引き続き、意識啓発や体制づくりを進めていく必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市男女共同参画計画“レインボープラン御殿場”

□ 現状データ

審議会等への女性登用率



出典：御殿場市市民協働課

政策の目標

- ◆ あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映し、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくりを推進します。
- ◆ 性別にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し協力し合いながら、豊かに暮らせる環境づくりに努めます。



□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
市主催の審議会等への女性登用率	市町男女共同参画施策 推進状況調査票の数値	27.5%	40.0%
市内の男女共同参画社会づくり 宣言事業所・団体数	静岡県男女共同参画社会づくり 宣言事業所に登録のある 市内事業所・団体数	20件	30件

施 策

(1) 男女共同参画推進に向けた意識の啓発

性別にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し、それぞれの特性を理解しあい、男女共同参画への意識を醸成していくよう、普及啓発活動、学習機会の充実を図ります。

(2) 誰もが活躍できる社会の実現に向けた環境の整備

誰もが仕事と生活のバランスを取りながら、性別にかかわらず子育てや介護に主体的に取り組み、多様な活躍ができる環境整備を推進します。

(3) すべての個性が大切にされ、誰もが健康で豊かな生活を送れる社会づくりの推進

誰もが個性を生かし、多様性を重視し能力を発揮することができる社会づくりを推進するため、制度や慣行の見直しを図り、ハラスメントの防止、人権・多様性の尊重、社会的困難に向き合う人の支援、生涯にわたる心と身体の健康づくりなどの体制を充実させます。



7-5 健全な財政運営の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

地方交付税や国・県による各種補助金、交付金の縮減、少子高齢化の急速な進展等により、市の財源増加が見込まれないことに加えて、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあり、老朽化した各種公共施設のリニューアルにも取り組む必要があります。

一方、地方分権や地方創生の推進に向けた、自立した財政基盤の確立が求められており、中長期的な視点に立った財政運営が不可欠となっています。

こうした中、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用など、様々な方法を検討していくこと、また、差押、公売、裁判手続等による徴収体制の強化を図ることなどにより、財源の確保に努めていくことが重要です。

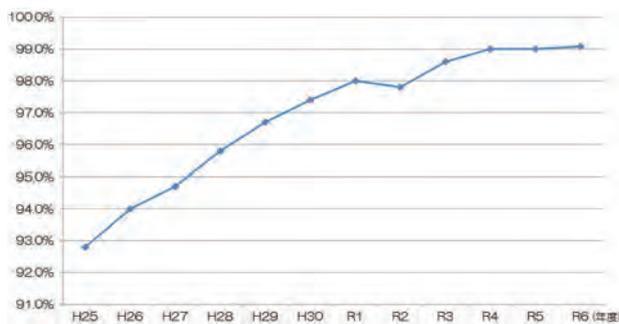
一方、地方分権や地方創生の推進に向けた、自立した財政基盤の確立が求められており、中長期的な視点に立った財政運営が不可欠となっています。

□ 関連計画等

- 御殿場市財政計画
- 御殿場市公共施設等総合管理計画
- 御殿場市公共建築物個別計画

□ 現状データ

御殿場市 市税収納率



出典：御殿場市税務課

御殿場市の財政状況

年度	経常収支比率	実質公債費比率 (3か年平均)
R1年度	82.4	9.9
R2年度	84.9	9.9
R3年度	81.1	10.0
R4年度	82.3	10.4
R5年度	85.4	10.4
R6年度	84.9	10.3

出典：御殿場市財政課



政策の目標

- ◆ 中長期的な財政計画に基づいた健全な財政運営に努めます。
- ◆ わかりやすく、客観的な指標に基づく財政状況の公表に努めます。
- ◆ 公有財産の効果的な活用や運用に努めます。
- ◆ 納付しやすい環境の維持と、公正かつ適正な徴収に努め、財源の確保を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
経常収支比率	経常的経費に支出した 一般財源/経常一般財源	84.9%	82.2%
実質公債費比率	実質的に支出された公債費/標準財政規模	10.3%	9.7%

施 策

(1) 財源の確保

企業誘致の推進、人口戦略に基づく取組を通じて、自主財源の確保を図ります。
また、国や県の補助金などを積極的に活用することにより、財源の確保に努めます。

(2) 効率的な財政運営

企業会計手法による連結財務諸表*を作成し、資産や負債の内容を明らかにするとともに、財務内容の分析に活用し、収支バランスの取れた適正規模の予算編成に努めます。

* 連結財務諸表：連結会計制度に応じて、法的には別個の企業となる親会社とその傘下にあるグループ各社を、単一の企業組織と見て作成される財務諸表のこと。地方公共団体の場合、普通会計や公営事業会計等とあわせて関係団体等も連結した財務諸表のこと。

(3) 効果的な資産の活用

御殿場市公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の長寿命化を図りつつ、長期的視点に立って公有資産の効率的な活用や適正配置に努めます。

(4) 納付しやすい環境の維持

税や公共料金等の口座振替やコンビニエンスストアを利用した納付、また、電子的な納付手続きを促進するなど、納付しやすい環境の維持に努めます。

(5) 市税の公正・適正な賦課及び徴収

市債権滞納者の実情を把握し、公正かつ適正な滞納整理を実施します。
また、徴収体制の強化や差押、公売、裁判手続など、法令に則った対応を行うことで、収納率の向上に努めます。

7-6 効率的・効果的な行政運営の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する

b. 救助救急活動の確保

c. 行政機能の確保

d. 経済活動を機能させる

e. ライフラインの早期復旧

f. 迅速かつ強靱な復興

g. 防災と地域成長の両立

現状と課題

限られた行政資源を有効に活用し、複雑化・多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策の重点化やデジタル技術を最大限活用した事務事業の効率化、民間ノウハウの活用など、効率性の高い行政運営が求められています。

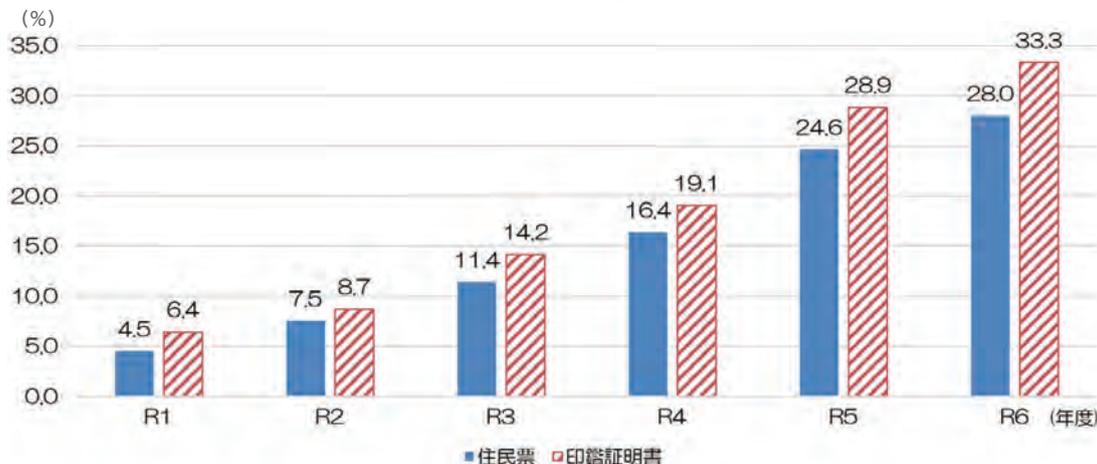
また、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するために、更なる職員の意識改革、資質及び能力の向上等を図る必要があります。

□ 関連計画等

- 御殿場市定員管理計画
- 特定事業主行動計画
- 御殿場市人材育成基本方針
- 御殿場市DX推進ビジョン
- 御殿場市行政経営指針

□ 現状データ

コンビニ交付発行率



出典：御殿場市財政課



電子申請件数



出典：御殿場市財政課

政策の目標

- ◆ 経営的な視点に立った質の高い効率的な行政運営に努めます。
- ◆ デジタル技術やデータを活用し、行政サービスの更なる向上や行政事務の効率化・高度化を図るため、スマート市役所の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ 意欲ある多様な人材を確保するとともに、職員自らが考え行動し、市民の良きパートナーとして市政を担う人材を育成します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
コンビニ交付の発行率	住民票の写し・印鑑登録証明書の発行件数のうち、コンビニ交付によるものの割合	29.9%	40.0%
電子申請件数	マイナポータル及びLogoフォームによる1年間の申請件数	41,915件	50,000件

施策

(1) 御殿場型NPMの推進

“市民を思う気持ち”“市民はお客様”であるという御殿場型NPMの基本に基づき、優れた民間の手法や経営感覚を取り入れながら、市政を「運営」するのではなく「経営」する戦略的・的確な行政経営により、市民のウェルビーイング（幸福度・満足度）の高いまちづくりを進めます。

(2) 窓口DXによる市民サービスの向上

行政手続のオンライン化や簡素化など、多様なニーズに対応した窓口改革に取り組み、利便性向上や窓口負担の軽減など「誰一人取り残さない、人に優しい行政窓口」の実現により、市民サービスの一層の向上を図ります。

（３）機能的な組織づくり

新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、機能的でわかりやすい組織づくりに努めるとともに、部署間の連携を深め、部門横断的な連携調整機能を強化します。

（４）民間活力の活用

効率的で、質の高いサービスを提供するため、民間事業者の技術・専門性・経営力など、民間活力の一層の活用を推進します。

（５）施策・事業の評価と進捗管理

施策・事業を評価・検証し、継続的な進捗の管理を行うとともに、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。

（６）行政のDX化推進とデジタル人材の育成

生成AIやクラウドサービスなどの有効活用により、徹底した業務効率化・最適化を図るとともに、職員のデジタルリテラシー向上や情報セキュリティ対策の強化に取り組みます。

（７）適正な人事管理と人材育成

多様で有用な人材の確保に努めるとともに、職員の能力、経験、専門性等に配慮した適材適所の職員配置を行います。

職員の意識改革や職務遂行能力、対人関係能力等の向上を図るための研修を実施し、自立的な行政運営の担い手を育成します。

併せて、職員の服務規律意識の向上を図るとともに、職員が安心して働けるよう、健康管理体制の充実、働き方改革の推進、カスタマーハラスメント対策の強化など職場環境の整備に努めます。

（８）監査委員監査の充実

行政事務の適正な執行を確保し、その効率性・経済性・有効性を高められるよう、監査技術の向上を図り、公平で効果的な監査等を行うことで、監査委員監査の充実・強化に努めます。



ペーパーレス会議



書かない窓口



7-7 広域連携の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済 豊かな生活環境 選ばれる地方

SDGs における位置付け

6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを
15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう		

国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

交通や通信手段が発達し、通勤や通学、買い物など自治体間の圏域を越えた移動が日常生活に浸透しています。

このような中、観光や産業振興、環境問題など、近隣自治体を含めた広い地域で取り組むべき分野が拡大しており、広域連携体制のさらなる強化が求められています。

関連計画等

- 環富士山広域連携ビジョン

現状データ

富士山ネットワーク会議で実施した事業・イベント



出典：御殿場市企画課

政策の目標

- ◆ 周辺自治体などとの連携により、共通した広域的課題の解決に取り組めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R6)	目標値 (R12)
他の地方公共団体と 連携した施策数	富士山ネットワーク会議各研究会で 実施した事業・イベントの合計	42件	45件

施 策

(1) 広域公共サービス・施策の充実

住民の福祉向上を図るため、近隣自治体と連携し、新たな広域的課題や相互に抱える課題の解決に努めるとともに、施設の相互利用などのサービス充実を図ります。

(2) 広域行政体制の充実・強化

富士山や環境、観光、防災など広域的視点に立って取り組むべきテーマ、また、時代の変化に伴って生じる様々な課題等について、周辺自治体に限ることなく、県や市町といった既存の行政圏域の枠を超えた自治体同士の連携により、取組の推進や課題の解決を図ります。

富士山東麓エコガーデンシティ地域循環共生圏をはじめ、富士山麓地域の中心として、未来に向けた取組を牽引します。



富士山ネットワーク会議による共同宣言



7-8 財産区との連携強化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

合併協定に基づき設置された本市の財産区は、今日までに市の生活基盤、都市基盤、教育施設などの整備に多額の財源を拠出し、地域住民はもとより住民福祉の向上に非常に大きな役割を果たしてきました。今後も市と財産区が一体となり持続可能なまちづくりを推進していきます。

政策の目標

- ◆ 財産区と連携した協力体制の強化に努めます。

施策

(1) 財産区との連携

市と財産区が一体性を保ちながら、協議・協力のもと、まちづくりを効果的に推進します。

(2) 財産区に関する情報の提供

財産区の成り立ちや経緯及びまちづくりに果たしている役割などについて、広く市民に周知するため、市ホームページやSNSなどを通じて情報提供を行います。



合併調印式（昭和30年）

7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

強い経済

豊かな生活環境

選ばれる地方

SDGs における位置付け



国土強靱化地域計画における位置付け

a. 直接死を防止する	b. 救助救急活動の確保	c. 行政機能の確保	d. 経済活動を機能させる
e. ライフラインの早期復旧	f. 迅速かつ強靱な復興	g. 防災と地域成長の両立	

現状と課題

東富士演習場の歴史は、明治45年（1912年）、旧日本陸軍によって創設された富士裾野演習場まで遡ります。その後、連合軍による接收、米軍東富士演習場、日米使用転換協定、東富士演習場使用協定の締結を経て、現在は自衛隊が管理、管轄する演習場として使用されています。

また、市内には陸上自衛隊の3駐屯地が所在し、多くの自衛隊関係者が居住しています。

東富士演習場は、約8,800haにも及ぶ広大な面積のうち、国有地が3分の1、民公有地が3分の2を占めており、国と地元権利者、行政などで締結する東富士演習場使用協定に基づいて運用されています。米軍専用区域である富士宮舎地区の返還による、米軍東富士演習場の全面返還が大きな課題となっています。

市域の約3分の1という広大な面積を有する東富士演習場は、市民生活と広い範囲でかわりを持つことから、地元民生の安定と演習場の安定使用との両立など、望ましい地域づくりの推進とともに、民有諸権利の擁護について、国をはじめとする関係機関と調整を図っていく必要があります。

□ 現状データ

東富士演習場の概要

所在地	市町面積		東富士演習場面積				
	面積	演習場の割合	国有地		民公有地		合計
			面積	割合	面積	割合	面積
御殿場市	19,490ha	31.52%	2,027ha	23.03%	4,117ha	46.77%	6,144ha
裾野市	13,812ha	6.92%	934ha	10.61%	22ha	0.25%	956ha
小山町	13,574ha	12.55%	487ha	5.53%	1,216ha	13.81%	1,703ha
合計	46,876ha	18.78%	3,448ha	39.17%	5,355ha	60.83%	8,803ha

※ 令和7年4月1日現在

出典：御殿場市演習場渉外課



市内所在の自衛隊駐屯地及び米軍施設

施設名	所在地	駐屯人数	面積
陸上自衛隊 滝ヶ原駐屯地	御殿場市中畑2092-2	1,240人	47ha
陸上自衛隊 板妻駐屯地	御殿場市板妻40-1	1,400人	20ha
陸上自衛隊 駒門駐屯地	御殿場市駒門5-1	900人	25ha
富士宮舎地区 (キャンプ富士)	御殿場市中畑2092	150人	118ha

※ 令和7年4月1日現在、駐屯人数は常時移動があるため概数

出典：御殿場市演習場涉外課

政策の目標

- ◆ 演習場の使用に伴う諸障害の防止・軽減を図ります。
- ◆ 民生安定、公共用の施設整備など生活環境整備事業を推進します。
- ◆ 民有諸権利の擁護に努めます。

施策

(1) 演習場の使用に伴う諸障害の防止・軽減

演習場の存在が、市民の生活に弊害をもたらすことのないよう、関係機関と連携し、諸障害の防止や軽減、緩和のための事業を推進します。

(2) 民生安定事業の推進及び民有諸権利の擁護

演習場の設置・運用に伴う、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備などの民生安定施設整備事業及び公共用の施設整備事業を、国・県、関係機関と協議、連携しながら推進します。

市民の身体・生命・財産の安全を守るための諸施策の実施を関係機関に働きかけるとともに、土地・入会・水利などの民有諸権利の擁護に努めます。

東富士演習場周辺開発計画に基づき、国有地解放団地を中心とする地域において、開発と振興を図ります。

(3) 地域と自衛隊との共生

地域と自衛隊が、都市の将来像を共有しながら共存共栄するまちづくりを進めるため、地域と自衛隊との交流を促進します。また、公共施設等における自衛隊や演習場の歴史などの発信を検討します。

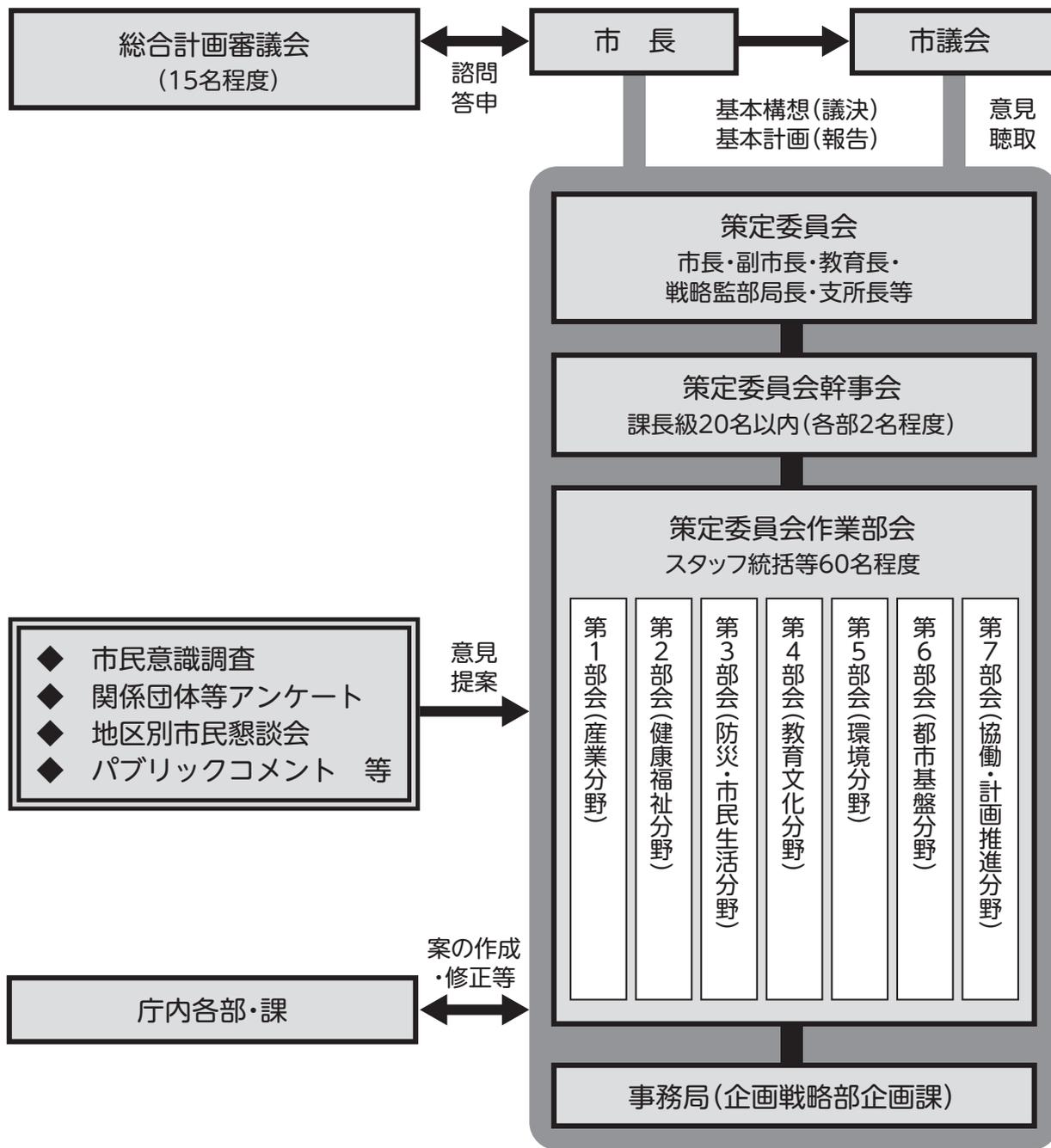
(4) 米軍東富士演習場全面返還の方針の堅持

東富士演習場使用協定成立の前提である、米軍東富士演習場全面返還の方針を堅持し、米軍「富士宮舎地区 (キャンプ富士)」の返還について、関係機関に働きかけます。



資料編

1. 第五次御殿場市総合計画 前期基本計画 策定体制



※ 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、施策の実施にあたっては、総合計画審議会が「外部有識者会議」を兼ね、庁内組織については策定委員会と同じ構成員で組織する「御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部」及び課長級職員（調整会議の構成員）で組織する「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略作業部会」を置く。



2. 策定経過

令和5年度

12月	策定方針決定	庁議
-----	--------	----

令和6年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

6月	◇市民意識調査（2,000票配布）	有効票数770件、オンラインによる自主回答99件
	◇企業・団体アンケート（65団体配布）	回答48団体
	第1回策定委員会作業部会	策定方針及び策定スケジュール確認、第四次後期基本計画評価作業
8月	第2回策定委員会作業部会	基本構想（素案）作成作業
9月	第1回策定委員会幹事会	市民意識調査結果、第四次後期基本計画評価 基本構想（素案）作成作業
10月	第1回策定委員会	市民意識調査結果、第四次後期基本計画評価 基本構想（素案）作成作業
	第3回策定委員会作業部会	基本構想（素案）協議
11月	第2回策定委員会幹事会	基本構想（素案）協議
12月	第2回策定委員会	基本構想（素案）決定
	◇パブリックコメント	意見4件
1月	第3回策定委員会	基本構想（原案）決定
	◇市議会議員懇談会	意見聴取
	第4回策定委員会作業部会	目標人口案協議
	◎第1回総合計画審議会	委員委嘱、諮問 市民意識調査結果、第四次後期基本計画評価 基本構想（原案）審議
2月	第3回策定委員会幹事会	目標人口案協議
	◎第2回総合計画審議会	基本構想（原案）審議
3月	◎総合計画審議会	答申
	第4回策定委員会	基本構想決定、前期基本計画（素案）協議

令和7年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

6月	市議会定例会・特別委員会	基本構想議決
	第1回策定委員会幹事会	前期基本計画（素案）協議
	第1回策定委員会	前期基本計画（素案）協議
7月	第2回策定委員会幹事会	前期基本計画（素案）協議
	第2回策定委員会	前期基本計画（素案）決定
8月	◇パブリックコメント	意見7件
	◇市議会議員懇談会	意見聴取
9月	第3回策定委員会	前期基本計画（原案）決定
10月	◎第1回総合計画審議会	諮問 前期基本計画（原案）審議
	◎第2回総合計画審議会	前期基本計画（原案）審議
11月	◎第3回総合計画審議会	前期基本計画（原案）審議
12月	◎総合計画審議会	答申
	第4回策定委員会	前期基本計画決定
1月	市議会全員協議会	前期基本計画報告

3. 総合計画審議会委員名簿

（敬称略・順不同）

会 長： 芹 沢 和 彦

副 会 長： 小 田 朋 子

勝 又 あゆみ

芹 沢 明 彦

安 田 敏 男

杉 山 ゆかり

芹 沢 恵 子

勝間田 正 明

戸 栗 哲 平

勝間田 祐 一

出口 裕一（R6年度）

釜谷 智彦（R7年度）

山 口 力

勝間田 英 幸

渡 邊 恵 子

勝 又 恵 一 郎

猪 熊 俊 宏

森 雅 宏

花 山 勝 重



4. 第五次御殿場市総合計画（基本構想・前期基本計画）に係る諮問・答申

《基本構想》

06御企企第1187号
令和7年1月28日

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦 様

御殿場市長 勝又 正美

第五次御殿場市総合計画基本構想原案について（諮問）

御殿場市総合計画の策定等に関する条例第4条の規定に基づき、第五次御殿場市総合計画基本構想原案について意見を求めます。

令和7年3月6日

御殿場市長 勝又 正美 様

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦

第五次御殿場市総合計画基本構想原案について（答申）

令和7年1月28日付け06御企企第1187号にて諮問のありました第五次御殿場市総合計画基本構想（原案）について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

答 申

第五次御殿場市総合計画基本構想原案を、概ね妥当なものとして判断いたします。

この原案を、より優れた基本構想として策定していただくよう、別紙のとおり審議会としての意見を付しますので、ご勘案いただきますよう希望いたします。

1. 基本構想全体について

- (1) 策定の時代背景や将来都市像、各政策方針の趣旨・意図が市民にとってわかりやすく伝わる表現等に配慮されたい。

2. 各政策方針について

《政策方針1》

- (1) 観光交流客数の一層の増加とあわせて、オーバーツーリズム抑制等の観点にも配慮されたい。
- (2) 道の駅的施設の整備をふまえた産業振興及び交通のあり方について配慮されたい。

《政策方針2》

- (1) 高齢化社会における「認知症」についての啓発に配慮されたい。
- (2) 障がいのある方の当事者団体等が持続可能な運営を行えるよう配慮されたい。

《政策方針3》

- (1) 防災士の育成等、市全体で防災意識を高めていくことについて配慮されたい。
- (2) 富士山火山防災について配慮されたい。

《政策方針4》

- (1) 人口減少や部活動の地域移行をふまえ、若い人達にとって魅力のあるスポーツ推進に配慮されたい。
- (2) 北駿地区の県立高校再編を見据えた内容に配慮されたい。

《政策方針5》

- (1) 環境と経済の好循環促進に配慮されたい。

《政策方針6》

- (1) 鉄道の駅及びその周辺の活性化について配慮されたい。

《政策方針7》

- (1) 産官学金労言などの一層の連携について言及されたい。

3. 前期基本計画策定に向けて

- (1) 前期基本計画策定に際しては、政策目標の達成に向けて、わかりやすさや市民の声をふまえた指標設定に留意されたい。
- (2) 前期基本計画においては、御殿場市の未来に向けた大型プロジェクト等の記載に配慮されたい。
- (3) 前期基本計画策定に際しては、様々な客観的エビデンスに基づいた政策・施策の検討に配慮されたい。



◀前期基本計画▶

07御企企第835号

令和7年10月2日

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦 様

御殿場市長 勝又 正美

第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案について（諮問）

御殿場市総合計画の策定等に関する条例第4条の規定に基づき、第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案について意見を求めます。

令和7年12月1日

御殿場市長 勝又 正美 様

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦

第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案について（答申）

令和7年10月2日付け07御企企第835号にて諮問のありました第五次御殿場市総合計画前期基本計画（原案）について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

答 申

第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案を、概ね妥当なもの判断いたします。

この原案を、より優れた前期基本計画として策定していただくよう、別紙のとおり審議会としての意見を付しますので、ご勘案いただきますよう希望いたします。

別紙

1 基本計画全体について

- (1) 「現状データ」の要因分析を行い、「現状と課題」「政策の目標」「政策成果指標」「施策」へと反映した一貫性と整合性のある適切な記載内容について配慮されたい。
- (2) 基本構想・基本計画で示された方向性や政策については庁内全体で共有し、施策・事業について横断的に推進されたい。
- (3) 政策・施策を推進する際は、幅広い世代や地域の意見を聞きながら推進されたい。
- (4) 人口減少抑制に係る最も注力すべき事項について、特筆すべき政策・施策を実行していく旨の記載を検討されたい。
- (5) 少子高齢化及び人口減少社会に対応した適切な事業の推進と、地域活動の担い手確保に配慮されたい。
- (6) 公共交通の確保による、若者や高齢者等の交通弱者にも配慮したまちづくりを推進されたい。

2 分野別計画について

《政策方針1》

- (1) 観光交流事業の推進に際し、オーバーツーリズムの観点についても配慮した内容とされたい。

《政策方針2》

- (1) ハード面の指標のみならず、ソフト面に関する政策成果指標設定に配慮されたい。

《政策方針3》

- (1) 防災・減災において、地域防災における企業の役割等について検討されたい。
- (2) 「防犯面」に視点を置いた政策成果指標設定に配慮されたい。

《政策方針4》

- (1) 今後も多文化共生の進展が見込まれる中、市民と在住外国人が互いの文化・習慣など価値観を理解し、共に安全かつ安心して快適に暮らせる環境の整備について配慮されたい。

《政策方針5》

- (1) 資源循環型社会の構築を推進していくため、日本の伝統である「もったいない」精神の啓発にも配慮されたい。
- (2) 有収率に関する記載について配慮されたい。

《政策方針6》

- (1) 太陽光発電など再生可能エネルギー施設の立地について、環境や景観面での調和など適切な指導について配慮されたい。



《政策方針7》

- (1) カスタマーハラスメントへの対応について配慮されたい。
- (2) 人口減少社会においても、行政機能が十分に発揮されるよう、時代に合わせた「組織」「制度」「人材育成」を進められたい。

3 事業の実施に向けて

- (1) 政策目標の達成に向け、事業計画立案時から庁内横断的な体制の構築と事業の推進に留意されたい。
- (2) データに基づく環境事業分野で日本一を目指す取組を推進し、環境関連企業や大学等の誘致に繋がる施策を展開されたい。
- (3) 人口減少対策として、企業誘致による魅力ある雇用・就労の場の創出や関係人口の増加など、段階的な取組について配慮されたい。
- (4) 社会や価値観の変化に対応しながら、自治会等への加入など、担い手の育成や事業の推進に配慮されたい。

5. 庁内総合計画策定組織名簿

● 第五次御殿場市総合計画策定委員会

役職	職名	氏名	
		令和6年度	令和7年度
委員長	市長	勝又 正美	勝又 正美
副委員長	副市長	良知 淳子	良知 淳子
委員	副市長	田代 明人	田代 明人
委員	教育長	勝亦 重夫	勝亦 重夫
委員	企画戦略部長	沓間 信幸	木島 直久
委員	総務部長	小林 和樹	小林 和樹
委員	環境市民部長	井上 史代	井上 史代
委員	健康福祉部長	山本 宗慶	上道 勝人
委員	産業スポーツ部長	鎌野 晃	上道 幸胤
委員	経済外交戦略監	瀧口 達也	---
委員	都市建設部長	鈴木 信義	鈴木 信義
委員	危機管理監	水口 光夫	水口 光夫
委員	会計管理者	勝間田 守正	勝間田 守正
委員	議会事務局長	中嶋 正樹	中嶋 正樹
委員	監査委員事務局長	山本 育実	岩岡 俊峰
委員	教育部長	木島 直久	勝又 欣也
委員	広域行政組合事務局長	鎌野 武	佐藤 昌幸
委員	消防長	外山 貴彦	芹澤 良信
委員	御殿場地域振興センター所長	田代 茂義	田代 茂義
委員	富士岡支所長	坂上 剛	坂上 剛
委員	原里支所長	芹沢 徹	芹沢 徹
委員	玉穂支所長	村松 哲哉	村松 哲哉
委員	印野支所長	山本 明久	山本 明久
委員	高根支所長	杉山 和彦	杉山 和彦

● 第五次御殿場市総合計画策定委員会

令和6年度

佐藤 哲治 芹澤 知輝 池谷 歩美 土屋 翔 中村 大輝
 岩瀬 陽平

令和7年度

芹澤 知輝 川口 聡 池谷 歩美 中村 大輝 岩瀬 陽平
 渡邊 恵司 勝又 明日香



6. 御殿場市総合計画の策定等に関する条例

平成26年6月30日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、御殿場市（以下「市」という。）の総合計画を策定し、又は変更するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から構成するものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す将来都市像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に示した将来都市像及び基本目標の実現に向けた政策及び施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、御殿場市総合計画審議会条例（昭和40年御殿場市条例第24号）に規定する御殿場市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべきものとして、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 御殿場市総合計画審議会条例

昭和40年3月29日

条例第24号

〔注〕平成6年12月から改正経過を注記した。

（ 設 置 ）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（ 任 務 ）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に関すること。
- （2）基本構想に基づく基本計画に関すること。

（一部改正〔平成10年条例7号・19年32号・23年24号〕）

（ 組 織 ）

第 3 条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等の役員又は職員
- （2）関係行政機関の職員
- （3）知識と経験を有する者
- （4）公募による者

（一部改正〔平成6年条例33号・10年7号・19年32号〕）

（ 任 期 ）

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成10年条例7号〕）

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（全部改正〔平成19年条例32号〕）

（ 会 議 ）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。



- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(全部改正〔平成19年条例32号〕)

(部 会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年7月4日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月1日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月15日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月10日条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

8. 第五次御殿場市総合計画策定委員会設置規定

令和6年2月14日

訓令甲第1号

(設置)

第 1 条 第五次御殿場市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）、第五次御殿場市総合計画前期基本計画（以下「基本計画」という。）及び関連する計画の策定を行うため、第五次御殿場市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) その他関連する計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和50年御殿場市規定第3号）第2条に規定する者、御殿場市役所支所設置条例施行規則（昭和60年御殿場市規則第1号）第5条に規定する支所長、御殿場市御殿場地域振興センター規則（平成9年御殿場市規則第12号）第5条に規定する所長及び御殿場市監査委員事務局規程（昭和52年監査委員告示第1号）第4条に規定する事務局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、企画戦略部担当副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 基本構想、基本計画及び関連する計画の原案について、検討及び調整を図るため、委員会に幹事会を置く。



- 2 幹事会は、幹事20人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。
- 4 幹事長は、企画課長をもって充て、副幹事長は、幹事長が幹事の中から指名する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

- 第7条 基本構想、基本計画及び関連する計画の原案の作成に必要な資料の収集、整理及び政策方針毎の計画原案を作成するため、委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会員100人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - 3 作業部会に部会長及び副部会長1人を置く。
 - 4 部会長は、幹事長が指名するものとし、副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。

(意見の聴取)

- 第8条 幹事長が必要と認めるときは、幹事会又は作業部会に幹事又は部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

- 第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。

(この訓令甲の失効)

- 2 この訓令甲は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

9. 御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成27年1月21日

告示第14号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第1365号。以下「法」という。）第4条及び第10条の規定に基づき、本市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（法第1条の「まち・ひと・しごと創生」をいう。）の推進を図るため、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第10条の規定による御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の総合的かつ定期的な検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 本部は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和50年御殿場市規定第3号。以下「庁議等規定」という。）第2条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、企画戦略部担当副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 本部に、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、庁議等規定第5条に規定する調整会議の構成員をもって組織する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市長が定める部課において処理する。



(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第128号)

この告示は、令和5年4月1日から施工する。



御殿場市

GOTEMBA CITY

● 発 行 ●

御殿場市 企画戦略部企画課
〒412-8601
静岡県御殿場市萩原483番地
TEL:0550-82-4421
